

新中国初期の高等教育における思想政治教育について

白土, 悟
九州大学留学生センター : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7385178>

出版情報 : 国際教育文化研究. 14, pp.15-79, 2014-08-28. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



新中国初期の高等教育における思想政治教育について

白土 悟

序章 研究概要

第1節 研究目的

中国共産党は、1949年10月1日新政府樹立から今日（2014年）まで政権基盤を安定させるため、党員、軍隊、大衆に対して「思想政治工作」を実施してきた。「思想政治工作」は「思想工作」、「政治思想工作」と同義語であり、党内外の人々の思想・観点・立場を対象にする政治工作である。具体的にはマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を中核とする共産主義思想体系あるいは社会主義思想を宣伝し教育する活動である。いかなる政府もひとつの政治思想を掲げ、国民に広く宣伝する活動を行うものであるが、中国の場合、全国の学校において教職員・青少年に対し中国共産党・政府の掲げる政治思想が教育されている。教育における政治的中立性はそこにはない。

一般的に言えば、「政治と教育の関係」は国家、民族、社会の置かれた時代状況によって様々に異なる。両者が全く無関係であり得た時代は恐らくないだろう。政治は特に、歴史教育や道德教育、少数民族教育や宗教教育に常に密接に関係し、時には強力に介入してきた。教育における政治的中立性を求めることにそもそも無理があるのかもしれない。そのように考えると、教育における政治的中立性を最良とする立場から、一概に中国のやり方を批判することはできないだろう。

そこで、批判できるか否かを議論する前に、現代中国における「政治と教育の関係」はどのように展開してきたのか、現在どのような状況にあるのかを考察する必要がある。「政治と教育の関係」の一つの表現である「思想政治工作」の分析を通して、この問題を考えたいと思う。⁽¹⁾

ところで、「思想政治工作」はその主要な方法が宣伝と教育であるので、「思想政治教育」（又は「思想政治教育工作」）とも呼ばれる。王一秀主編『中国教育行政管理大詞典』（光明日報出版社、1991年）によれば、「思想政治教育」の語は学校において行われる「思想政治工作」を指す場合に使用されるという。しかし、公的文献・研究文献の中では、この両語は明確に区別されておらず、ほぼ同義語として使用されている。従って、どちらの語でも良いと思われるが、本稿では学校教育を対象にしているので、「思想政治教育」の方を使用することにしたい。⁽²⁾

「思想政治教育」は、党員に対しては社会主義国家の政権担当者としての政治的自覚を促すために行われる。軍隊に対しては、それが対外的であるとともに、対内的にも現支配体制を守護する手段であるために、完全に統御する必要があり、「思想政治教育」は必須である。更に、大衆、即ち労働者・農民・知識分子に対しては党・政府への支持を獲得し勢力を広げるために必要である。とりわけ青少年に対しては、社会主義国家建設を継承する将来の共産主義者やその擁護者を養成する効果的方法として「思想政治教育」が行われるのである。それは青少年の社会意識形態の形成に深く関与するものである。

さて、王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱 1949—2009』（人民出版社、2010 年）は、思想政治教育の実施体制を対象別に 8 つに分類している。⁽³⁾

- ①幹部に対する理論教育制度
- ②全体の黨員教育と支部教育の制度
- ③労働者・農民の積極分子教育制度（工農積極分子教育制度）
- ④知識分子の政治教育制度
- ⑤民主的人士の思想改造と学習制度
- ⑥学校の思想政治教育工作制度
- ⑦大衆に対する宣伝思想工作制度
- ⑧その他：各時期の政治運動への動員

である。

上記 8 つの思想政治教育制度は相互に密接に関係しており、また時々刻々と変化する社会情勢に即応してその内容は拡充され多様化してきた。本稿では⑥「学校の思想政治教育工作制度」に焦点を当てて考察するが、他の制度との関連も必要な範囲で取り上げたい。

第 2 節 思想政治教育史の時期区分

中国では社会主義社会の発展の時期区分が明確になされている。中国共産党もその政府も研究者もみなマルクス主義的観点に立つて、中国における社会主義社会の発展を段階的に把握し長期的ビジョンを提示する試みを行ってきた。社会発展の現段階の到達点と今後の課題を国民に提示することは、恐らく広大な中国を統治する効果的方法なのであろう。それによって国民の信頼を獲得し、社会の安定を図っているのである。

だが、実際の思想政治教育の様相は複雑であり、その発展史を時期区分することは困難である。しかし、思想政治教育は社会発展が次の段階に進むたびに、新しい使命を掲げてきた。そういう意味で、思想政治教育史は社会主義社会の発展史と表裏一体の関係にある。

さて、思想政治教育史について、国家教育委員会思想政治工作司組編『思想政治教育方法論』（高等教育出版社、1992 年）、国家教育委員会思想政治工作司組編『党的思想政治教育史』（高等教育出版社、1993 年）、国家教育委員会思想政治工作司組編『中国共産党思想政治工作史』（紅旗出版社、1995）、許啓賢主編『中国共産党思想政治教育史』（中国人民大学出版社、1999 年）、張蔚萍主編『中国共産党思想政治工作發展史』（中共党史出版社、2004 年）や、王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱（1949—2009）』（人民出版社、2010 年）など研究文献はいずれも大きく二段階に時期区分する。

第一段階は 1949 年 10 月建国宣言から 1976 年 10 月文化大革命終結までの 27 年間であり、第二段階は文化大革命終結後、即ち「改革開放」以後である。⁽⁴⁾

更に、この二段階はそれぞれ幾つかの時期に細分される。しかし、どの時点で細分するかという点では諸説がある。そこで、上記の国家教育委員会思想政治工作司の提出している時期区分を基準とし、近年の研究文献を参考に、暫定的に次のように区分しておきたい。

<第一段階>

第 1 期 1949 年 10 月～56 年 9 月：建国初期の政権と社会主義制度の基盤固めとしての思想政治教育

第 2 期 1956 年 10 月～66 年 4 月：社会主義の全面的建設期の思想政治教育

第 3 期 1966 年 5 月～76 年 10 月：文化大革命期の思想政治教育の重大な破壊

＜第二段階＞

第4期 1976年10月～82年9月：新時期の思想政治教育の撥乱反正と改革開放初期

第5期 1982年9月～91年12月：社会主義現代化建設期（党十二大以降）の思想政治教育の新局面（社会主義精神文明建設という指導方針を提出）

第6期 1992年1月～2002年10月：社会主義市場経済体制期（党十四大）の「有中国特色社会主義的理論」による全党・全国民の思想統一、「三講」教育と「三つの代表重要思想」教育

第7期 2002年11月～2012年10月：胡錦濤（党十六大以降）の「科学的發展觀」と「社会主義核心价值体系」の建設

この中で、本稿は第一段階第1期を取り上げる。第一段階第1期は、1949年10月1日の新中国成立宣言から、1956年9月の中国共産党第8回全国代表大会（9月15日から27日まで開催）において「社会主義改造」の基本的完了が宣言されるまでの7年間である。この期間には第1次5カ年計画（1953－57年）が実施され、また農業・手工業・資本主義的商工業の三分野において社会主義的改造が行われた。社会経済構造が社会主義的に変革されたことから「社会主義改造期」と言われている。

社会経済構造（経済基礎）の上にその維持に役立つ上部構造（上層建築）が創り上げられているとすれば、社会経済構造の変革は上部構造の変革と一体的に進められなければならない。上部構造には政治法律制度と社会意識形態の二側面がある。政治法律制度とは政権、法廷、軍隊、警察などの制度と施設を指し、社会意識形態とは政治思想、法律思想、道徳、哲学、芸術、宗教などの観点を指す。思想政治教育はその社会意識形態の変革を意図するものである。もちろん思想政治教育が人々に深い影響を与える場合もあるが、ほとんど影響を与えない場合もあろう。多くの人々はその両極端の中間のどこかに位置するだろう。彼らの社会意識形態は社会情勢に呼応して社会的行動として表出されるものである。

かくして「社会主義改造期」には旧上部構造の変革が最も急進的に推し進められた。それは大掛かりな思想闘争の始まりであり、今日まで続く思想政治教育の出発点であった。学校の思想政治教育の体制が確立した最も重要な時期であったと言えよう。⁽⁵⁾

以上の点を踏まえて、本稿では社会主義改造期における大学の思想政治教育の展開について検証する。それは大学生の社会意識形態の形成史の一側面である。とは言え、思想政治教育が彼らの社会意識形態にどの程度影響を与えたかは明確ではない。児童・生徒が「外からの教育」の影響を受け易いのとは異なり、大学生になると、現実に対する批判力が高まり、「内からの探求」によってもたらされる内面的自覚が重要な働きをするようになる。「外からの教育」は吟味され、必ずしもそのまま受け入れられるとは限らない。彼らが思想政治教育の内容をどれ程受け入れるかは判然としないが、大学生に対する思想政治教育制度を考察することにより、彼らの社会意識形態の一端は明らかにできるだろう。次の時期になると、思想政治教育は児童・生徒の時から始まり、大学卒業まで続けられる。その影響は確実に強まるであろう。すなわち、世代が下るに随って、その影響力は強まっていくものと予想される。⁽⁶⁾

第1章 高等教育制度の変革と確立

中国共産党と新政府は、社会主義改造期に小中高校・大学等の教育行政権を掌握し、旧国民政府の教育行政制度、学校制度、教育体制、教育内容、教育方法などを全面的に変革しなければならなかった。変革は一朝一夕に完了す

るものではない。通り抜けねばならない難しい局面が幾つもあった。その変革はどのように進化したのか。学校において思想政治教育を実施するための基盤作りともいえるべき高等教育制度の変革をまず概観しておきたい。

ところで、岩下・榊田（1978）は国家（政治）と教育の関係について3つの類型を挙げている。第一の類型は国家による教育独占の形を取るものである。「国家が依拠する一定の価値観のもとに教育は国家によって統制され、原則的に国立以外の学校の存在は許されず、社会教育も国の統制に組み込まれ、教育行政は中央集権的、官僚統制的なもの」であり、「その国家が依拠する価値観を唯一のものとして個人に強要するもので、人間の個性・自発性を重視する教育の立場からは容認できないものである」という。

第二の類型は国家が教育に対して全く放任・不介入の形を取るものである。「教育が究極においてすぐれて個人的であることを強調する」ものであり、近代国家では現実には存在しない。第三の類型は国家が教育に強い関心をもって公教育制度を発展させるとともに、その中で「教育の自由を尊重する」形を取るものである。「そこでは国家が一つの価値を強要することなく、国公立学校と並んで私立学校の存在が積極的に認められ、教育行政は地方分権的、専門指導重視のものとなる」という。

そして、第一の類型は過去のナチス・ドイツ、ファシヨ・イタリア、天皇制絶対主義などに見られたもので、現在は社会主義国家に見られ、第三の類型は現在の自由主義国家に広く見られるものである。⁽⁷⁾

教育行政制度の観点から言えば、公権力である中央政府と地方政府の教育行政機関はそれぞれの職務権限によって、国家社会の教育政策の方針に基づき教育の諸条件、即ち外的事項（学校の設置・施設や管理など）と内的事項（入学試験、教育課程の編成、教科書の決定、就学条件、教員の勤務形態など）を整備している。だが、中央政府と地方政府の職務権限の境界をどこに設定するかについては様々な見解がある。中央政府の職務権限が外的事項と内的事項の全てに及ぶべきだという見解もあれば、中央政府の職務権限をできる限り縮小し地方政府の職務権限を拡大すべきだという見解もある。実際、諸外国の見解は異なり、それが各国の採っている教育行政方式に反映している。

新中国の場合はどうかと言えば、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想という唯一の価値観に依拠する社会主義国家であり、中央政府が教育行政の外的事項も内的事項も直接統制している。従って、教育行政方式は中央集権的であり、その変革は上意下達式で行われる。⁽⁸⁾

本稿では、新中国初期の教育変革について外的事項から考察を始めて内的事項に及ぶことにしたい。すなわち、第一に、大学における思想政治教育の実施のための基盤整備、即ち中央政府による大学指導体制の確立、外国大学の接收・処理による教育主権の回収について、第二に、大学の新教育体制の確立などについて考察する。また第三に、大学における思想改造運動などの進行状況について、第四に、大学学部における思想政治教育の課程について検証することにした。⁽⁹⁾

第1節 中央政府による大学指導体制の確立

新政府は旧国民政府に代わって新しく大学行政を管理指導する体制を作り上げなければならない。1950年5月5日、政務院は「各大行政区の大学管理の暫定的辦法」（各大行政区高等学校管理暫行辦法）を發布。以下、「50年大学管理辦法」と略すが、大行政区の大学に関する指導方針を提出した。但し、華北区の大学に関しては、すでに教育部が直接指導することになっていたもので、それ以外の大学について適用されたものである。

なお、大行政区とは、1949年から54年まで約5年間、全国を6区に分けた行政制度である。大行政区は6軍区に相当し、軍によって統治されていた。すなわち、①東北区は東北人民政府の管轄（旧満洲全域）、②華北区は中央政府の直轄（華北4省）、③西北区は西北軍政委員会の管轄（西北5省）、④華東区は華東軍政委員会の管轄（華東6省）、⑤中南区は中南軍政委員会の管轄（中南6省）、⑥西南区は西南軍政委員会の管轄（西南4省）である。

この6大行政区には、中国共産党の拠点組織である中央局（東北局、華北局、華東局、中南局、西南局、西北局）とその分局が設置された。中央局は大行政区の区都、分局は省都に置かれた。但し、直轄市と内蒙古自治区、綏遠地区は大行政区以外の管轄地であった。⁽¹⁰⁾ また、中国語の「高等学校」は日本語訳では<高等教育機関>であるが、<大学>と訳してもよい。高等教育機関には、中国語で「大学」（総合大学と普通大学がある）、「専門学院」（師範学院や外語学院、農学院、工学院などを指す）、「専科学校」の3種類があった。以下、「50年大学管理辦法」の部分訳である。

《第1条 各大行政区の大学は暫時、各大行政区教育部または文教部が中央教育部を代表して指導する。

第2条 各大行政区の総合大学の学長・副学長は各大行政区の最高行政機関によって 指名され、中央教育部の同意を経た後、教育部が政務院に報告し、中央人民政府委員会に任免を請うものとする。独立学院の院長・副院長および専科学校の学長・副学長は各大行政区の最高行政機関によって指名され、中央教育部の同意を経た後、政務院に任免を請うものとする。

第3条 各大行政区の大学の重要な方針は、中央教育部が一般的な統一規定を作る以外に、各大行政区教育部あるいは文教部もまた地方に適応する規定を作ることができるが、中央教育部に報告し承認を得た後に初めて執行できる。

第4条 各大行政区の大学の予算・決算は各大行政区教育部あるいは文教部によって審議された後、中央教育部に報告し認可される。

第5条 上の第2・3・4条以外に、各大行政区の大学に関係する事項、例えば学校の設置、合併あるいは閉校などは専門的案を報告して中央教育部の承認を請う。学校組織や課程、教職員・用務員の名簿、学生名簿、卒業生名簿、新入生名簿などは一定の期限内に中央教育部に報告すること。臨時に発生した重大事項は、必ず随時、教育部に報告すること。定期的な総合報告の期限は暫定的に2ヶ月（月末）に1度とする。

第6条 私立大学の学長・副学長の聘任と解任および学校の登録あるいは登録抹消は、各大行政区教育部あるいは文教部の承認後、中央教育部に報告し認可される。その他の大学関連事項は、本条の規定するものおよび予算決算を除き、第1・3・5条の規定を適用する。》 （政務院「各大行政区高等学校管理暫行辦法」）

すなわち、各大行政区教育部（又は文教部）が中央教育部（1949年11月設置）の代行者として自ら立案し、中央教育部や政務院はその案に最終的に認可するという方式である。換言すれば、大行政区は当地の教育行政の方針や実施案を独自に作成する権限を有し、中央政府はそれを認可する権限を有すると規定したのである。即ち、地方政府重視の教育行政方式が取られていた。

しかし、規定は直ぐに変更された。50年7月28日、政務院は「大学の指導関係の問題に関する決定」（關於高等学校領導關係問題的決定）を發布。これによれば、中央教育部が全国大学（軍事学校以外）に関する全国統一の方針を作成し、大行政区教育部（又は文教部）はその全国統一の方針に基づいて当地の大学群の管理責任を負う。即ち、中央集権的な教育行政方式に変わったのである。以下、関係箇所訳である。

《（一）中央人民政府教育部（以下、中央教育部と略す）は全国大学（軍事学校を除く）に対して、等しく指導責任を負う。各大行政区人民政府あるいは軍政委員会教育部や文教部（以下、大行政区教育部と略す）は等しく中央の統一的政策方針に基づき、その区の大学を指導する責任を負う。

1. 中央教育部の發布する全国高等教育の方針・政策や制度・大学の法規に関して、また教育原則上の指示に関して、および大学の設置変更や閉校、大学学長や専門学院院長や専科学校の校長の任免、教師や学生の待遇、経費支出の基準などの決定に関して、全国大学は等しく執行しなければならない。ある地区やある学校は

特殊な情況によって時と場所に適した決定をすることができるが、まず大行政区教育部の建議あるいは審査を経なければならず、中央教育部が報告を受けて調査のうえ許可する。

2. 中央教育部は、速やかに状況を理解し、問題を検討し、経験を総括するために、ある一つの学校を指定して、直接に教育部に関連事項を報告させることができる。各大行政区教育部もその区の大学に対して同様の職権を有する。

3. 全国高等教育建設計画が中央教育部を経て統一的に制定される前、全国高等教育経費が中央教育部によって統一的に配分される前、各大行政区高等教育建設計画および高等教育経費配分計画は各大行政区教育部が責任を持って制定し、中央教育部が報告を受けて承認し施行する。

(二) 華北区の大学は、既に省政府によって指導されているもの以外は、中央教育部によって直接指導する。その他の各大行政区内の大学は、しばらくは中央教育部によって各大行政区教育部が直接指導するよう委託する。中央教育部は条件を見て、計画し、順序立てて各地区の大学を中央教育部の直接指導に返さなければならない。各地の大学は所在地の省・市人民政府と密接に連絡し、省・市人民政府が当地の大学に対して行う政治学習、参観実習、(警衛) 及び一般人事などの方面で積極的に協力しなければならない。

(三) 総合大学及び幾つかの業務部門と関係する専門学院は、中央あるいは大行政区教育部の直接指導に帰す。教育部はこの種の学校の業務教育及び実習参観に関して、政府その他の関係部門と密接に連携し、会合を開いて相談して処理し、各関係部門は具体的援助と指導を積極的に与える責任を負う。ただ一つの業務部門と関係し、又はある一つの業務部門と主に関係する大学は、その日常の行政、教師の配置調整、経費管理、設備や実習参観などの事柄について、中央あるいは各大行政区人民政府や軍政委員会の関係部門によって直接指導を受ける。各関係部門は教育を管理する人員や機構を増設し、上述の指導任務を執行する責任を負う。但し、上述(一) 項の各規定を今まで通り執行しなければならない。

(四) 上述の原則に基づき、大学の指導関係は必要あって変更する時は必ず計画的に、順序立てて、十分に準備して行い、かつ必ず関係方面の協議・妥結を経た後、中央教育部が命令し実行しなければならない。

(五) 本決定は中央人民政府政務院によって公布し施行する。》

(政務院「關於高等学校領導關係問題的決定」)

その2年後、52年11月15日、中央人民政府委員会第19次会議にて「大行政区人民政府(軍政委員会)機構と任務を改変することに関する決定」(關於改變大行政区人民政府(軍政委員会)機構与任務的決定)が通過し、全国で大規模な経済建設・文化建設を開始するに当たって、中央政府の各種事項に対する指導を統一集中させるために、中央政府や省・市の人民政府組織を強化し、その指導責任を重くした。この決定により、大行政区人民政府(軍政委員会)は「行政委員会」と改称された。「行政委員会」は中央政府を代表して地方政府を指導監督する役割を担うものとされたが、その役割はかなり限定されたものになった。

翌53年10月11日、政務院は「大学の指導関係を修訂することに関する決定」(關於修訂高等学校領導關係的決定)を新たに発布。全国大学は教育部や管轄官庁が統一的に指導するが、各大学の直接的管理については、総合大学は中央人民政府高等教育部が直接管理し、他の官庁所属で専攻学科の多い「高等工業学校」も高等教育部が直接管理する。他の官庁所属か、その官庁の幹部養成を行う高等単科大学はその官庁に管理を委託する。そして、高等教育部や他の官庁が管理に困難を来した時には、現地の大行政区行政委員会や地方政府(省・直轄市・自治区)が管理責任を負うものと規定したのである。つまり、大行政区の「行政委員会」は大学の管理責任を負うものではなくなった。

因みに、54年6月19日、中央人民政府委員会第32次会議にて「大区一級行政機構を撤廃し、若干の省・市を合併する制度を建てることに関する決定」(關於撤銷大区一級行政機構和合併若干省、市建制的決定)が通過し、6

大行政区は撤廃された。国家計画経済が始動するに当たり、全国行政の業務効率を上げ、幹部人員を節約し、また大行政区内にあった省・直轄市を合併・縮減するなどして、中央政府の管理負担を減じるためであった。こうして中央政府が直接に省・直轄市・自治区の地方政府を指導する体制が確立したのである。

その際の行政区改革は表1の通りである。特に、旧制度における11の直轄市が各省の管轄する「省轄市」に変更され、直轄市は北京、天津、上海の3都市だけとなった。

表1. 1954年の大行政区廃止に伴う省・市の再編

旧制度	新制度	旧制度	新制度
遼東省・遼西省	遼寧省に統一	瀋陽・旅大・鞍山・撫順・本溪（全て直轄市）	遼寧省の省轄市
松江省	黒竜江省に合併	ハルビン（直轄市）	黒竜江省の省轄市
寧夏省	甘肅省に合併	長春（直轄市）	吉林省の省轄市
西安（直轄市）	陝西省の省轄市	武漢（直轄市）	湖北省の省轄市
重慶（直轄市）	四川省の省轄市	広州（直轄市）	広東省の省轄市

出所) 中央人民政府委員会「關於撤銷大区一級行政機構和合併若干省、市建制的決定」1954年

第2節 外国の資金を受けている「教会大学」の接収・処理

アヘン戦争後、欧米列強の各教会は中国人の牧師・教師・外資系企業社員等の育成を目的として中国に各種の学校を設立した。これらの学校は通常「教会学校」と総称された。「教会学校」にはフランスのカトリック系と米英のプロテスタント系があったが、新中国政府はすべてを接収・処理したのである。

1950年10月12日、教育部部長・馬叙倫は北京の私立輔仁大学を接収した経緯を書面にて記者発表した。それによれば、輔仁大学はカトリック教会が1925年に創立し、学校の行政権と財政権は教会の派遣した外国人が掌握してきた。中国人校長を据えてはいたが、何事にも決定権は与えられていなかった。そのうえ抗日戦争期には「輔仁大学の教会」の日本人を大学事務局長に任用し、また抗日戦争終結後は米国や蒋介石派と結託して、学生たちの反米・反蒋活動を厳しく制限した。北京解放後、新中国政府教育部は、外国人による学校運営の禁止措置が独立国としての当然の権利であることなどを申し入れたが、輔仁大学の教会側は反発し、8月1日に大学への資金投入を停止した。これにより教職員の失業問題や学生の就学停止問題が生じた。これを防ぐために新政府は輔仁大学を接収することを決定したという。⁽¹¹⁾

1950年12月29日、政務院第65次政務会議において、政務院副総理・郭沫若の提出した「米国の資金を受けている文化教育救済機関及び宗教団体の処理の方針に関する報告」（關於處理接受美国津貼的文化教育救済機関及宗教団体的方針的報告）が通過した。翌12月30日、政務院は同報告を「米国の資金を受けている文化教育救済機関及び宗教団体の処理に関する方針の決定」（關於處理接受美国津貼的文化教育救済機関及宗教団体的方針決定）と題して発布した。以下、「50年決定」と略すが、ここにいう「津貼」とは＜資金援助（又は財政支援）＞の意味である。もし教会学校が特定の宗教団体から財政的に独立し、不特定の宗教団体から資金を受けている場合、「津貼」は＜資金援助＞と訳するのが適切であろう。だが、もし特定の宗教団体がそもそも学校の運営母体であり、学校財政権を掌握している場合、＜資金援助＞ではなく、むしろ＜資金投入＞と考えられる。各教会大学のその辺の実情は明確ではないが、輔仁大学のように後者の場合が多かったのではないだろうか。従って、中国語の「接受美国津貼」は取りあえず＜米国から資金を受けている＞と訳しておきたい。

さて、「50年決定」によれば、中央政府はこれら「文化教育救済機関」（文化機関、教育機関、救済機関の合成詞）や宗教団体に対して、当初は政府法令を遵守すれば米国の資金を受けてもよいと考えていた。しかし、「アメ

リカ帝国主義は依然として絶えずこれらの機関や団体を利用してこっそりと反動的宣伝と活動を企図している。1年来、わが公安機関は多くのこの種の事件を発見した。デマを飛ばし、誹謗し、反動的宣伝を実行し、反動的書籍を出版配布し、甚だしきは武器を隠し、蒋介石の特務機関と結託し間諜活動を実行する等々である。とりわけアメリカ帝国主義が朝鮮・台湾を侵略した後、中国人民の抗米援朝運動を広範に展開した際、アメリカ帝国主義分子はこの種の破壊活動を一層活発化させた」という。かくして、政府は方針を変更した。

すなわち、米国の資金を受けている文化教育機関や宗教団体に対しては、中国人が完全に自主運営できるように計画的な援助を与える。また文化教育機関・医療機関については、状況を見て政府が国家事業として引継ぐか、あるいは中国人（個人や団体）による自立的事業として経営させるかを決定する。更に、救済機関については、「中国人民救済総会」が全て引継ぎ、宗教団体については中国人教徒による自立団体に改変するよう指導し自立支援を行うという。

この「50年決定」を受けて、2週間後の1951年1月11日、教育部は「米国の資金を受けている教会学校とその他の教育機関の処理に関する指示」（關於处理接受美国津贴的教会学校及其他教育機関的指示）を發布し、教会学校の接收・処理の方針を指示した。すなわち、まず外国の資金を受けている学校の全国調査を実施すること。大学（附属小中高校を含む）に関しては1月末までに、初等学校（幼稚園を含む）に関しては3月末までに、調査結果を教育部に報告すること。また接收のための「思想準備工作」を入念に行うことなどである。なお、「思想準備工作」とは、アメリカ帝国主義の文化侵略の罪業を訴える運動と、反帝国主義と愛国主義の教育を行い、教職員・学生が教徒と非教徒に分裂して争わないようにすることである。

さて、この「指示」は学校の処理原則について次のように述べる。

《（一）処理原則

（1）1951年、米国の資金を受けている各級の学校の処理を完了させる。その他の外国の資金を受けている学校は、政治上反動的であるものは回収して自主運営させなければならないが、それ以外は一般的には登記（専門登記処）を行い、管理を強化する。

（2）米国の資金を受けている学校に対して、下記状況に応じて異なる処理を行う。

甲：元来、学校経費の全部或いは大部分が米国の資金である場合、その源を断った後、中国人の個人的出資によって運営するという条件に改良できないものは、接收して公立学校とする。

乙：元来、学校経費の一部は米国の資金から出ており、一部は他の外国の資金から出ていた者は、その理事会（米国側の理事を辞めさせ、中国側の理事を増やす）と学校行政を改組しなければならない。その行政権は必ず中国人の校長に帰属しなければならない。政府は米国の資金を停止した後、事情を斟酌して補助しなければならない。しかし、この種の学校が反動的であれば、政府は接收しなければならない。

丙：元来、学校経費の一部は米国の資金から出ているが、大部分は学費収入及び中国人個人の寄附による場合、理事会に責任を負わせなければならない。外国籍の理事を全て去らせ、中国人の自主運営する私立学校に完全に改める。その経費に困難がある時には、政府は適当に補助すべきである。

（3）人事問題については以下の原則で処理する。

甲：米国籍の理事は一律に解職する。米国籍人員は一律に学校行政の職務を担うことを得ず。米国籍の教師は、思想・言行が反動的である者は辞職させるが、それ以外は留任させなければならない。その業務に不適当な者はその業務を変えるべきである。留任しないと決め、引き留めても効果がない者は辞職の準備をする。

乙：中国籍の校長や教職員・用務員は一般に現職に留める。個々の業務不適格者は業務を変え、彼らが安心して働けるようにする。

（4）処理の過程では、一律に学校の現状を維持する。移転・合併・院系の調整などはしない。

(5) 接收した学校では、経費や教職員・用務員の待遇は、元の通りとする。

(6) 大学の中の宗教学院や神学院は、しばらく現状を維持する。中央によって処理方法を検討し、別途通知する。》
(教育部「關於处理接受美国津贴的教会学校及其他教育機關的指示」)

こうして、1951 年の接收・処理工作は実施された。その際、幾つかの注意事項を与えている。すなわち、米国の資金を受けている学校は特に「アメリカ帝国主義による文化侵略の影響」を徹底して肅清することや、「米国政府の侵略政策」の支援者と善良な米国人を区別すること、海外華僑の子弟と中国人学生は中国の学校に転入させること、「教会学校」の処理に関しては教職員・学生の信教の自由を保障すること、学校への個人的出資は奨励すること、図書・文物・設備は破壊しないこと、などである。

年末、12 月 26 日、教育部は「米国の資金を受けている学校の 1951 年の処理に関する総括報告」(關於 1951 年处理接受美国津贴的学校的總結報告)を発行した。これによって仮称「教会大学」の 1 年間の接收状況を窺うことができる。以下、その要約である。

(1) 1950 年末における「外国の資金を受けている学校」の情況

全体情況は表 2 の通りである。大学は全国で 20 校(輔仁大学は接收済みで算入しない)、在籍学生は 14,536 人、教職員は 3,491 人、警備員(工警)は 1,943 人であった。この中で、震旦大学、震旦女子文理学院、津沽大学の 3 校以外の 17 校は、米国の資金を受けていた。その在籍学生は 12,984 人、教職員 2,940 人(そのうち外国籍教職員は 110 人、うち 44 人は米国籍)、警備員は 1,879 人であった。その分布は、華北区 3 校、華東区 9 校、西南区 2 校、中南区 3 校である。また中等学校は全国で 514 校、初等学校は 1133 校を数えた。

これら外国の資金を受けている学校に対して、次のように非難している。「(これらの学校は) 最も早くは 19 世紀末から 20 世紀初めに成立し始めた。帝国主義者が宗教の外套をまとい、中国に配置した文化侵略の基地網である。帝国主義者はこれらの学校を通して、各種の政治・経済・文化的な侵略陰謀を実行し、米国の生活様式を宣揚し、かつその中国侵略に従事する忠実な手下を育成することを企図している。これらの罪業は外国の資金を受けている学校を処理するための今年の「控訴運動」(皆に罪を告発する運動)の中で、既に大部分が暴露された。また、これらの学校は全て中国の地主・官僚・買弁ブルジョア階級と密接な関係を有するものである。解放前の中国の反動統治階級は一般に自分の子弟をこれらの学校に通学させることを望んだ。それ故に、これらの学校の学費は高いのに学生は少なくない。一般に中国人の運営する私立学校の規模と比べても大きい」と。

表 2. 外国の資金を受けていた学校の 1950 年末の情況

学校別	総人数			分布情况(校数)						
	学生	教職員	工警	華北	華東	西南	西北	中南	東北	計
大学	14,536	3,491	1,943	3	9	2	—	3	—	17 (米国)
中等学校	160,250	10,433	—	65	242	75	11	121	—	514
初等学校	188,376	2,759		65	574	240	55	186	13	1,133
計	363,162	18,626		133	825	317	66	310	13	1,664

出所 教育部「米国の資金を受けている学校の 1951 年処理に関する総括報告」

すなわち、外国の資金を受けている学校は全て「帝国主義者」による中国侵略の道具であり、解放前に統治階級と結びついていたのが何よりの証拠だと断定する。新政府がそれら学校を接収するのは、帝国主義者から教育主権を取り戻すためである。これが接収の大義名分であった。

（2）処理の方針と段取り

「50年決定」を受けて、1951年1月11日、教育部は「米国の資金を受けている教会学校とその他の教育機関の処理に関する指示」（關於处理接受美国津贴的教会学校及其他教育機関的指示）を發布。この中で、処理工作は国家の教育主権に関する重大な工作であることを強調し、現有の各級の教会学校は維持されるだけでなく、更に良く運営されねばならず、各地は「思想動員工作」（大衆に帝国主義による文化侵略の罪業を訴えること等）を充分に行い、反帝国主義的な愛国主義教育を実行するとともに、宗教信仰の自由を保障して教徒と非教徒を愛国主義の名の下に団結させるよう求めた。そして、米国の資金を受けている大学は教育部が直接指導し、4月までに全ての処理を完了させ、また中等学校は大行政区人民政府（又は軍政委員会）の教育部（又は文教部）が直接指導して夏期休業までに全ての処理を完了させ、幼稚園を含む初等学校は各省市の文教庁（局）が直接指導して51年末までに全ての処理を完了させるという方針を示した。^{（12）}

同時に、具体的処理の原則として、①外国の資金を受けている学校は全て登記すること、②アメリカ帝国主義の資金を受けている学校は全て1951年内に各学校の状況に対応した方法で処理を完了すること、③米国籍人員の理事（董事）や学校行政職を解任すること、④中国籍の教職員・用務員（教職員工）はそのまま現職に留め、待遇も配慮し、安心して仕事ができるようにすること、⑤大学の中の宗教学院や神学院は暫時現状を維持すること、などを指示した。

この方針と処理の原則に基づき、教育部は1月中旬に「外国の資金を受けている大学の処理会議」（処理接受外国津贴的高等学校会議）を開催し、処理法案を策定。次いで3月中旬に、中央政府華北事務部文教組と共同で華北区の5省2市の文教庁（局）代表会議を開き、外国の資金を受けている中等学校の処理法案を策定すると同時に、華東区、中南区、西北区、西南区における処理法案も策定した。初等学校に関しては各省市が直接に、あるいは「専区」（複数の県を合わせた行政区）と「行署」（省級の出先機関を指す「行政公署」の略称）に委託して、中等学校同様に処理法案を策定した。これら処理法案の策定に際しては、「学校の理事・校長・教師代表に人民政府の処理方針を充分に理解させ、彼らの多くの懷疑と不安を解消し、充分に考えを練り、民主的に協議し、各校の具体的状況を考慮」して、順調に処理を完了できたという。

（3）処理の結果と収獲

教会大学は全部で21校あった。輔仁大学を除き、1951年の間に20校が処理された。表3のように、公立化した大学は燕京大学、津沽大学、協和医学院など11校であり、中国人が運営することで私立として維持され、政府補助金を交付された大学は9校であった。この接収・処理経費は、62,162,369,000元（約621億元）に上った。^{（13）}

私立中等学校では268校中、新政府が接収して公立化したのは51校（約20%）、中国人が運営するという条件で私立として維持され、政府補助金を交付されたのは217校（約80%）であった。この接収・処理経費は29,749,230,000元（約297億元）であった。

私立初等学校では465校中（不完全な統計）、新政府が接収して公立化したのは70校（15%）、私立として維持されたのは395校（85%）であった。この接収・処理経費は7,238,820,000余元（約72億元）であった。

すなわち、外国資金が投入されていた小中高校・大学の計753校が接収・処理され、総経費は99,150,419,000元（約991億元）に達した。当時としては莫大な額であったと思われる。当然のことながら、巨費を投じて半

植民地状態から真の独立国となるためには教育主権を取り戻す必要があった。かくして、「帝国主義による中国への文化侵略の道具」であった教会学校から教育主権を取り戻して、18 万人の青少年・児童を「解放」できたことは、「中国人民革命の、アメリカ帝国主義の侵略に反対する闘争の中の偉大な勝利」であり、また「教育戦線において歴史的意義のある偉大な勝利」であると述べる。この過程で学校の教職員・用務員は初步的に思想改造されたという。

表 3. 1951 年に接收された教会大学

地区	政府接收後、公立化した大学		中国人の運営により私立を維持した大学	
	接收前	接收後の改名/合併	処理前	処理後、合併
華北	輔仁大学 燕京大学 津沽大学 協和医学院 銘賢学院	50 年に接收 一部を他大学に分散 一部を他大学に分散 中国協和医学院 山西農学院、山西大学 工学院、西北工学院に 分割	なし	なし
華東	金陵大学 金陵女子文理学院 福建協和大学 華南女子文理学院	金陵大学 同上に合併 福州大学 福州大学に合併	滬江大学 東吳大学 震旦大学 震旦女子文理学院 聖約翰大学 之江大学 齊魯大学	一部を他大学に分散 一部を他大学に分散 私立震旦大学 同上に合併 一部を他大学に分散 一部を他大学に分散 一部を他大学に分散
中南	華中大学 文華図書館学専科学校	華中師範学院	嶺南大学	一部を他大学に分散
西南	華西協和大学	華西大学	求精商学院	西南人民革命大学

出所)『中国教育年鑑 1949—1981』中国大百科全書出版社、1984 年、233 頁。これら欧米系大学は接收後、公立化し、まもなくして校名は抹消された。

(4) 経験と教訓

全国的に見て、1951 年の処理工作は成功であった。その経験を次のように総括している。

①政務院の方針に基づき、「思想動員」と思想指導を重視し、この闘争の政治的意義を強調し、打撃を与える対象を米国帝国主義であるとして明確にし、宗教信仰の自由を確実に保障した。「かつ教徒と非教徒の愛国的団結を強調して、大衆を発動し、最大多数を団結させ、政治覚悟を高め、敵味方の境界を明確に分け、反帝国主義の統一戦線を作った」ことが闘争に勝利する鍵であった。⁽¹⁴⁾

②中国籍の教職員・用務員は留任し、給与も配慮し、転職・合併しないことを保障した。この原則を実行したことで、彼らの不安を取り除き、感情的な波風を立てず、帝国主義分子に踊らされるのを防いだ。

③学校の処理方を確定する時、教師たちの思想と認識を徐々に高め、焦らずに協議を重ね、校長や教職員の意見を十分に聴取し、然る後に学校の具体的状況に応じて方案どおりに実行することが大切である。

④処理前に、学校の歴史、人事関係、「進歩」派・「中間」派・「落後」派と反動派の勢力状況や学校の資財を調査すれば、工作に容易に着手できる、という。

ところで、個々の地区や学校で方針に違いが生じると、いろいろな問題が発生する。そこから得られた教訓は次の通りである。

①事前調査を充分に行うこと。例えば、天津市教育局は調査不足のため、海外華僑の子弟のための「聖若瑟大学」と、外国の資金を受けていた「聖約翰大学」（セント・ジョーズ大学）を混同して、一緒に処理してしまった。

②湖南省のある地区では全体的な配置を考慮せずに5つの中等学校を接収してしまった。また浙江省・広東省のある地区や湖北省の襄陽地区でも同じ事が起こった。「思想動員」を重視せず、むやみに接収してはならない。

③接収・処理は帝国主義による文化侵略との闘争であることを宣伝せず、また宗教信仰の自由を保障しないなど、教徒と団結することを軽視した例もある。河南省開封市の4つの学校では、帝国主義による文化侵略に反対すると控訴した時、ある人は「キリストは私生児である」、「キリスト教徒を私は価値の低いものと見ている（我低看他三分!）」と発言して、教徒の反感を引き起こし、教徒と非教徒との団結を乱した。

④一時的な利益に囚われ、政策を破壊した例もある。中南区教育部の報告によれば、湖北省文教庁は、省の教育学院が賃貸契約の切れた後も善導女子中学の部屋を継続して占有することを認めていた。職権濫用である。同庁の李実庁長は、博文中学から借りた校舎を文化処に帰属させることを承認し、また武昌文華中学から借りた部屋を力づくで占有した。これら不正行為が教師・学生の不満を噴出させたのである。

以上のように、教育部は1951年における外国の資金を受けていた大学の接収・処理問題の進捗状況を総括し、その過程で生じた諸種のトラブル事例を示して、そこから学ぶべき教訓を通告したのである。

第2章 大学の新教育体制

新政府によって政治・経済・社会・文化のそれぞれの側面において、旧体制の破壊と新体制の創造が進行した。教育分野も例外ではない。旧国民政府の教育体制は大幅に変革され、新政府は新教育体制を急いで確立していった。大学の教育体制の確立過程を見ることにしたい。

第1節 大学の発展情況

1. 「国民党統治時期」における大学の情況

少し時代は遡るが、辛亥革命の結果、1912年1月3日、中華民国臨時政府（臨時大總統・孫文）が樹立された。だが、各地に軍閥割拠し国内政情は安定しなかった。そのために高等教育事業の発展は著しく阻害された。1917年統計では、国立大学は北京大学1校、省立大学は北洋大学と山西大学2校、専門学校22校、私立大学5校、高等師範学校2校のみであった。その後、黄埔軍校（24年1月創設）、高等師範学校などが若干新設されたが、大きく発展することはなかった。⁽¹⁵⁾

1926年7月1日、広東国民政府は北伐を宣言。北伐軍（国民革命軍）の総司令に蒋介石を任命する。北伐軍は進攻を続け、27年1月1日、国民政府は武漢に遷都するが、4月に南京事件を契機に蒋介石が反共クーデターを起こし、4月18日、蒋介石・李宗仁など国民党の一部が南京に国民政府成立を宣言した。5月1日、蒋介石は北伐を再開し、1928年6月に完了する。10月に国民政府は組織法を公布し、蒋介石が首席に就任。1930年から34年にかけて中国共産党の討伐戦を行うが、1937年7月7日、盧溝橋事件から抗日戦争が始まるや、再び国共合作

が成立する。すなわち、この1928年国民政府成立から47年台湾遷移までの20年間を「国民党統治時期」と呼ぶ。その間、全土で戦乱が続いたにもかかわらず、国民政府の統治地域での高等教育は頗る発展した。大学の在籍学生数は28年25,178人であったものが、47年には155,036人と約6倍に増加し、大学130校・専科学校77校に増え、合計207校になった。

他方、中国共産党も学校設立に腐心してきた。1921年建党以来、湖南自修大学（1921年8月－23年11月）、平民女校高等班（21年）、上海大学（1922年10月－27年5月）、農民運動講習所（24年）、労働学院（26年）、中法学院（25年）を設立した。次いで、1933年11月に中国工農紅軍大学を設立（37年1月中国人民抗日軍事政治大学と改称。抗日戦後、軍政大学と改称する）。

また、ソビエト大学（33年）、マルクス共産主義大学（33年）、中央レーニン師範学校（32年）、中央教育幹部学校（33年）、中央党校（42年）、陝北公学（37年）、中国女子大学（39年）、そして1944年9月に延安大学（のちに陝北公学、中国女子大学、沢東青年幹部学校を合併。44年に魯迅芸術学院、自然科学学院、行政学院を合併）を設立した。

更に、1946年7月から3年間続いた国共内戦（解放戦争）の最中にも、華北解放区や東北解放区また普魯豫辺区・陝甘寧辺区・蘇皖辺区などに次々と高等教育機関を設立していった。⁽¹⁶⁾

このように中国国民党の統治地区でも中国共産党の革命根拠地でも、高等教育は発展した。両党の異なる教育理念がそれぞれの政治権力の基盤を固めるものとして競合していた。

2. 新中国における大学の発展

1949年10月新中国が成立し、台湾はひとまず置くとして、大陸の高等教育は更なる発展の時期を迎えた。建国時から文化大革命直前まで、大学は表4の通り順調に増加した。大学は、総合大学（大学）、「専門学院」、「専科学校」に区分された。「専門学院」はソ連の大学をモデルとする、単一の専門分野に集中した課程を組んで、卒業後に即戦力となる専門家を育成することを期した大学である。工業学院・農業学院・林業学院・師範学院・医薬学院・語文学院・財經学院・政法学院・体育学院・芸術学院など10種に分けられた。また「専科学校」欄には多学科を有する学院や民族学院も含まれる。増減はあるが、62年以降は僅か2校しかなかった。⁽¹⁷⁾

大学総数の推移を見ると、1949年から57年までは200校前後であったが、58年に急増する。主な原因は後述する「院系調整」によって専門学院が増加したことである。専門学院は1960年には1,224校に増え、大学総数1,289校の95%を占めた。しかし、その年に中ソ論争が激化し、ソ連は7月15日に、中ソ政府間の12協定と257項目の科学技術協力を破棄するとともに、7月28日から9月1日の1ヶ月間に中国に派遣している専門家1390人をすべて本国に召還し、この年の専門家900人の派遣を中止することを中国政府に通告した。中ソ関係は悪化し、建国以来のソ連を手本とするという<ソ連一辺倒>の方針は崩れた。

翌61年からソ連型の専門学院は減少に転じ、文化大革命前夜の65年には403校となった。しかし、それでもなお、大学総数434校の92.9%を占めた。

表 4. 新中国の大学の情況（1949 年—65 年）

年	総合大学	専門学院	専科学校	計(校)	研究生 (人)	在籍学生 (万人)	卒業生 (万人)	教職員 (万人)
1949	49	129	27	205	629	11.7	2.1	4.6
1950	50	123	20	193	1,261	13.7	1.8	4.8
1951	47	155	4	206	2,168	15.3	1.9	6.5
1952	22	175	4	201	2,763	19.11	3.2	7.2
1953	14	166	1	181	4,249	21.2	4.8	8.4
1954	14	173	1	188	4,753	25.3	4.7	9.2
1955	14	179	1	194	4,822	28.8	5.5	10.0
1956	15	211	1	227	4,841	40.3	6.3	14.0
1957	17	211	1	229	3,178	44.1	5.6	15.5
1958	27	736	28	791	1,635	66.0	7.2	19.2
1959	29	784	28	841	2,171	81.2	7.0	23.6
1960	37	1,224	28	1289	3,635	96.2	13.6	33.4
1961	32	794	19	845	6,009	94.7	15.1	41.6
1962	31	577	2	610	6,130	83.0	17.7	33.5
1963	29	376	2	407	4,938	75.0	19.9	31.6
1964	29	388	2	419	4,881	68.5	20.4	33.3
1965	29	403	2	434	4,546	67.4	18.6	33.2

出所)『中国高等学校簡介』(教育科学出版社、1982 年、2—8 頁) また国家統計局国民経済綜合統計司編『新中国五十五年統計資料匯編』(中国統計出版社、2005 年、78—80 頁) より作成

第 2 節 全国的教育方針の決定

新中国成立から約 3 ヶ月後、1949 年 12 月 23 日から 31 日まで、第 1 回全国教育工作會議が北京で開催された。出席者は政務院、文化教育委員会、人民監察委員会その他関係部門や全国総工会（全国労働組合）など人民団体の代表、更に華北、東北、華東、華中、華南、西北の各地区や内蒙古自治区の教育部門（庁・局）の幹部 24 人、合計 200 余人である。

會議の目的は、全国各地の教育事業の実情確認と 1950 年度上半期の教育事業計画を策定することであった。簡潔に言えば「旧教育を改革し、新教育の発展を期す」ための教育方針を決定する基礎的作業であった。⁽¹⁸⁾

翌 1950 年 1 月 6 日、教育部は會議報告（關於第 1 次全国教育工作會議的報告）を正式にまとめ、全国の教育事情と解消すべき課題を明示した。報告内容は大別すれば 3 項目である。以下、要点を列記する。

(1) 全国教育事業の基本的情况について

會議報告には、各地方が會議前に提出していた教育事業報告がまとめられ、次の 8 項目に整理されている。

①東北・華北などの「老解放区」（革命根拠地など中国共産党統治地域）では国共内戦終結後、土地改革が完了した。かくして小中学校は著しく発展した。例えば、「東北区における現有の中等学校は 294 ヶ所、解放前に比べて 135 ヶ所、84.9%増である。生徒は全部で 143,986 人、解放前に比べて 67,254 人、87.7%増である。現有の小学校は 35,691 ヶ所、満洲国時期に比べ 66.5%増である。小学生は 377 万 7000 人で、満洲国時期に比べ 48.2%増

である」という。

②「新解放区」（旧国民政府統治地域）と「老解放区」の大学と中等学校の現行教育課程はどちらも授業時間が多く、学生・生徒の負担が重い。また教材は実情と乖離している。「ある学校の社会活動は多すぎ、学生は忙しく、教師も忙しく、学生の健康に影響を与えており、成績は良くない」と記し、教育課程と教材は合理的で簡潔なものにし、教材は実際の状況を反映した内容にすべきである。

③華北・華東・華中・華南などの地区では「人民革命大学・華北大学」の方式で学校や訓練班や夏季学習団などを運営し、短期の政治思想教育によって、知識分子の改造工作を実行している」と記し、この1年で40万人の訓練を行い適切な職場に配属したが、幹部や各分野の専門的人材の欠乏は一部補充できたが、他方では学業を停止したり職を失ったり、間違った道に進んだ知識分子が大勢いるという勿体無い状況がある。こうした状況の中で、この1年、新解放区の学校では政治思想教育をずっと実施し、＜人民のために服務する＞人材を育成してきたが、まだまだ人材は大量に欠乏している。

④新解放区、特に大都市には私立学校が非常に多い。全国の解放区（西南6省と西北3省の数値はない）の私立中等学校は1467校（全体の48%）、生徒数356,000人（42%）である。また専科以上の大学は49校（40%）、学生数20,500人であり、その中で教会が運営するのは21校で学生数13,500人に達する。また5都市（北京、天津、上海、寧波、武漢）の統計では、私立小学校は1452校（56%）で小学生数307,400人（44%）であり、私立中等学校は439校（84%）で生徒数136,200人（73%）を占めている。要するに、半数近くを占めている私立中小学校の指導と管理をいかにすべきかという課題がある。

⑤新解放区では解放初期に内戦などの原因で学校も学生も減少した。今、多くの青年が就学できず、知識分子は失業しているという問題が存在する。

⑥普通中学（初級中学、高級中学）の生徒数は多いが、技術学校の生徒数は少ない。東北区では、普通中学の生徒数が全体の81.3%を占めるが、師範学校の生徒数は11.5%、技術学校の生徒数は7.2%でしかない。すなわち、中等学校卒業程度の中級人材の養成のため、教師教育と技術教育を発展させなければならない。

⑦各省市では多くの幹部子女と烈士子女が就学できていない。理由は小学校が不足しているためである。多額の小学校設置経費と運営経費が必要である。

⑧大都市では労働者の識字教育や「業余補習教育」（仕事の余暇の学習）、また在職幹部の補習学校を設けて成果を上げている。特に、在職幹部の補習学校では専任の幹部と専任教員を採用し、教学計画を立てて一定期間内に完了するようにしなければならないという。

（2）1950年度の教育事業方針

現有の学校を改革する以外に、教育は労働者と農民に奉仕すること（工農服務）を原則として重視しなければならない。そこで、当面の中心課題は機関、部隊、工場、学校に「工農中学」を設立し、「工農幹部」と「工農青年」を入学させ、「工農知識分子の幹部」を育成することである。同時に、大量の業余補習教育を実施して、識字運動を展開する準備に取り組む。

（3）着手すべき課題

上記の諸問題の解決のため、すぐに着手すべき課題が議論され、下記5項目の結論が得られた。

①「工農中学」の実施案の作成

全国の解放軍、各機関、工場、学校に対して、できる限り「工農中学」（修学年限3～4年）を設置し、工農幹部と工農青年を入学させ、中等の文化水準と基本的科学知識を習得させる。また継続して大学に進学できるようにして、新中国建設の中核人材を育成するよう提案する。1950年上半期には「工農中学」のための教師の

訓練班を開設し、試験的に2校の「工農中学」を開設して教材を編集し、下半期に1万人の生徒を収容できるようにする。

②中国人民大学の創設計画案

政務院は1949年12月16日、中国人民大学の創設をすでに決定していた。会議では創設に向けた計画案が策定された。すなわち、大学は本科（2～4年制）と専修班（6ヶ月）に分け、工農幹部、模範的労働者、「労働英雄」、青年知識分子を入学させ、国家建設のための高級幹部を育成する。ソ連の建設経験を受入れ、ソ連の教授と一緒に共同教育する。通訳を育成し、教材を準備し、本科に先ず1400人採用する。専修班も増設し、50年末には学生数を4400人にするという。

③教師と教材の問題

教師養成に関しては、北京師範大学の制度を改革し、本科（3～4年制）と専修科（6ヶ月～2年制）を設置し、適切に学部（系）や学科を合併し、教育課程を簡略にする。北京師範大学の主要な任務を中等学校の教師養成とする。また小学校教科書に関しても改訂を進める。

④新解放区の問題

政治思想問題に関しては、「匪賊討伐・覇権主義反対（剿匪反霸）の運動や土地改革の過程で生じた知識分子排斥を如何に防止するか、また地主・富農出身の学生を停学にするなどの左傾的処置を如何に正すか、また地主・富農出身の知識分子に対する政治教育を強化して、学校教育に対する不利な影響を如何に避けかつ減じるか」が議論された。青年が就学できない問題や失業問題の解決方法として、まず各地の幹部の思想を正し、また短期訓練班・教師訓練班を立ち上げ、就学できず或いは失業している知識分子が訓練後には、地方の財政や文教その他の仕事に就けるようにする。更に、「働きながら学ぶという方法」（工読辦法）で青年の就学問題を解決する。

⑤私立学校の管理と改善の問題

私立学校は小中学校の中で非常に大きな比率を占めている。それらを一斉に公立化すれば、現在、私立学校に在学中の多くの小中学生の学習機会を瞬時に奪ってしまうことになる。そこで、中国人経営の私立学校は、反動的な学校でない限り、「保護し、指導し、徐々に改革する」という方針を取って、暫くの間許可し、特に積極的に改革の成果を上げている学校に対しては、政府は奨励すべきであるという。だが、外国の宗教団体経営の私立学校は一切承認しないものとし、外国の思想的・文化的影響を排除するために閉校処分にすべきだと述べている。

以上、第1回全国教育工作会议の主要な成果をみてきた。この中で上記④のように、学校の思想政治教育の問題も討議され、早急に着手すべき問題の一つとして、匪賊討伐・覇権主義反対運動（剿匪反霸）や土地改革の過程で出現した「左傾思潮」が挙げられた。「左傾思潮」とは左派以外の者を極端に排斥する態度の背景にある思想を指すが、それによって知識分子排斥の風潮や地主・富農出身の学生を停学にするなどの冷遇処置が全国で横行していたのである。これを即刻やめさせるには、「左傾思潮」を是正する一方で、地主・富農出身の知識分子に対して政治思想教育を実施し、彼らの思想も変える必要があると提言している。

第3節 大学の運営体制の確立

1. 大学運営規定の制定

高等教育に関しては、1949年11月1日、中央政府政務院は教育部を設立。教育部において全国の高等教育事業を統一的に管理することになった。教育部副部長・錢俊瑞は華北区と北京・天津の19大学の責任者による会議を

北京にて開催し、高等教育の改革方針を決定した。

1950年6月1日から9日まで、教育部は第1回全国高等教育工作会议を北京にて開催した。出席者は大行政区教育部や主要大学の責任者や政府機関関係者の185人と列席者91人、傍聴者300余人であった。7月17日、「第一次全国高等教育工作会议報告」を提出した。報告によれば、今後の改革方針が明確にされたことが第一の収穫であったという。「共同綱領の文教政策の規定に基づいて、高等教育の方針・任務が討論され、高等教育の方向が明確になった。・・・我々は理論と実際の一致という方法を以て、高度な文化水準を有し、現代科学と技術の粋を掌握し、全身全霊で人民に奉仕する、高級な国家建設人材を養成しなければならない。また、工農幹部と工農青年を大学に進ませる準備を開始し、工農出身の新型の知識分子を養成しなければならない。上述の方針を貫徹するために、我々の高等教育はその内容・制度・方法の各方面は全て、必ず国家の経済・政治・国防・文化の建設に密接に適合し、国家建設の需要に良く適応し、まず経済建設の需要に適応しなければならない。」と言う。すなわち、国家建設、特に経済建設の需要に応える人材を養成すること、また労働者・農民階級出身の知識分子を輩出すること、この二つが高等教育の方針として打ち出された。

また第二の収穫として、「高等学校暫行規程」、「专科学校暫行規程」、「私立高等学校管理暫行辦法」、「關於实施高等学校課程改革的決定」、「關於高等学校領導問題的決定」の5つの草案が通過した。更に、第三の収穫として次の点を指摘している。全国の大学200余校の中で、「新解放区」の大学が85%を占め、「老解放区」の新型の大学は15%であるので、当然に各種の問題についての各地からの参加者の意見には甚だしい相違があったが、「民主的な精神」で意見を交換し徐々に意見の一致に近づいたことである。

かくして、7月28日、政務院第43次政務会は、大学の運営体制に関する3つの規程、即ち「高等学校暫行規程」、「专科学校暫行規程」、「私立高等学校管理暫行辦法」を承認。2週間後、8月14日、教育部が3つの規程を同時に発布した。

すなわち、教育部は「高等学校暫行規程」（全32条）を発布し、「高等学校」の入試・教育組織・行政組織・労働組合・社会団体などについて規定した。ここにいう「高等学校」は総合大学（大学）と専門学院の4年制大学を指す。

総合大学と専門学院の任務について、第2条に4つ挙げている。

①「革命的政治および思想教育を行い、封建的・買弁的・ファシズム的思想を肅清し、正確な観点と方法を樹立して、人民のために奉仕する思想を強化する」

②「国家建設の需要に応じて、教学工作を行い、基本理論と実際の運用に通暁する専門人材を養成する」。例えば、「工程師、教師、医師、農業技師、財政經濟幹部、国語・芸術工作者」などである。

③「正確な観点と方法を運用して、自然科学、社会科学、哲学、文学、芸術を研究し、それによって実際の需要に適合する發明や著作などの成就を期す」

④「科学と技術の知識を普及し、文学と芸術の成果を伝播する」である。

入学者は、満17歳で身体健康、高校卒業生及びそれと同等の学力を有する者で、入学試験に合格した者である。但し、相応の経歴を有する革命幹部、工農青年、少数民族学生、華僑学生は特別配慮によって入学させるという。

また、行政面では、大学校長（又は院長）1人が運営責任を持つ「校（院）長負責制」を取る。その下に役職者を配置して、日常の教学・行政を司らせる。また「校務委員会」を設置して、教学計画や予算・決算の承認など重大事項を決定するものとした（第19条～27条）。その役職および校務委員会の詳細は、表5の通りである。

表5. 校（院）長负责制における役職とその職責

役職・委員会	職責
大学校長 1 人 (専門学院院長)	1. 学校を代表する。 2. 全校の一切の教学・研究・行政の事柄を指導する。 3. 全校の教師・学生・職員・警備員の政治学習を指導する。 4. 教師・職員・警備員を任免する。 5. 校務委員会の決議を承認する。
副校長（副院長）1 人	校長（院長）の校務を助け、校長（院長）欠席の時、職務を代行する。教務長を兼職できる。
教務長 1 人 (副教務長 1 人を置くことができる)	1. 全校の各系および教研組の教学工作を計画・組織・督導・検査する。 2. 全校の科学研究工作进行を計画・組織・督導・検査する。 3. 校長（院長）・副校長（副院長）欠席の時、職務を代行する。 4. 校長（院長）が教授の中から併任させる。
総務長 1 人	全校の行政事務工作进行を主宰。校長（院長）が教育部に推薦し任命される。
図書館長（又は主任）1 人	図書館の一切を主宰する。教務長に対して責任を負う。
大学内の学院の院長 1 人	1. 学院の教学・行政工作进行を計画し主宰する。 2. 学院の各系の教学計画の執行を督導する。 3. 学院の各系主任の人選を提案する。 4. 校長（院長）が教授の中から併任させる。
系主任 1 人	1. 系の教学・行政工作进行を計画し主宰する。 2. 系の教学計画の実行を督導する。 3. 系の学生の自習・実験・実習を指導し検査する。 4. 系の学生の成績を審査する。 5. 系の教学経験を総括する。 6. 系の教職員の任免に関して提案する。
校務委員会 (常務委員会を置くことができる)	1. 校長（院長）、副校長（副院長）、教務長（正副）、総務長、図書館長（又は主任）、大学内の各学院の院長、各系の系主任、労働組合代表 4 人～6 人、学生会代表 2 人で構成する。 2. 校長（院長）が委員会主席となる。 3. 各系・各教研組の教学計画・研究計画・工作報告を審査する。 4. 予算・決算を決定する。 5. 各種の重要な制度や学則を決定する。 6. 学生の重大な賞罰事項を議決する。 7. 全校の重大改革時効を議決する。
その他の会議	1. 教務会議、2. 系主任の連絡会議、3. 教研組主任の連絡会議、 4. 総務会議、5. 各系の系務会議

出所) 政務院「高等学校暫行規程」(1950 年 8 月 14 日發布) より作成

また同日、教育部は「專科學校暫行規程」(全 24 条)を發布。「專科學校」の入試・教育組織・行政組織・労働

組合・社会团体などについて規定した。「専科学校」は2～3年制で、入学者は「高等学校暫行規程」と同一であり、「工業技師、農業技師、教師、医師、薬剤師、財政経済幹部、文芸工作者」など、「専門的技術人材」(第2条)を養成するという。行政面では、「校長负责制」(第14条)を取り、校長が学校を代表し、教学、教職員の政治学習の指導と任免などを行う。因みに、「専科学校」は50年代中期に中等专业学校が発展するとともに衰退し、閉校になり、あるいは高等職業技術学院に改組されていた。⁽¹⁹⁾

更に、同日、教育部は「私立高等学校管理暫行辦法」を發布、「高等学校暫行規程」や「専科学校暫行規程」に準じて、私立総合大学、私立専門学院、私立専科学校の運営方針、任務、学制、課程、行政組織について規定した。

私立の特徴は次の点にある。「私立大学の行政権、財政権および財産所有権は等しく中国人によって掌握されなければならない」(第4条)、その「学校理事会」(校董会)が校名、理事会構成員、敷地・校舎の面積、資産、設備・図書、教職員の履歴等々について書類を提出し、大行政区教育部の審査後に中央教育部に報告して承認される(第5条)、「私立大学は宗教科目を以て必修科目としてはならず、また学生に宗教的儀式と活動に参加することを強制してはならない」(第8条)としている。

2. 教育工会の成立と沿革

新中国成立以前、中国共産党の指導を受けて、各地に教師団体が成立した。例えば、教師による運動が大きく展開された上海には、「小学教師聯合進修会」、「中学教師聯誼会」、「大学教師聯合会」、「学校工友聯誼会」などが組織されていた。これら教師団体が他の社会团体と連合して、様々な大衆活動を展開していた。

新中国成立後、1949年10月11日、党副主席・劉少奇は文化・教育界の知名人を集めて「教育工会」(日本の教職員労働組合に相当する)の設立について座談会を開催した。その結果を反映して、「中華全国総工会」(全国労働組合)は「第1回全国教育工作者工会の代表大会を開催することに関する通知」(關於招開第一回全国教育工作者工会代表大会的通知)を發布した。

1950年8月1日から11日まで、教育工会の第1回全国代表大会が北京で開催された。これが「中国教育工会」の設立大会であった。全国教職員70万余の代表として326人が参加した。席上、周恩来の報告、郭沫若の「一つの階級から別の階級に変わる」(從一个階級變到別一个階級)という講演、教育部長・馬叙倫の報告が行われた。教育工会を設立し、入会することによって、教師たちは労働者階級の一部として革命を推進する者と認められるのである。

例えば、教育部は次のような通知を出して、教師が「革命工作人員」であることを強調している。すなわち、1952年9月30日、教育部は「人民の教師は革命工作人員に数えなければならないことに関する通報」(關於人民教師應算為革命工作人員的通報)を発した。これによれば、全国各地の教師から、教師は革命工作人員と見なすのか否かを問い合わせる封書が頻々と舞い込むようになった。教師は知識分子の一部であり、反革命的ではないかと疑われる存在であったのだろう。社会的な雰囲気がそういうものであったかもしれない。教師は次世代の社会主義国家建設者を育成するという意味で革命的存在ではないのか、教師たちの悲痛な訴えであったと思われる。恐らく社会主義国家建設における教師の立場は不安定であった。この「通報」は次のように述べている。

《抗日戦争中の根拠地における小学校教師は革命工作に参加したと数えるべきかという問題に関して、『人民教育』第一卷第六期に、かつて正確な解答を掲載した。抗日根拠地の各級の学校教師はもとより革命職員であり、全国解放後の今日、各級の学校教師も人民国家工作人員の地位を得ている。中央人民政府政務院の1950年8月4日通過の「農村の階級成分を区別することに関する決定」の丙と政務院の新しく決定した第4規定によれば、「自由職業者、独立営業によって生活している者、但し他人を搾取していない医師や教師・・・芸術家などは、自由職業者と称する・・・独立営業しておらず国家的あるいは個人的機関で雇用されている人々は、

即ち職員と称する」。また同決定の乙と土地改革問題に関する決定第8項の政務院補充決定の第一規定によれば、「国家的、合作社のあるいは個人的機関、企業、学校などで事務員（辦事人員）として雇用され、給与を得て生活の全部あるいは主要な来源としている人はすべて職員と称する。職員は労働者階級の一部とする」という。以上の両規定に基づき、今日の人民の教師は既に独立営業しておらず、かつ国家あるいは個人の経営する学校に雇用されているので、職員と称すべきであり、労働者階級の一部である。現在、既に「教育工会」が成立した地方では、教師たちはみな工会に参加している。このために、人民の教師の工作与その他の各建設工作は一樣に革命工作であり、その教育工作に従事した期間も革命工作年月の内に算入しなければならない。しかし、解放前の旧社会の教師については、その教学年限は教育年月の中に数えるが、革命工作に参加した年月に算入しない。特にこの通報は、所属の各級の教育行政機構に周知してほしい。》

（教育部は「關於人民教師應算為革命工作人員的通報」）

教師は「労働者階級の一部」とであると明言し、教育工会に参加することによってそのことを証明することができるという。ここにおいて教育工会は一層重要性を増したのである。

因みに、その後の状況であるが、1956年8月6日から11日まで、第2次全国代表大会を開催。全国教職員220万余を代表して387人が参加した。この時期、全国各地に各級の教育工会が陸続として設立された。教育工会は教職員による学校改革や教育水準の向上を目標にして活動を行うと同時に、教職員の思想覚悟・政治覚悟を高めるために時事問題の学習や社会活動を組織した。教職員の思想改造を推進する機関でもあったのである。また生活福利向上のために文化・体育・休暇の活動も組織し、「教工之家」など組合員のクラブを多数設立していった。教育工会の幹部や積極的人々は中国共産党員となり、あるいは政府部門に人事異動して、やがて党・政府の重職に就く者もあった。

1957年に反右派闘争が起こる。中国共産党内では整風運動、即ち「右傾機會主義」闘争の中で教育工会幹部が右派分子として批判されたことで、教育工会それ自体も批判されて、地方教育工会は廃止されたり、合併・縮小されたりして、その影響力はほとんどなくなった。1966年文革が開始されると、教育工会は「全民工会」のモデルとして批判を受けた。教育工会はブルジョア階級に属する知識分子の組織ではなく、労働者階級の組織でなければならないというのである。1976年文革終結まで、教育工会は復興されなかった。

1980年現在、「教育工会」は「中華全国総工会」に所属する産業労働組合の一つである。その全国組織体制は、中国教育工会全国委員会が最上位に置かれ、その下に省・自治区・直轄市の委員会、市・県の委員会がある。その更に下部の組織として、学校内に25人以上の組合員がいれば基層工会委員会を設立でき、また農村では「郷」単位に基層工会を設立している。全国の幼稚園・小中高校・大学の教職員は自己申請し基層工会委員会によって入会を承認されて組合員となる。組合員は月給の0.5%を月会費として納入する。各級の教育行政部門は教職員給与の総額の2%を教育工会に交付している。⁽²⁰⁾

なお、教育機関内の教職員関連組織には、教育工会の他に、中国共産党の党組織（後述）がある。また学生集団として共産主義青年団と学生会があるが、ここでは論及しない。

第4節 大学の教育体制の整備

1. 大学生の卒業と就職問題

（1）大学生の卒業証書問題

旧国民政府下で育成された大学生の卒業と就職の問題が目前に迫っていた。1950年3月31日、教育部は「大学生の学籍問題に関する幾つかの指示」（關於高等学校学生学籍問題的指示）を發布し、大学の在籍学生に関する

処理について指示した。以下、全訳である。

《大学生の学籍問題に関して、当部は現在検討しているところである。統一的法規が發布されるまで、幾つかの問題の処理方法を以下に規定する。

1. 解放前の偽政権および国民党反動派の統治時期に各校が卒業生に発給した証書が、まだ検印されていない場合には、どれもすべて検印してはならない。

2. 新入生が入学時に提出した証明書は、各校の責任で慎重に審査（駁核）すること。入学後、各校は新入生名簿を作って当部に報告し、新入生の入学証明書を別途上申しなくてもよい。

3. 学生が姓名・本籍の変更を申請したならば、各校の責任で慎重に審査処理し、当部に報告して記録に留め、また戸籍所在地の公安部門にも通知すること。その姓名の変更者は写真を同時に送付しなければならない。》
(教育部「關於高等学校学生学籍問題的指示」)

旧国民政府統治下にあった大学の卒業証書に検印しない理由は何か。卒業生の政治思想を検査する時間を取るためであったのか、卒業証書に新政府の検印を押すためであったのか、又はその他の理由があったのかは明らかではない。⁽²¹⁾

(2) 大学卒業生の職業分配制度

1950年6月22日、政務院は「全国の公・私立大学の今年夏期の卒業生を分配する工作に関する通令」（關於分配全国公私立高等学校本年暑期卒業生工作的通令）を發布。以下、「50年分配通令」と略すが、「分配」は職場配属の意味である。日本語で<職業分配>あるいは<分配>と訳すことにする。

さて、「50年分配通令」は新中国成立後、最初の大学卒業生の職業分配に関する指示であった。以下、全訳である。

《全国の公私立の大学（総合大学、独立学院および専科学校を含む。但し、人民大学、革命大学、軍政大学や各業務部門の指導する大学はその中に入らない）における今年夏期の卒業生は現在の統計では17,539人である。この卒業生の任用は、まず国家重点建設（目下のところ東北）の需要に、次に各地区・各部門の業務上の需要に十分に良く適合させる。分配中に混乱や不公平等の現象が生じるのを防ぐために、計画的・合理的に分配工作を行わなければならない。ここに規定する。

1. 東北大行政区では、この区の大学の卒業生530人にこの区への残留処理をする以外は、華東大行政区から卒業生を2500～3000人を分配し、中南大行政区から1400～2000人を分配し、西南大行政区から1000～1200人を分配する。合計で各地から東北へ4900～6200人（東北鉄道の必要とする500人を含む）を分配する。

2. 華北大行政区における今年夏期の大学卒業生6400人余については、2600～3300人余（第三野戦軍の必要とする700人と華東鉄道の必要とする400人を含む）を残留処理する以外は、中央に500～800人（うち理工系卒業生は300人を下回ってはならない）を、責任をもって分配し、また東北に2500～3000人（うち理工系卒業生は1500～1900人を下回ってはならない）を分配する。

3. 中南大行政区における今年夏期の大学卒業生3900人余は、東北に分配する1400～2000人（うち理工・農科卒業生は900人を下回ってはならない）を除いて、残りは自ら処理する（この区の鉄道・炭鉱に必要な500人および第四野戦軍に必要な400人を含む）。

4. 西南大行政区における今年夏期の大学卒業生3400人余は、東北に配分する1000～1200人（東北軍区

の求める 150 人を含む。総人数の中で理工系卒業生は 600 人を下回ってはならない)を除いて、残りはこの区が自ら処理する。その中から第二野戦軍に 450 人を分配しなければならない。

5. 西北大行政区における今年夏期の大学卒業生 680 人余は、全部この区が自ら処理する。

6. 華北区における今年の大学卒業生 2400 人余は、中央が直接分配する。そのうち 1200~1400 人は中央各機関に分配し、残りは中央直属の 5 省 2 市および内蒙古自治区（中央軍事委員会と華北軍区の必要とする 600 人を含む）に分配する。

7. 分配の時、上記原則に基づき、卒業生の質—主に学習した学科・学部と学業成績—に対して職場を合理的に組み合わせなければならない。卒業生の中の少数は政治状況を理解することがしばらくは難しく、分配工作の方法が無いので、各地区によって斟酌して処理し、他の地区に分配してはならない。

8. 卒業生に対して、一般に彼らが政府の分配に従い、人民のために奉仕するよう説得しなければならない。自分で職業を探したいという者は自分で処理しても良い。

9. 個人経営の商工業および文教事業が、大学卒業生を求めているのに自力で捜せない場合は、地方政府に申請できる。地方政府は適切に彼らの需要に配慮しなければならない。

10. 大学卒業生は工作に参加するが、その工作機関が特殊な情況にある場合を除き、一般には半年から 1 年を見習期間と規定する。見習期間の待遇については、その工作機関が現物支給制（供給制）の場合、並み基準（大灶標準）で処理する。その工作機関が賃金制（工資制）の場合は並み基準の実際の所得によって賃金を支給するか、あるいは現地の情況に応じて、それより低い賃金を支給する。

11. 中央と東北は直ちに華東・中南・西南に人を派遣して卒業生を接收し、各地区政府と共同で処理しなければならない。卒業生の旅費は中央と東北が負担する。

以上の各点が直ちに執行されるよう望む。また処理状況は随時報告せよ。》

（政務院「關於分配全国公私立高等学校本年暑期卒業生工作的通令」）

この職業分配方針の第一の特徴は、東北大行政区に卒業生を集中させている点である。東北の卒業生はそのまま東北に分配し、他の区から計 4900 人~6200 人を東北に分配すると、総計 5430 人（30.9%）~6730 人（38.4%）となる。すなわち、卒業生総数 17,539 人の 30~40%は東北（即ち、旧満洲国）に分配されたのである。

第 2 の特徴は、卒業生を軍隊に分配した点である。第二野戦軍に 450 人、第三野戦軍に 700 人、第四野戦軍に 400 人、総計 1550 人（8.8%）である。因みに、「50 年分配通令」は 50 年 6 月 22 日に發布されたが、その 3 日後、6 月 25 日、朝鮮戦争が勃発する。数ヶ月して米軍を主力とする連合軍の攻勢により北朝鮮軍は次第に劣勢となった。10 月 1 日、主席・金日成は毛沢東に出兵支援を要請。10 月 8 日、毛沢東は北辺防衛軍を中国人民義勇軍（中国人民志願軍）と改名し、北朝鮮に急派する。中国人民義勇軍はほぼ前面に立って、連合軍と対戦することになった。「50 年分配通令」によって野戦軍に分配された卒業生たちは前線あるいは後方において朝鮮戦争に深くかわっていくことになったであろう。

この時の卒業生は国共内戦初期の 1946 年 9 月あるいは 47 年 9 月に入学した学生であり、旧国民政府下の高等教育を受けた者たちである。その家庭は裕福な階級に属していたに違いない。中国共産党の管轄する人民大学・革命大学・軍政大学の学生（党員）とは異なる政治教育を受けていた。中国共産党が彼らは反社会主義的な政治思想を有するかもしれないという疑念を持ったとしても不思議ではない。それゆえに、卒業生たちは主として東北地区に集められ、また野戦軍というやや過酷な分野に分配されたのではないだろうか。もちろん新政府にしてみれば、国家の緊急な需要を満たすためのやむを得ない処置であったかもしれない。いずれにしろ、卒業生たちは社会主義国家建設に奉仕するという政治思想と熱情を否応なく要求されたのである。

「50 年分配通令」は、中央政府や大行政区の決定に従わない者は少数であったという。だが、恐らくは多数の

卒業生たちの希望は打ち砕かれたのではないだろうか。希望とは甚だ違う分配先であつたに違いない。詳細な情況は分からないとしても、不平不満が潜在したことは想像に難くない。

かくして職業分配制度が実施されて2年が経過した。1952年6月18日、政務院は「大学卒業生工作の中の幾つかの問題を調整することに関する指示」（關於調整高等学校卒業生工作中幾個問題的指示）を發布。この2年間に発生した多数の問題を解消するよう指示している。例えば、卒業生の不服従に対して、各人の思想状態に配慮しながら説得する方法を取るべきなのに、強制的に服従させようとする例や、明らかに転職させるべき事情があるにも拘らず柔軟に対処しない例もあった。これら問題は大学の分配工作部門が分配後半年以内に解決すべきであり、分配が一旦うまく行った後の転職問題や幹部の異動問題は各級の人事部門が責任を負うべきであると述べ、責任の所在を明確にしている。以下は部分的訳である。

《1. 分配工作の中で、幾つかの機関は自分中心の考え方（本位主義）によって業務需要だけを強調し、一部の卒業生工作は「学んだ者を用いず、学んでいない者を用いる」（学非所用、用非所学）ことになっているので、必要な調整を行わなければならない。中でも理・工・農・医の各系の学生は必ず調整しなければならない。できるだけ生産部門で仕事をさせて、彼らの持つ作用を発揮させる。

2. 病気だったり、身体虚弱だったり、ある地区の気候に不慣れなため、（主に南方の学生で東北・西北に分配された者で）転職を要求する者に対しては、具体的情況に基づき、個別に処理せよ。もし本人がまだ仕事が可能で、同時に身体の健康に影響がまだない場合は説得し（説教教育）、かつ生活に適当に配慮し、安心させなければならない。しかし、身体が悪くなり援助するのが難しく、その地区に配慮してくれる者がいない場合は調整することを考えるべきである。

3. 家庭困難のため転職（調動工作）を要求する者に対して、それぞれの状況を斟酌して処理し、家庭が確かに困難で転職を配慮すべき者は適当に調整すべきである。家庭が困難であるが、転職とはあまり関係ない場合、家族の食費補助（補助糧）や福利費を補助して、その困難を適当に解決し、転職させる必要はない。

4. 配偶者の関係で転職を要求する者には一般に適当に配慮し、仕事に影響が少ない情況下で同じ土地で仕事を調整すべきである。もし地区間や部門間（両部門が同一地でない）で調整しようとして協議しても解決できない場合、上級の人事部門が報告を受けて解決すべきである。

5. 思想が遅れているために安心して仕事ができない者は、主に説得（説教教育）によって思想上の問題を解決すべきであり、簡単に性急粗暴な方法等を用いるべきではない。忍耐教育（耐心教育）と自己反省を経ても思想上の問題を解決できず、安心して仕事ができず、仕事に影響が出ている場合、その仕事の調整を考慮すべきである。》
（政務院「關於調整高等学校卒業生工作中幾個問題的指示」）

職業分配制度によって大学卒業生は基本的に全員が就職できた。この点では大学卒業生は恵まれていたというべきかも知れない。しかし、職業分配制度は分配先を自由に選べない点、簡単に転職を許可してもらえない点に問題があった。この問題は分配後の転職希望者への個別の調整作業によって繕われたのである。また、分配に対する不平不満を抑える方法として、1954年度から高校において卒業前に進学予定者に入念なオリエンテーション（「思想教育」と称す）を開始した。国家奉仕の精神を鼓舞し、大学卒業後は国家分配に従う覚悟を持たせようとしたのである。⁽²²⁾

2. 大学の学生募集の課題

（1）1950年度の学生募集

新中国成立後、最初の大学生募集計画が立案された。1950年6月7日、華北区の専科以上の大学17校は教育

部の指示によって共同学生募集委員会（聯合招生委員会）を設立し、第1回会議を開催して学生募集について次の事項を決定した。①募集地区と日時：北京、天津、上海、南京、広州、武昌、重慶、西安、太原、焦作、開封、唐山、済南など13地区で、7月25・26・27日の3日間申請を受け付ける。②募集事務局は北京大学に設置。③入試は8月5・6日の2日間で行い、8月25日までに合格発表を行う。④入試科目は甲・乙・丙の3グループに区分する。甲の数理工・化学・地質系などでは、国文・政治常識・歴史地理・外国語・数学・物理・化学の7科目を受験させ、乙の文・法・財經系などでは国文・政治常識・歴史・地理・外国語・数学・理化の7科目を、また丙の農・医・生物系などでは国文・政治常識・歴史地理・外国語・数学・理化・生物の7科目を受験させる。すなわち、ほぼ全国各地で学生募集は実施されたのである。⁽²³⁾

（2）学年暦（校歴）の制定

学生募集に関連して、1950年6月24日、教育部は学年暦（高等学校校歴）を發布した。大学は2学期制を取り、第1学期は8月1日から翌年1月末までで、その間の夏期休業は7月1日から8月31日までの62日間（8週間と6日）とする。従って、実際の授業期間は9月1日から翌年1月23日までの145日間（20週と5日）である。

第2学期は2月1日から7月末までで、冬期休業は1月24日から2月6日までの2週間とする。従って、実際の授業期間は2月7日から6月30日までの144日間（20週と4日）である。また、祝祭日（新年・春節、国慶節等々）も休業となる。

だが、4年後、この学年暦は変更された。1954年8月17日、高等教育部は「大学の学年暦を公布し、1950年中央教育部の公布した大学学年暦を廃止する命令」（為頒布高等学校校歴及廢止1950年中央教育部頒布的高等学校校歴的命令）を發布し、第1学期は9月1日から翌年1月25日までで、冬期休業は1月26日から2月8日まで。第2学期は2月9日から7月5日までで、夏期休業は7月6日から8月31日までとなった。また、大学は学期の期間を専門課程の都合によってずらし、休業日も各地の気温の状況にあわせて設定でき、更に少数民族学生には特有の祝祭日を承認すべきであるとした。

（3）高校卒業生の進学不足

1951年12月13日、中共中央は「1952年の全国大学のソース問題を解決することに関する指示」（關於解決1952年全国高等学校生源問題的指示）を、中央・軍委各部門、中央人民政府各党组、党の各中央局・分局、各省・市・自治区の党委員会、地区党委員会（地委）、新民主主義青年団中央委員会宛てに發布した。⁽²⁴⁾

遡れば、1ヶ月前、教育部は全国工学院院长会議を開き、工学院の学生募集案を検討した。その結果、全国工学院は52年8月には51年より25,000人増やして、4万人（全国大学の募集数75,000人の53%）を募集することになった。この募集目標は現況に照らして工業建設に必要な人材を確保するうえで適切な数値であるとされた。だが、52年6月末の全国高校卒業生は64,000人で、その90%（57,600人）が仮に大学に進学するとしても全国大学の募集数75,000人より17,400人不足する。そこで急遽、この不足分を補う方法を指示したのである。

第一に、全国の高校以上の学生を卒業前に1人たりとも引き抜いて他に就職させてはならない。各級の党委員会・人民政府・新民主主義青年団はこの事に責任を負う。

第二に、各級の党委員会・人民政府・新民主主義青年団は52年卒業予定の高校生に対して祖国建設に奉仕するという思想教育を行い、夏期休業前に動員して、高校卒業生は全て大学に進学するよう呼びかけ、95%以上を進学させること。

第三に、今回の部隊編成や各級党・大衆（群）・政府機関編成のときに、1万人の「青年知識分子の幹部」（高卒或いは同程度の者で、29歳以下の身体健康な者）を政府機関人員や文工団員から選んで採用し、また未就学・未

就職の知識分子からも採用する。その1万人は、中央一級機関に1,000人、華北区に900人、東北区に900人、華東区に2,700人、中南区に2,700人、西南区に1,500人、西北区に300人に分配する。この分配人数は各級党委員会が保証する。こうして本来ならば高校卒業生を採用するはずの人数を確保すること。

すなわち、中央政府は半ば強制的に高校卒業生の95%以上の大学進学を確保した。そして、それによって各地区・各機関に分配できなくなる人数を補うため、高卒程度以上の幹部青年知識分子や未就学・未就職の知識分子を各所から掻き集めたのである。しかし、高校卒業生が100%大学進学したとしても募集人数に11,000人ほど足りない。但し、全国工学院の4万人募集計画は達成できる見込みがあったのかもしれない。兎も角、党・政府はかなりの厳しい人材不足に直面し、苦肉の策を立てたのである。⁽²⁵⁾

(4) 1952年度の学生募集計画

1952年4月30日、教育部は「1952年夏期の全国大学の募集計画およびその実施問題に関する指示」(関于1952年暑期全国高等学校招生計画及其実施問題的指示)を發布。学生募集計画の実施に関して4つの指示を与えた。以下、その部分の訳である。

《1. 全国大学の学生募集工作进行を統一的に計画して処理し、これまでの募集中の混乱現象を克服するために、明確に規定する。すなわち、およそ高校卒業生あるいはそれ以上に相当する青年を募集対象とする総合大学、独立学院、専科学校、専修班、訓練班などの募集定員は、等しく全国大学募集計画(全国高等学校招生計画)の中に包括する。いかなる学校も高卒程度以上の学生と青年を募集するが、その募集定員は必ず各大行政区教育部(文教部)に報告し、全国大学募集計画に基づき審議され承認されなければならない。(華北区の大学の募集定員の審議・承認は、わが部が直接行う。)その募集方法はまた中央および各区の教育部(文教部)の規定に照らして処理する。妄りに募集することを厳禁する。

2. 学生募集が可能な供給源に基づき、本年の全国大学の募集総定員は50,000人とする。この計画の発表後、各区教育部(文教部)は当地の高校卒業見込みの学生およびその他の大学受験が可能な者の人数を確実に調査して統計を作らなければならない。もし受験可能な人数が発表した計画において統計を取った各区の人数より多いことが分かった時は、多い人数をわが部に電報で知らせなければならない。その人数の多寡を見て、募集計画に基づき各区の募集定員を追加する。学生の供給源を隠匿したり、わが部の分配を経ずに勝手に規定された計画を変更したりするような組織紀律のない現象を厳禁する。

受験生の分布状況に基づき、募集時において各区の受験生について統一的に配分を調整する。その方法は別に定める。

3. 各区あるいは各学校の募集計画案を定める時は、短期速成と長期養成のもたらす国益と個人的利益を充分に考慮し、専修科を大量に設立することを主たる方針としなければならない。工科の方面は必ず本科生が45%を占め、専修科学生と専科学校学生が55%を占めるという比率を実現しなければならない。医科の方面は必ず中央衛生部の規定している、専修科学生が50%を占めるという比率を実現しなければならない。他の学科もまたこの精神と各学科の具体的情況に基づき、専修科学生が相応の比率を占めなければならない。各学科・系の定員配分は、国家需要の軽重緩急および各学校の教員・設備の具体的情況に基づいて慎重に決定しなければならない。わが部に準備案を報告すること。

4. 国防と経済(主に工業)の建設に従事する技術幹部、医薬衛生幹部および中等学校教員を養成することが本年の大学学生募集の重点である。完全に配分数を保証し、任意に縮減してはならない。他の学科の個別定員の増減は、わが部の承認を得た後、適当に調整することができる。》

(教育部「関于1952年暑期全国高等学校招生計画及其実施問題的指示」)

全国の大学に決められた学生募集定員を厳格に守るよう指示し、また工業建設に有用な人材を育成する工科の定員が多い点が特徴である。

(5) 中等学校の教師増員の施策

上述のような大学進学者の不足問題、加えて中級幹部の不足問題、小学生の進学機会の不足問題を解消するために、中等教育の規模を拡大させる必要があった。そのため中等学校教師を養成することが先決問題となった。これらの問題は連動している。

1952年11月15日、教育部は「1952年夏期休業後に中等学校教師問題を解決することに関する決定」（關於解決1952年暑假后中等学校師資問題的決定）を發布。全国の中等学校は夏期休業後に121万人の生徒を募集する計画を立てていたが、計画通りに行けば夏期休業前に比べ在校生が82万人増加することになる。この計画を成功させるには、当然ながら、教師を増員しなければならない。その方法を指示した。

《一、目下、全国各級各種の中等学校には96,000人余の教師がいるが、1952年夏期休業後に35,000人余の教師を増加する必要がある。教師問題を解決できるか否かは発展計画を完成させる決定的要素である。教師問題の解決は、大学と師範学校の卒業生を分配して教師に充てる以外に、各地は必ず現地の具体的情況に基づき、下記の方法で、精密に計画し、真摯に解決しなければならない。

1. 生徒が定員に満たない同学年のクラスを適当に合併し、現有の教師の授業時数を増加させる。

目下、各地の多くの中等学校では、各クラスの平均生徒数が少なすぎ、教師の授業時数が少なすぎる。各地は各学校の情況に基づき、定員に満たない同学年のクラスを適当に合併し、かつ教師の他の業務負担を減らし、授業時数（毎週の授業時数は最低でも16時間より少なくてはいけない）を増やし、生徒と教師の比率（高校は15対1より低からず、中学校は24対1より低からず）を増大して、教師を節約すること。

2. 優秀な小学校教師を中学校教師に昇格する。

現有の小学校教師の中の多くの者は高等教育を受けたことがあり、あるいは中学校教師の任に堪える。これは人力使用面で大きな浪費であり、我々は必ず保守思想を克服し、計画的に彼らを中学校教師に抜擢して担当させなければならない。その方式は二つある。第一に引き抜いてきて、統一的に分配する。第二に教師の質が比較的良好な小学校に中学校班を増設して、優秀な教師を中学校班教師に抜擢して専任あるいは兼任させる。

3. 優秀な中学校教師を高校教師に昇格する。

4. 失業している知識分子を吸収し、短期間の訓練を施して、条件に基づき適当に分配し、中学・高校教師に充当する。

5. 教師を担当できる中等学校職員を引き抜き、改めて教師に任命する。

二、1952年夏期休業の大学卒業生の中から中等学校教師を担当させる計3071人を分配する。各地区に分配する定員は以下の通りである。東北区564人、華北区455人、西北区300人、華東区1061人、西南区225人、中南区286人、内蒙古自治区30人、中央直属の学校150人である。各大行政区教育部（局）は中央の分配定員に基づき、所轄の省（行署）・市の実際の需要によって、適当に分配し、各種の高級中等学校を全部担当するよう保証しなければならない。

三、1952年夏期休業後、華東区、中南区、西南区で増員の必要な教師は、等しく各区によって自ら現地解決する。東北区で増員の必要な教師については、自己解決する以外、別途に華東区が失業している知識分子700人（うち高校教師100人、中学教師600人）を配置し、北京市が失業している知識分子100人（等しく

高校教師とする)を配置し、天津市が失業している知識分子 50 人を配置する。華北区の北京・天津市で増員の必要な教師は両市が自己解決する。河北・平原・察哈爾・綏遠・山西の 5 省で増員の必要な教師は、自己解決する以外、別途に北京市が失業している知識分子 200 人を配置し、西南区が失業している知識分子 400 人(華北の各省の籍が西南区に留めている一部の現任教師を含む)を配置する。西北区で増員の必要な教師は、自己解決する以外、別途に中南区が失業している知識分子 700 人を配置する。各地区は全局に気を配り、相互援助の精神を発揮し、中央の配置計画を完成させることを保証しなければならない。》

(教育部「關於解決 1952 年暑假后中等學校師資問題的決定」)

中等学校の教員増加政策の中で注目すべきは失業している知識分子を活用する点である。全国で 2150 人に上った。但し、採用された知識分子は必要とされる地区へ移住しなければならないという条件がついていた。東北区には華東区・北京市・天津市から 850 人を移住させ、河北・平原・察哈爾・綏遠・山西の 5 省には北京・西南区から 600 人を移住させ、西北区には中南区から 700 人を移住させる。特に、北京・天津という政治・経済の中心である直轄市から他地区への移住者は 350 人(北京 300 人、天津 50 人)を数えた。このように知識分子の地方移住、なかには僻遠の地への移住が進められたのである。

3. 大学の院系調整

旧国民政府の大学組織は 1929 年(民国 18)7 月 26 日公布の「大学組織法」により、英米をモデルとして「学院制」を採用した。そして、文、理、法、教育、農、工、商、医の 8 種類の「学院」を置くことができるとし(第 4 条)、その中の 3 種類以上の「学院」を有するものを「大学」と称し、この条件に満たないものは「独立学院」と称する。「独立学院」は 2 つの「科」を設けることができる(第 5 条)。大学の各「学院」や「独立学院」の各「科」は若干の「学系」を設けることができる(第 6 条)。つまり、大学組織は<大学—学院—学系>および<独立学院—科—学系>となった。ここにいう「学院」は<department>である。

新中国政府は大学組織を英米モデルからソ連モデルへ転換するために、全国的な「院系調整」に着手した。院系調整は 1951 年 10 月頃から準備が始められた。そして、11 月 3 日から 9 日まで、教育部は全国工学院院长会議を開催し、翌 52 年の高等工業教育における院系調整方案を決定した。例えば、北京大学の工学院と燕京大学の工科関連の「系」を清華大学に移設し、逆に清華大学の文学院・理学院・法学院と燕京大学の文学・理学・法学関係の「系」を北京大学に移設する。このように院・系の他大学への移設・合併などが計画された。

1952 年 5 月(日付未詳)、教育部は「全国大学の 1952 年の設置調整に関する方案」(關於全国高等学校 1952 年の調整設置方案)を發布、院系調整の基本方針は国家の工業建設に必要な専門的人材と教員の養成に重点を置くことを明示した。半植民地の状態から独立したばかりの国家として、安全保障を担保するための軍備拡大に直結する工業、特に重工業の発展が急務とされた。

例えば、それまで総合大学・普通大学の中に文学院や法学院が設置され、その「学院」の中に「系」が設置されていた。例えば、文学院であれば中文系・史学系・哲学系などの幾つかの「系」に分かれていた。院系調整では、工業・師範・農林・医薬・政法・財經・芸術・語文・体育などの「系」を取り出して、他大学の同種の「系」に統合し、あるいは膨張した「系」を独立した「専門学院」に昇格させることなどが行われた。特に、基本方針に従って、高等工業学校を最も強化し、鋼鐵・地質・鋁冶・水利など 12 分野の工業専門学院を新設した。これによって、「学院」はほとんど姿を消して、「系」がそれに取って代わった。

また、それまでの「系」を構成していた複数の「学科」も、その教育内容を調整したり、他大学の「学科」に移したりして、「学科」を集中させた専攻(專業)が作られた。こうして、大学組織はソ連モデルの<大学—専門学院—系—専攻>となった。これに加えて、「教研組」が新設された。こうして、52 年秋までに、全国大学の約 75%

において院系調整と専攻（専業）の設置が行われた。同時に、私立大学はすべて公立に変わった。

1953年5月29日、高等教育部は「1953年全国大学の院系調整に関する計画」（関于1953年全国高等学校院系調整的計画）において、表6のような院系調整の継続計画を発表し、実施した。その結果、1953年に215種類の専攻が設置された。内訳は、工科107種、理科16種、文科19種、農科16種、林科5種、医科4種、師範21種、財經13種、政法2種、体育1種、芸術11種であった。⁽²⁶⁾

こうして1952・53年の2年間で大学の院系調整は一応完了し、1954年1月15日、高等教育部は「1953年の大学の院系調整工作に関する総括報告」（関于1953年高等学校院系調整工作的總結報告）を發布した。

しかしながら、その後も院系調整は続けられる。1955年7月30日、高等教育部は「1955年から57年までの大学の院系調整関連事項についての通知」（関于1955-1957年高等学校院系調整有關事項的通知）を發布し、高等工業学校と工業基地を結びつけるために、55年から57年までの間に高等工業学校の院系調整や専攻調整、学校の新設や移転計画を実施することとし、そのための注意事項を通知している。⁽²⁷⁾

なお、大学組織のソ連モデルの〈大学・専門学院―系―専攻〉と「教研組」の構造は1980年代中期まで存続した。その間、各大学の教職員や学生が大幅に増加したため、否応なく大学の管理体制を改革する必要性に迫られ、その結果、90年代に再び「学院制」が採用され、「系」レベルに「学院」が設置されるようになった。

表6. 1953年の院系調整計画

学校類別	1952年院系調整前の 設置状況			1952年院系調整後の 設置状況			1953年院系調整後の 設置状況		
	大学 学院	専科 学校	計	大学 学院	専科 学校	計	大学 学院	専科 学校	計
総合大学	0	0	0	7	0	7	13	0	13
普通大学	49	0	49	14	0	14	—	—	—
高等工業学校	14	19	33	33	10	43	36	3	39
高等師範学校	19	13	32	21	12	33	26	5	31
高等農林学校	11	6	17	25	3	28	28	1	29
高等医薬学校	25	3	28	29	3	32	28	1	29
高等政法学校	0	0	0	3	0	3	4	0	4
高等財經学校	6	13	19	7	6	13	5	2	7
高等芸術学校	10	6	16	11	4	15	6	9	15
高等語文学校	0	7	7	1	7	8	0	8	8
高等体育学校	0	1	1	1	1	2	5	0	5
民族高等学校	6	0	6	2	0	2	2	0	2
その他	0	3	3	0	1	1	—	—	—
合計	140	17	211	154	47	201	153	27	182

出所) 高等教育部「1953年全国大学の院系調整に関する計画」より作成

第3章 大学における思想改造運動

中国共産党と新政府が、学校において思想政治教育を進めるには、既存の勢力あるいは抵抗勢力と闘争し、学校内で指導的立場を確立しなければならなかった。学校内には、旧国民政府（中華民国）の時代から勤務する大勢の教職員が存在し、その中には中国共産党の政治的イデオロギーに強く反発する人々もいた。彼ら教職員は「知識分子」と称されるが、恐らくほとんどは共産主義思想と無縁であったと思われる。他方、学校内では少数派だったと思われるが、既に中国共産党員の教職員もおり、その共鳴者もいたのである。そして、学校内で多数派の非共産党員と少数派の共産党員の間で、言わば権力闘争と思想闘争が始まった。権力闘争によって学校の運営体制・運営組織の変革と人事刷新が行われた。

他方、思想闘争は第一に、教職員・学生によるマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の政治学習運動、「三反」運動、「中層整理工作」、「新三反」運動等の形で進行した。第二に、学生に対して政治理論課程の幾つかの授業科目を通してマルクス・レーニン主義と毛沢東思想が教育された。その教育内容の詳細は知るのは難しいが、中国共産党と新政府の公文書を手がかりにしてその輪郭を把握することにしたい。

第1節 学校における知識分子との団結に関する指示

1950年10月13日、教育部は「学校の政治思想教育に対する指導を強化することに関する指示」（關於加強对学校政治思想教育的領導的指示）を發布した。以下、全訳である。

《(1) 全国各地は解放以来、教育について普遍的に改造整頓工作を進め、課程改革の面で、また政治思想の実行の面で、等しく一定の成績を獲得した。しかし、最近、新解放区（新区）の土地改革政策の学習の中で、一部の地区では重大な偏向と欠点が生じた。湖南省のある中等学校は農村闘争の方式を無批判に引用して、教員と闘争し、学生と闘争し、甚だしきは校長が地主であるのには理由があるとして、学校内で闘争会を発動し、彼を6時間跪かせて罰するなど、「獲得し、団結し、改造する」（争取、団結、改造）という知識分子政策に嚴重に違反しており、人心を不安でびくびくさせ、多数の教職員は敢えて思想を露にしないので、改造し高めるという目的を達成していない。ある地区では、旧教育を整頓する過程で、もともたいる教職員に対して、打撃と除去という方法を取って、校長と教職員を任意に更迭したので、人々はおのずと危険を感じ、安心して業務ができない。湖北省のある地区では、教職員と学生を大量に動員して中心的な行政業務（中心工作）をやらせて、系統的教學の正常な進行を妨害していた。また、ある省の教育庁は土地改革の学習を手配する通知の中で、学校では「教職員の過去と現在において、小作を取り上げて田畑を隠し持ち（瞒田奪佃）、反動政權を後ろ盾にして革命政權が分配した土地を農民から取り上げて密売し（私売倒算）、農民を威圧する（欺压農民）などの行為があったか、なかったかを厳格に検査する」、「もし錯誤を認めて告白しないまま上記の事を発見した時には、すぐに現地の政府に送って法律によって懲罰する」というように誤って規定している。このような精神によって実行すれば、勢い必ずや学校の中で地主や富農家庭出身の教職員に対して清算闘争を行うことを促し、彼らが進歩する機会を途絶することになり、その結果、文化科学の正常な展開に悪影響を与え、学校を混乱に陥れ、教育の前途に甚だ大きな悪影響を与えるだろう。

(2) 各地の文教機関と学校は、必ず徹底して次の事を認識しなければならない。すなわち、旧教育に対する改革は長期にわたって念入りにすべき工作であり、改革を遅らせることはもとより間違いであるが、性急で粗暴で軽々しく事に当たるのも間違いであり、計画的に順序よく、かつ慎重に実行しなければならない。また、教職員と学生に対しては、その出身家庭がどうであるかによらず、等しく本来の「獲得し、団結し、改造する」

という政策に応じて、説得方式の教育を通して、その前進を積極的に鼓吹し、闘争・孤立・強迫的な反省、あるいは単純に排除するというような方法で処置してはならない。

(3) 前述の各地区の偏向は、既に関係する指導機関によって直ちに是正されたとはいうものの、やはり各地の文教機関は経験から教訓を汲み取り、各級の学校に対する指導を強化し、警戒心を高めて深く入り込んで検査し、性急で粗暴な偏向の発生を防がねばならない。また、一方で、知識分子と団結するのは、改造し進歩を求めるためであり、姑息に妥協するためではないことをはっきり認識しなければならない。そのために、悪質分子（壊分子）が、知識分子との団結政策を口実に、土地改革の中で政策の隙に乗じる不法行為を行って、人民の学校が人民から遊離したり、人民政府の威信に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、必ず注意しなければならない。》
(教育部「關於加強对学校政治思想教育的領導的指示」)

すなわち、学校の中に農村での土地改革・階級成分の区分という取り組み方法をそのまま持ち込んで、教職員に対して制裁を加えたり、排斥したりする傾向が生じていたのであろう。これら偏向は、党の知識人政策である「獲得し、団結し、改造する」(団結・教育・改造) という方針に反するのであった。

1951年5月2日には、中共中央は「眼前の学校教育工作中の偏向を克服することに関する指示」(關於克服目前学校教育工作中偏向的指示) を發布し、偏向問題の解決を指示した。

第2節 北京・天津における政治学習運動

1951年6月、北京大学校長・馬寅初が全校教職員に系統的な政治学習運動を計画的に行うよう発令した。党中央はこの種の活動が全国で行われることが必要であると考え、まず北京・天津の大学で経験を積んだ後、全国に拡大することを決定した。党内では彭真・胡喬木を指導責任者として、錢俊瑞、蔣南翔、楊奇清、金城、宋碩などによってグループ(小組)を作り、この学習運動の組織化を担当させた。他方、中央政府教育部の中には北京・天津の大学教師学習委員会(京・津高等学校教師学習委員会)即ち、「総合学習委員会」(総学委会)を設置した。教育部部長・馬叙倫が委员会主任、同副部長・錢俊瑞と曾昭掄が委員会副主任となり、委員には教育部関係部門、大学執行部、青年団中央、全国総工会文教部、全国婦女連合会、北京市党委員会、天津市党委員会等々から21人が任命された。この総合学習委員会はお週報『教師学習』を発刊して、学習と経験交流を推進した。

また、天津にも総合学習委員会分会(総分会)を設置し、大学毎に行政・党・共青团・労働組合・教師代表からなる「支部学習委員会」(分学委会)も成立させた。これら各レベルの学習委員会に辦公室を設置し、辦公室主任には多くの場合、黨員幹部を就任させた。学習方法は主に報告を聴き、文献を読み、批判と自己批判を行うというものであった。

こうして9月末には、北京・天津・唐山の大学の約3800人の教授・講師・助教の政治学習運動に発展していた。この情勢を更に進めるために、9月29日、國務院総理・周恩来は北京・天津大学教師学習会において、「知識分子の改造問題について」(關於知識分子的改造問題)という講演を行った。講演の中で、周恩来は自身の経験を交えながら中国共産党の立場、知識分子の思想改造の必要性等について訴えた。講演は5時間に及んだが、出席した約1700人の大学教員は率直な経験談に共感し、知識分子に対する中国共産党の期待を理解できたという。⁽²⁸⁾

1951年10月23日、毛沢東は第1期全国政治協商会議第3次会議の開幕式で、開会の辞を述べた。「三大運動の偉大な勝利」と題されている。三大運動とは「抗美援朝」、「土地改革」、「反革命鎮王」であり、50年から52年の間に、ほぼ勝利する見込みであると述べた。その中で、知識分子の思想改造について、「わが国の文化・教育戦線と各分野の知識分子のあいだでは、中央人民政府の方針にもとづいて、自己教育と自己改造の運動が広範に繰り広げられている。これまた、わが国の喜ぶべき新しい気風である。全国委員会第二回会議の閉会に際し、私は批判

と自己批判の方法で自己教育と自己改造を行うことを提案した。今、その提案がしだいに現実となりつつある。思想改造、なによりもまず各分野の知識分子の思想改造は、わが国が各方面で徹底的に民主的改革を実現し、しだいに工業化を実行するうえで重要な条件の一つである。従って、われわれは、この自己教育と自己改造の運動が着実に前進する過程で、いっそう大きな成果がおさめられるよう希望する」と述べた。全国の知識分子に「自己教育と自己改造（自我教育・自我改造）」運動を推進するよう呼びかけたのである。⁽²⁹⁾

これを受けて、同年 11 月 17 日、中共中央は「北京・天津の大学教師の政治学習運動の経験に関する通報」（関于京津高等学校教師政治学習運動經驗的通報）を各中央局・分局と各省市区の党委員会宛に發布し、大都市において大学教員の政治学習運動を活発化するために北京・天津の成功経験をまとめて広報したのである。以下はその部分の訳である。⁽³⁰⁾

《二. 主要な経験

(1) 指導上の重視と首長自ら責任を負って動くことが、学習運動を推進し展開する鍵である。周総理は自ら教師たちに対して報告を行い、かつ自己改造の経験を取り上げて証明とし、彼らを非常に感動させ、その効果は良好であった。各校のすべての校長や主要な責任者が自ら報告を行い、リーダーが自己検討を行えば、運動は容易に展開するだろう。北京大学、清華大学、燕京大学の例が充分にこの事を証明している。運動が次第に深くなるために、学校の首長はまた必ず常に学習の会議に参加し、学習の進捗を検査しなければならない。総合学習委員会は毎日、各校の首長が自ら作った総括報告をしっかりと掴んでいるが、その効果は大きい。

(2) 学習目的を明確にし、心配をなくす。今回の学習の目的は大学においては主に次のことである。マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を武器として、まず敵味方の境界を明らかにし、欧米のブルジョア階級を崇拜する反動思想と封建思想を肅清し、自由競争段階のブルジョア階級（自由資産階級）と小ブルジョア階級（小資産階級）の錯誤思想を批判し、徐々に労働者階級の思想の学校での指導的地位を確立する。今回の学習を経て、＜院系を調整し、課程を改革し、教学方法を改良し、学校の政治工作を樹立するなど＞高等教育を徹底的に改革するという目的に更に一步近づくことができ、また組織を整頓し、反革命分子を一掃し、指導部の構成を調整するために条件を整える。今回の学習は幹部の過去の罪業告白を審査するものだと思われて不安になっている人に対して、学習は思想改造のためであり、幹部審査ではないことをはっきりと話さなければならない。しかし、幹部を審査しないという声明を出す必要はない。なぜなら条件が熟した後、必ず幹部を審査しなければならないからであるが、彼らに心配させてはならない。⁽³¹⁾

(3) 重点を押さえ、モデルを育て、すぐに経験を押し広めること。総合学習委員会は北京大学、清華大学、北京師範大学を重点に選定し、更に多くの援助を与え、経験を作り出し、それによって他の学校を先導する。清華大学が「梅貽琦の問題」を検討した経験や「清華核心会」が北京大学互助組や化学系と一緒に学習グループをいかにうまく作ったかという経験などについて、各大校の積極分子が会合を開き、速やかに各校に伝えたことは運動の展開に大きな効果があった。⁽³²⁾

(4) 高度に民主を发扬し、自由な議論を奨励することは、批判と自己批判を展開する鍵である。運動が始まり多くの教師がすでに自己批判を行っているが、多くはうわべだけで談じており、他人を批判することは常に行われているわけではない。その面子を重んじ、友情を損なうのを恐れるなどの心配をなくし、十分に民主を发扬し、自由な議論を展開して思想を暴露しなければならない。暴露された錯誤思想に対してはすぐに結論を出す必要はない。特に討論の中で濫りに反動的分子の帽子を被せるのを防がなければならない。

(5) 計画的に文件閲読を組織すること。一般の教師の政治レベル、思想レベルは低い。甚だしくは政治常識に欠ける。既に暴露された思想や提起された問題を分析できず、理論的武器に欠けている。学習を開始する時には必ず政府関係者の報告を取り混ぜて文件閲読を組織し、自分の思想と結びつけて分析批判し、徐々に高め

るようにしなければならない。今回の学習は周総理の報告から始まり、思想を暴露することを重視し、批判と自己批判を展開する。彭真同志の三大運動の報告は反動思想を肅清することを重視する。以後、毛沢東思想と共産主義の人生観に関する報告は、教師たちが労働者階級の立場・観点・方法を系統的に確立するのを助け、自由競争段階のブルジョア階級と小ブルジョア階級の思想を批判することを重視する。最後に経済建設の問題を講じ、教師たちが高等教育を切実に改革し、それによって更に良く国家建設に奉仕するように導くのである。総合学習委員会の指定する文件と系が取り混ぜた各報告の中心部分は別々に閲読する。同時に、各校は具体的情況に基づき、少数の補充文件を指定すること。例えば、清華大学の教師たちが改良主義に反対するために、錢俊瑞の「武訓問題を討論することから我々は何を学ぶか」（『人民日報』8月27日）や黎澍の「近代中国史上の改良主義に関して」（『学習』第4巻11期）の両論文を閲読したが、効果が頗る良好だった。」

（中共中央「關於京津高等学校教師政治學習運動經驗的通報」）

こうして大学教員の政治学習運動は全国に拡げられていった。また、この「通報」は学習参考文献として表7のようにレーニン、スターリン、毛沢東、劉少奇という当時の中ソ最高指導者の諸論文・演説などを挙げている。

表7. 大学教員の政治学習運動の学習文件目録

1	スターリン「十月革命の国際的性質」 毛沢東「新民主主義論」の（三）「中国の歴史的特徴」、（四）「中国革命は世界革命の一部である」
2	スターリン「英国作家ウエールスとの談話」（『人民日報』11月14日、1951年） 毛沢東「学風、党風、文風を整頓せよ」（整頓学風党風文風） 毛沢東「延安での文芸座談会講話」（在延安文芸座談会上的讲话） 毛沢東「自由主義に反対する」（反对自由主義） 劉少奇「人の階級性を論ず」（論人的階級性） 劉少奇「党員思想意識の修養」（党員思想意識的修養）（『共産党員の修養を論ず』所収） レーニン「規律を論ず」 スターリン「自己批判を論ず」
3	レーニン「青年団の任務」 毛沢東「我々を改造する学習」（改造我們的學習） スターリン「クレムリン宮殿に高級学校関係者を招待した宴会での演説」

出所）中共中央「關於京津高等学校教師政治學習運動經驗的通報」（1951年11月17日）より作成

第3節 中共中央による思想改造の指示

1951年11月30日、中共中央は「学校の中で思想改造と組織整理工作を進めることに関する指示」（關於在学校中進行思想改造和組織清理工作的指示）を發布。以下、「51年学校の思想改造指示」と略すが、小中高校・大学における政治思想の「革命化」は急速に進んでいる一方、二つの課題が残っていると指摘し、その解消のための方針と方法を指示した。なお、「組織清理」は中国共産党の新基準で人員を整理することである。ここでは「組織整理」と訳すことにする。⁽³³⁾

さて、二つの課題とは何か。第一に、解放前の「国民党の長期にわたる教育」のために、教職員と中等教育以上の生徒・学生の中に「大量の反動的な党員や共青团員と彼らを利用する外部組織」が存在することである。

第二に、解放後に政府教育部門は極めて少数の幹部しか普通学校に派遣できなかったのも、学校行政における中

国共産党の指導は脆弱であり、教職員の中の反動分子と彼らに利用されている分子を未だに処理できていないことだという。

このため、学校では「抗美援朝」運動や「反革命鎮圧」運動が実施されたとは言え、複雑な思想状況が存在する。そこで中国共産党と政府は全国学校を指導下に置くために、1～2年以内に全国小中高校・大学の教職員と高校以上の生徒・学生に対して「初歩的な思想改造」を実行し「幹部と積極分子を育成する」一方、教職員と専科以上の学生の中の「反革命分子」を一掃することを目指す。それは学校教育改革（学制改革、院系改革、課程改革、組織改革）を進展させる基本的作業でもあるという。この目標達成のための方法を指示している。以下は要点である。

（1）各種学校の教職員と高校以上の生徒・学生に対する「初歩的な思想改造」を行う。

初歩的な思想改造とは、「革命と反革命を明確に分けて、人民に奉仕するという観点（為人民服務的観点）を確立し、批判と自己批判の方式を用いて、自己教育と自己改造を実行する。そして、反動的あるいは間違った階級的立場を捨てること」を指す。この初歩的な思想改造工作は学校の中で反革命分子を整理するための思想的準備である。準備に必要な期間は、新解放区や半分解放された老解放区（半老区）では一般に1年以内とする。

思想的準備工作によって絶対多数の教師と学生は思想上の自覚を持つようになる。即ち、「革命思想が彼らの中で優勢を占め、またこれによって大衆の中に頼りになる中心的人物や積極的分子を形成した後、系統的に組織整理を実施し、教職員と学生に国家に対して『忠実に自分の歴史を告白する』（忠誠老實地交清自己的歴史）ように呼びかけ、かつ明らかになった反革命分子を検挙する。」だが、このような過程は複雑であるので、多数の教職員や学生がまだ革命と反革命の思想問題を解決できず、また大衆の中に頼りになる中心的人物や積極的分子が少ない時には、「忠実に自分の歴史を告白する」運動は時期尚早であるという。なお、この「忠実に自分の歴史を告白する」とは、自分の過去の反革命的あるいは封建的言動をすべて白状するという自己批判の意味である。

（2）思想・組織上の改造の準備には有力な指導が必要である。

有力な指導で有効な制御が行われなければ、輕挙妄動を生み、極端に熱狂的な過ちを犯して、悪い結果を生む。党の指導が強くない地方では、『忠実に自分の歴史を告白する』運動を発動すべきではない。継続して思想的準備工作を行うべきである。

（3）地方の経験から注意すべき点が幾つかある。

①小中高校の教職員に対しては、休暇期間を利用して集中学習方式を実施する。小学校教職員の集まりは一般には「専区」・「行署」（專署）を単位とする。中学・高校教職員の集まりは省単位とする。この学習運動には省や「専区」・「行署」の最高責任者や最有力な党員が自ら出席して報告を行えば、良い結果を得ることができる。集中学習が終わる頃、思想が成熟するので、問題のある人物は自ら「忠実に自分の歴史を告白する」に違いない。

この工作が上手く行った地方では、幹部は教職員の中の積極分子とよく団結し、思想検討を行う際には率先して自己批判を行って、人々を啓発している。省・自治区は小中高校の教職員に対してこの種の学習方法と反革命分子一掃の方法を採用する際には、まずある地区で重点的に試行し、その経験を得て後、逐次広げていくようにしなければならない。

②中学生と小学生に対しては、平素の授業において政治教育を重視しなければならない。彼らは年齢が低く、反動分子は少ない。大部分は在籍中か、卒業して学校を離れた者であり、政治経験や判断能力に欠け、感情に流されやすいので、彼らに対しては反動分子の処理運動を発動すべきではない。16歳未満の者には政治的に見て問題を持っていたとしても無罪を宣告し、法律上の処分をしてはならない。

③高校生に対しては、卒業前には「民主鑑定」（生徒同士で思想上の問題を相互に批判させ、反省を促す）を行い、反動分子を一掃する。卒業後は小中高校の教職員と同様に、集中学習方式を採用して、その反動分子を一掃する。

④「大学一級」の教職員に対して、北京・天津では学習運動を行ったところである。学生は既に多少政治学習を行っているが、適当な機会に教職員の学習に参加させてもよい。この学習が一段落したら、北京・天津において大衆思想が十分に成熟している、指導すべき中心的学校を1・2校選んで、中央宣伝部と市の党委員会の直接指導の下で、「忠実に自分の歴史を告白する」運動を実行し、反革命分子の一掃に着手する。まず典型的な実験を行って後、順次広げていく。但し、大行政区を単位として大学教職員にこの種の学習運動を発動する時は、まずその最高責任幹部が系統的な報告を行い、次に数人の責任幹部も報告を行わなければならない。それら報告は十分に準備されたものでなければならない。また、ある地方のように専科以上の大学が少なく、教職員が少ない場合は、彼らと中学・高校の教職員を一緒に学習させても良い。

専科大学以上（即ち大学一級）の学生間で行う反革命分子の整理工作は学生単独で実行すべきである。教職員と学生の両方の大衆思想条件と指導条件が同時に準備できた情況において、教職員の整理工作を始めてもよく、学校単位ごとに一緒に行う。しかし、問題ある教授や高級職員が学生の面前で自分の恥を晒すことを忌避したり、「忠実に自分の歴史を告白する」行為に不必要な考慮や拒否感情を生じたり、また学生が教職員に告白を強要する現象を防ぐために、教職員と学生は一般には別々に行うのが良い。専科以上の大学における整理工作は、中央局と分局の直接的指導の下で行うか、あるいは省・市の党委員会の責任の下で行う。各大行政区の全ての大学は整理工作を行うに当たって、党では中央宣伝部の許可を得、政府では中央人民政府教育部の許可を得なければならない。

整理工作を実施していない専科以上の学校はすべて、学生の卒業期限が来ているような場合は「民主鑑定」の方法を行い、卒業後であれば夏期休業中に集中学習方式を行うべきである。

（4）組織整理を行うときは、敵味方の境界や反革命分子を一掃することに重点を置き、「思想問題や政治問題を一緒に混せて論じたり、軽重を転倒したりしてはならない。」ある地方では大学の中で「妄りに検査し、妄りに逮捕し、妄りに控訴し、妄りに闘争した結果」、反革命を鎮圧する目的を達せず、かつ教職員や学生やその父兄に党と人民政府に対立感情を抱かせてしまった。「もしその中の、有罪の確証がある反革命分子を検査し、あるいは逮捕する時は、省級以上の党委員会の許可を得なければならず、かつ中央局にその案件を報告しなければならない。」

（5）学校教育に対する指導を強化し、教職員・学生の思想改造工作と組織整理工作を順調に完成させるために、党による学校の指導を強化すべきである。そのために全ての大行政区は半年以内に、全ての「専区」・「行署」と県政府教育科や比較的大きな公立・私立中等学校全てに対して、鍛錬を経て文化的・政治的・思想的に強固である党員を少なくとも1人派遣し、その党員や進歩的分子と密接に相談して、中心的指導部を確立しなければならない。大学は優秀な成績で卒業する党員・共青团員を学校行政に参加させ、大学の教育指導幹部を徐々に強化しなければならない。

その他、教職員の中の積極的分子を計画的に訓練し、また師範学校や師範訓練班を拡大して、人民の事業に忠実な教師を大勢養成しなければならない。

（6）党の各中央局・分局や各省・市・自治区の党委員会は1952年春学期までに現地の情況に基づき、本指示を実行する計画を立案し、中央に報告すること。

以上、「51年学校の思想改造指示」によって、全国大学において教職員・学生の思想改造と組織整理が進行することになった。また（5）の指示を受けて、1951年11月から52年5月までの半年間、全国大行政区内の基層政府教育部門や公立・私立中等学校に、少なくとも1人の鍛錬された党員が派遣された。彼らの活動を通して、党は学校行政を掌握していったのである。こうして知識分子の思想改造運動は一定の成果をあげて1952年秋に終息した。

第4節 中共中央による三反運動の指示

1. 社会における三反・五反運動の展開

(1) 三反運動

東北区の増産節約運動の中で、国家行政職員（国家工作人員）の汚職問題が発生した。このために、1951年10月、中共中央政治局拡大会議は、全国で増産節約運動と三反運動（反汚職、反浪費、反官僚主義）を展開することを決定した。「汚職」とは国家行政職員が職権を利用して公有財産を詐取することなどを指し、「浪費」とは国家経費の不正使用や不適切な使用を指す。「官僚主義」とは官僚政治に伴う官庁業務の形式的・画一的な傾向やそれを改めようとしらない官吏の態度や気風を指すが、これが「汚職」「浪費」の根本原因だという。これら3つの問題の撲滅運動を行ったのである。⁽³⁴⁾

これを受けて、同年12月1日、中共中央は「精兵簡政、増産節約、反対汚職、反対浪費と反対官僚主義を実行することに関する決定」（關於実行精兵簡政、増産節約、反対貪汚、反対浪費和反対官僚主義的決定）を發布。「抗美援朝」のために軍事費が増大し、51年度の国家財政が逼迫していたので、政府機構の人員削減と行政簡素化とともに増産節約運動を行うことを決定。その実現のために、政府機関、部隊、団体、学校、企業において汚職・浪費・官僚主義を摘発し、懲罰を加えるよう指示したのである。

同12月4日、中共中央は、中国共産党の北京市委員会が反汚職闘争を展開した報告書を、中央と軍医委員会の各部門、中央政府の各党組織、全国省市・区・地区・県の党委員会、大軍区の党委員会、中国人民義勇軍の党委員会宛に閲覧のため發布した。題して「北京市工作人員の中の汚職現象及び今後の反汚職闘争の展開に対する意見」（北京市工作人員中的貪汚現象及対今後開展反貪汚闘争的意見）という。党の北京市委員会が1949年と50年に2回検査を実施して、汚職者を処分した報告書である。以下、汚職の実態を窺い知ることができる部分の訳である。

《（一）不完全な統計であるが、解放以来、北京市に属す各機関や企業部門の就業者の中で既に汚職分子650人が見つかり、汚職総額は約15億元である。そのうち、1949年は166人、1950年は289人、1951年は195人である。しかし、発見されたのは汚職現象の一部である。市税務局・市人民銀行・市の購買販売共同組合（供销合作社）などの単位による初歩的検査と統計によれば、それぞれの部門の就業者の汚職現象は等しく重大であった。本市の購買販売共同組合の重点的な検査の結果、9区の連合消費共同組合132名の就業者中で汚職者は39名見つかった、即ち30%であった。6区の連合消費共同組合132名の就業者中で汚職者は34名、即ち26%であった。9区にある街道消費共同組合23人名の就業者は全部集体で汚職していた。

（二）既に発覚した650名の汚職分子の中で、

甲：最多は財經企業部門で計420名である。次が公安部門で計112名、その他の部門は118名であった。

乙：中国共産党員は108名、共青团員は19名、非党員・団員は523名であった。

丙：留用した幹部と新幹部（新幹部の中の大きな部分は新しく募集した旧人員である）が514名、老幹部79名、その他は57名であった。

丁：科長以上の幹部34名、科長以下の職員616名であった。

（三）650名の汚職分子の中で、既に分かっている汚職方法は、公安人員は主に掛けで買って返還しないのである。税務人員や商品を仕入れする人員は主にヤミ屋の賄賂を受け取り、ヤミ屋と共同で汚職をそそのかしていた。銀行、貿易や合作社の職員には、帳簿や伝票を偽造する者もあり、紙幣を盗む者もあり、収支をごまかす者もあり（大秤入小秤出的）、収賄する者もある。機関総務人員は主に物品購入や部屋購入や部屋修理でリベートを求めたり礼物を受け取ったり、給料を他人の名を騙って受け取ったり上前をはねたり、ま

た公共財産を窃盗したりしている。倉庫の物資管理人は主に公共物を盗んで売っていた。このほか、借金して逃げた者もある。これら分子の汚職の原因は、留用した人員では主に過去の汚職の悪習であった。老幹部では、主に墮落腐敗である。一部は悪い分子に勧誘されたのである。

(四) 650名の汚職分子の中、既に512名を処分した。そのうち、130名は免職或いは解雇となった。105名は懲役の判決を受けた。4名は死刑の判決を受けた。党員の汚職者は95名が既に処分された。そのうち、27名は党籍を奪われた。》 (中共中央「北京市工作人員中的貪污現象及對今後開展反貪污鬥爭的意見」)

このような汚職事件の検挙運動は、北京市の協商委員会や人民政府委員会拡大会議等々の上層機構で議論され、各機関、中国共産党、青年団、労働組合やその下部組織において実行された。更に、これに産業界も加わった。例えば、北京の給料が上海や天津に比較して低いことも汚職の原因であると指摘され、補助手当の支給を検討することになった。このように、まさに北京市全体で三反運動が進められたのである。

更に4日後、1951年12月8日、中共中央は『「三反」闘争は必ず大々的に行うべきであるという指示』(關於「三反」闘争必須大張旗鼓進行的指示)を、華東局、福建省委員会、各中央局・分局、省市区の党委員会、大軍区及び義勇軍の党委員会宛に発布した。これは上記12月4日の文書に対する福建省委員会の、この文書は秘密にすべきか否かという質問に回答する形で出された。すなわち、この文書は秘密文書ではなく、半公開文書であり、党の刊行物に転載して科長級以上の党幹部に読ませるべきであるとし、三反運動は反革命鎮圧闘争と同様に重要であり、同様に民主党派や社会各界を含む大衆に発動すべきだと指示したのである。「汚職分子、浪費分子や官僚主義分子の大多数は当然、反革命分子ではない(一部は反革命分子である可能性もある)。彼らの罪名は汚職・浪費と官僚主義であるが、これらの問題は現在極めて嚴重なもので、必ず反革命鎮圧闘争と同様に重要であると見なさなければならず、大衆に発動して大々的に闘争を進め、同様に死刑や懲役などを彼らに科さねばならない」と述べる。

かくして1ヶ月後、1952年1月22日、中共中央は「宣伝文教部門は例外なく『三反』運動を実施しなければならないことに関する指示」(關於宣傳文教部門應無例外地進行「三反」運動的指示)を発布(以下、「52年三反運動指示」と略す)。これによって、全国的な規模で、あらゆる機関において三反運動が展開されることになった。以下、全訳である。

《ここに西北局が1月11日に発表した西北宣伝文化教育部門の「三反」運動情況の報告を、参考のために転発する、かつ宣伝文化部門は「三反」運動の中で注意すべき点を以下のように指摘している。

(一) 西北局が指摘した、現在一切の宣教科は等しく例外なく「三反」運動を実施すべきであるという意見は完全に正しい。事実が証明しているように、党の宣伝部は言うまでもなく、政府の教育・文化・衛生・出版・新聞の各部門、教育系統の学校行政人員と幹部学校の學員、また文科系統の映画館・映画会社・劇場・上映隊・文化宣伝工作団(文工団)・旧劇の団体(旧劇団)・図書文物機関・美術機関・對外連絡機関、衛生系統の製薬工場・衛生材料工場・医薬会社・病院・衛生院・医学大学、出版系統の印刷工場・書店・出版社、新聞系統の雑誌社・TV局(広播台)・通信社および科学機関・科学団体・文芸団体・中ソ友好協会分会・抗美援朝分会など、その中には等しく重大な汚濁し腐敗した問題が存在する。西北局が伝えたのはまだその小さな一部分でしかない。多くは経費や私商・外商関連の方面にあり、例えば建造・敷設(修建)、企業管理、医薬機材の経営、電気写真機材(電気照相)の経営、TV印刷機材の経営、機関生産などの方面には、1億元以上の大汚濁分子(大老虎)がいる可能性がある。浪費と官僚主義に至っては更に枚挙に暇がない。

(二) 学校の中で「三反」運動を実施するには、学校の情況によってそれぞれ異なる処置をしなければならない。幹部学校では、学生は離職して学習している幹部と在職したまま学習している幹部がいるが、学校の行政工作人員と同じように自白させて検挙(坦白検挙)しなければならない。全日制学校では中高校以下の学生に

対しては一般に自白検挙を行う必要はなく、偏向を避ける。しかし、彼らに対して適当な「三反」教育を実施し、彼らがもし自分が汚職（例えば貪汚損款や団費・会費や学校公共物の窃盗など）し、或いは家長の収賄行為を知っているならば、また自白検挙（坦白検挙）か政府によって摘発する（政府検挙）。しかし、大衆運動を起こすよう求めてはならない。各級学校の行政工作人員は等しく自白検挙運動を行わなければならない。各級学校の教師と大学の学生は等しく「三反」運動の学習に参加しなければならない、その貪汚浪費行為のある者は等しく自白（坦白）しなければならない。しかし、学校の校長は、教師の誰が群衆の前で批判（当衆検討）されなければならない、誰が学生全員の前で批判（全体学生検討）されなければならないか、誰が学生と工作人員によってその場で尋問され（当场質詢）、或いは闘争しなければならないのか、まず現地の党委員会によって研究されなければならない。

一般的に言えば、これら人物が大衆闘争の中で洗浄され、自己批判の鍛錬を受け、彼ら自身に対して、或いは今後の工作に対してすべて有利なものである。しかし、各人の欠点や錯誤或いは罪業の大小は如何および各人の政治的態度は如何を見て、異なる援助を与えなければならない、少数の過失が大きく、態度が劣悪な者以外、原則として彼らがパス（過関）するのを助け、かつ適当に配慮しなければならない。

（三）「三反」運動は目下最も実際的な思想改造である。ゆえに教育界、文芸界の思想改造の学習をまだ開始していない者は「三反」によって開始しなければならない。既に開始した者はまた「三反」に転入し、「三反」闘争の中でブルジョア階級思想の問題を解決し、しかる後、再びもともとの計画に戻らなければならない。その他の宣伝文化教育部門の中で、「三反」の実際的闘争が一段落したら、また真摯に系統的にブルジョア階級思想の侵食について検討しなければならない。

（四）本電文および西北局の宣伝部の報告は党の刊行物上で発表する。》

（中共中央「關於宣伝文教部門應無例外地進行『三反』運動的指示」）

すなわち、学校でも児童・生徒に対して「三反教育」を実施し、他方、幹部学校の學員や各級学校の行政職員には自白させて検挙する運動（坦白検挙）を行い、また各級学校の教師や大学生も三反運動に参加するよう命じたのである。因みに、1952年3月までに、全国で1000万元以上を汚職した者は10.5万人に達した。9人が死刑執行を猶予され、42人が死刑判決、約1万人の刑罰が確定した。⁽³⁵⁾

（2）五反運動

三反運動の中の汚職行為は、資本家による不法行為とほぼ同質である。資本家の不法行為は「五毒」、即ち「賄賂、脱税、国家財産の詐取、材料のごまかし、経済情報の窃盗」（反行賄、反偷税漏税、反盗騙国家財産、反偷工減料、反盗窃経済情報）であるとして、その摘発が進められた。これを五反運動という。

1952年1月26日、中共中央は「まず大中都市で『五反』闘争を展開することに関する指示」（關於首先在大中城市開展‘五反’闘争的指示）を、各中央局に發布し、分局・省・市・自治区の党委員会・地区委員会および各大軍区と義勇軍の党委員会に通告した。以下、全訳である。

《全国の一切の都市、まずは大都市と中等都市において、労働者階級、団結し法を守っているブルジョア階級及びその他の市民によって、違法なブルジョア階級に向かって、大規模で決然として徹底的に「賄賂、脱税、国家財産の詐取、材料のごまかし、経済情報の窃盗」に反対する闘争を展開して、党政軍民内部の「汚職、浪費、官僚主義」に反対する闘争と呼応させることが、現在極めて必要であり、極めて時宜に適っていることである。この闘争の中で、各都市の党組織は階級と大衆に対して、必ず精密な処置を行わなければならない、「矛盾を利用し、分別を行い、多数を団結させ、少数を孤立させる」（利用矛盾、実行分化、団結多数、孤立少数）

という戦略に注意を払い、闘争中に「五反」の統一戦線を迅速に形成しなければならない。この統一戦線は大都市においては「五反」を猛烈に展開した後、およそ3週間で形成できる。この統一戦線を形成するだけで、かの極悪な反動資本家は孤立に陥り、国家はすぐに理由をつけ順調に、例えば逮捕、処罰、銃殺刑、没収、罰金等々の、彼らに各種の必要な懲罰を加えることができる。北京市の闘争は成功している。そこでは「五反」の統一戦線を既に形成し、6%を占める反動資本家を孤立に陥れ、約1~2%を占める最も反動的な資本家（その中の大多数は投機商人である）に懲罰（少数は既に逮捕した）を与えようとしている。かくして目下、このような数字の資本家に懲罰を与えることは全く必要なことである。全国の各大都市（各省都を含む）は2月上旬に等しく「五反」闘争に入らなければならず、速やかに処置することを請う。下記は北京市委員会が1月23日に中央に出した報告である。研究してやり方を真似て欲しい。この報告は党刊上に記載してよい。》

（中共中央「關於首先在大中城市開展‘五反’闘争的指示」）

こうして五反運動は三反運動の一部として展開された。ここでは北京市委員会の報告については詳しく触れないが、2月上旬には指示通り、全国の各大都市でブルジョア階級の資本家に対する審査が行われた。その結果、「北京、天津、上海など9大都市で審査された45万余の私営商工業の統計では、程度は異なるが五毒行為を行っていたのは総数の76%を占めた」という。⁽³⁶⁾

なお、1952年10月25日、中共中央は安子文「三反運動を収束し遺された問題进行处理することに関する報告」（關於結束三反運動和处理遺留問題的報告）および廖魯言「五反運動を収束し遺された問題进行处理することに関する報告」（關於結束五反運動和处理遺留問題的報告）の、三反・五反運動の収束に関する2つの報告書（國務院総理と党主席に提出されたもの）を承認して、それら運動の基本的収束を宣言した。

2. 大学における三反運動の展開

1952年3月13日、中共中央は「大学の中で『三反』運動を進めることに関する指示」（關於高等学校中進行‘三反’運動的指示）を各中央局・分局と各大都市の党委員会宛に発布した。これは中国共産党北京市委員会による市内各大学の三反運動の情況報告書であり、党主席・毛沢東によって各中央局の宣伝部門・文教部門の参考に供するために回覧された。それによれば、大学における三反運動は思想改造運動として有効性を発揮し、「学校の中の汚職・浪費現象を消滅させ、官僚主義を克服し、ブルジョア階級の思想を摘発して批判し、これによって労働者階級の思想の指導権を確立」できたとして、各地の大学において三反運動を繰り広げる際の注意点を挙げている。以下、その部分の訳である。なお、文中の「洗澡」とは旧思想の垢を洗い流すこと、「過関」とは思想上の審査を受けること、またそれに合格することを意味するものと思われる。両語は特殊用語であり、80年代の辞典には記載がないことから、この時期以降は死語になったと思われる。

《1. 学校の中で「三反」運動を進めるには大衆を発動しなければならない。特に学生全体（学生群衆）によって教師を動かし、現在の学校の中に普遍的に厳然と存在する各種のブルジョア階級の思想（例えば英米崇拜、狹隘な民族主義、宗派主義、私利私欲、人民国家に対する責務不履行、保守的観点など）を批判し打撃を与えなければならない。この種のブルジョア階級の思想は極めて大多数の学校で現在も依然として実際の支配的地位にあり、教育の改革と国家建設人材の育成をかなり妨害している。この運動を指導し準備するために、党委員会は有力な指導機構と工作団を配備しなければならない。もし「三反」・「五反」の任務が困難かつ重要であるために手を引けないならば、むしろ大学の三反運動は各種機関の「三反」運動が基本的に収束するまで延期してもよい。「三反」運動中、教職員と学生は、汚職・浪費の事実を若干摘発することを通して、既に動員されている。学校の中に指導の中核が出来た後すぐに、大きな力で教師の間でブルジョア階級の思想に対する闘争

を行い、少しの力で職員・用務員の間で反汚職闘争を行うように転換しなければならない。教師の中のブルジョア階級の思想に反対する闘争は、厳粛で、自覚的で、批判と自己批判を行う、大衆的な思想改造運動である。各学校の中に重く存在する各種の具体的で、特に典型的なブルジョア階級の思想は充分に暴かなければならず、かつ徹底的に批判しなければならない。どの教師も必ず大衆の面前で検討を進め、「洗澡」と「過関」を実行しなければならない。こうして教師と学生の覚悟はみな大いに高まり、思想改造運動と教育事業改革を進めるための良好な基礎を築くことができる。同時に、教師・学生の覚悟の程度と積極性を普遍的に高めた上に、継続して反汚職・反浪費闘争を深めれば、更に強力になり効果を上げるだろう。

2. 北京の経験に基づき、強力な指導の下、学生全体に大胆に発動して、彼らに教師が思想検討を行うのを手伝わせるのが、極めて有効な方法である。教師に対しては最大多数に「過関」を行い、最も少数の不良分子を暴露し孤立させるという方針を採用すべきである。教師の「過関」は一般に「分層過関」の方法を用いるべきである。(1) まず政治思想上に問題がない大多数は早く「過関」させる。(2) 次に、思想作風上に大きな疾患はあるが、誤りを正して進歩を求める意思のある人は「過関」を助ける。(3) 政治上あるいは思想上に重大な問題がある少数の人は、大衆による摘発・檢舉・厳格な検査の下で、何回も反復して検討した後、「過関」させる。(4) 最後にどの学校でも極めて少数の政治上あるいは経済上に極めて重大な問題があつて全て「過関」しない場合、これらの人に対しては、事情に応じて、停職、転職(調職)、免職(撤職)など各種の行政処分を与える。我々は意識的にこのように行い、教師たちに班別に「過関」を行わせ、大多数の教師たちの覚悟を普遍的に高めて、積極性や団結を促し、わが党に服従させ、また政治上の反動的不良分子と教師の中の汚職分子を暴いて孤立させて、彼らに打撃を与えなければならない。

天津の報告によれば、天津の大学の教師の中の約 13%は彼ら自身が資本家であるか、資本家の顧問や高級職員であつた。この情況は北京とは異なる。教師の中でブルジョア階級の思想に反対する運動を実施する際には、基本的には北京の経験を応用し、かつ具体的な情況に照らして、新しい経験を創造しなければならない。また中央に報告すること。

3. 「三反」運動の思想闘争の中で、各大学の校長や著名な教授や著名な民主的人々(民主人士)が、もし政治上・思想上に重大な問題があつて、直ぐに「過関」するかどうか見積もるのが容易でない場合、彼らに対して結局どのような方式を取り、どのような要求まで到達させるのか、まず党中央あるいは中央局・分局に指示を求めてから実行すること。

4. 反汚職闘争の中で、もし大学の校長、教務長、秘書長、教授、副教授本人に汚職行為があれば、原則上、一般の汚職分子として処置しなければならない。彼らの中で特殊な技術を持っていたり、あるいは科学に大きな貢献をしている人については、事情が重大でなく、民衆の憤りが小さく、また自ら告白して手柄を立てる場合、すなわち、個別に学校の節約検査委員会に直接説明し、徹底的に告白することに同意すれば、その罪状を公衆の面前に出さず、罪滅ぼしをしたこと(将功贖罪)にしてもよい。もし事情が重大でなく、各人を検討中に話が済めば、新聞に載せる必要はなく、また大衆に闘争を発動する必要もない。もしその汚職行為が解放前に生じたものならば、思想問題として処理し、一般には金銭を取り戻したり、処罰したりする必要はない。汚職の事情が重大で逮捕して法律で裁き、あるいは大衆大会による闘争に引き渡す場合は、中央或いは大行政区の節約検査委員会の承認を経なければならない。

5. 学校の浪費はその性質が重大でその数量が多い場合、中央或いは大行政区の節約検査委員会は同級の教育部門とともに、その学校の直接の責任者に適当な処分を与えなければならない。

6. 学校の「三反」運動中、政治的に問題のある教職員・用務員に対して現行犯で直ぐに処理したり、スパイ容疑者(特務容疑者)で公安部門と相談して処理する場合を除き、その他の政治的に問題のある人はまず大衆の面前で充分に暴かなければならない。然る後、帳面に書き、「中層」を整理する時を待つて処理する。また、

その中にもし政治・歴史などの授業を担当する教職員がいれば、すぐにその課程を停止するか、或いはその職務を変更すべきである。

7. ある地区の学校では「三反」中に教師の自殺事件が発生している。各地はこれに対して警戒し、周到に防止しなければならない。

8. 各地区は大学の中で「三反」運動を進める時、各地の具体的情況に基づいて計画的にアレンジして進めなければならない。まず指導上必ず十分な決心を持ち、明確な方針と要求を掌握しなければならない。かつ幹部の配置に力を注ぎ、事前に準備仕事を良く行い、この運動を一方では思い切って大衆に発動しながら、また必ず厳格に制御して正確に進めるべきである。党の工作の基礎がまだ弱い学校に対しては工作組を別途派遣して、工作を進めなければならない。

9. 各地の科学研究機関の高級研究員の中の「三反」運動もまた上述の各点を参照して進めること。》
(中共中央「關於高等学校中進行‘三反’運動的指示」)

この「指示」以後、大学における三反運動は最初の段階である<汚職・浪費現象の解消と官僚主義の克服>から、次の段階である<ブルジョア階級の思想の批判運動>へと重点が移された。では、その攻撃対象である「ブルジョア階級の思想」とは何か。「英米崇拜、狹隘な民族主義、宗派主義、私利私欲、人民国家に対する責務不履行、保守的観点など」を指すという。

だが、一般的にはどのように理解されていたのだろうか。例えば、『思想政治工作大辞典』（1990）の項目「ブルジョア階級の思想」（資産階級思想）によれば、広義の「ブルジョア階級の思想」は膨大な体系であり、ブルジョア階級が経済、政治、法律、社会、文化、哲学、軍事、道徳などあらゆる方面で確立してきた理論的観点を指し、資本主義の経済と政治制度の土台のうえに成立したブルジョア階級の経済的・政治的利益を反映する意識形態を指す。他方、狭義には「ブルジョア階級の人生観と道徳観」を指し、その中心は「自私自利」、「損人利己」、「拜金主義」、「享楽主義」の4つである。それらは「労働者階級の利益と労働人民の伝統的美徳に対立するもの」である。中国では通常、この狭義の意味で使用されているという。⁽³⁷⁾

更に、『教育大辞典』（1998）の項目「ブルジョア階級の道徳」（資産階級道徳）を見ると、「（その）基本的原則は個人主義である。個人の利益、個人の幸福、個人の自由を追求することを最高の道徳原則と見なしている。その中で個人の物質的利益、性の解放などを強調する主張が封建的等級制や宗教的禁欲主義に反対する闘争の中で起こり進歩してきた」と簡略に説明されている。⁽³⁸⁾

このように「ブルジョア階級の思想」は多様な意味を内包しているが、簡潔に言えば、利己主義であり、私利私欲を満たすために英米の資本主義を崇拜する思想である。「ブルジョア階級の思想」を持っていると疑われた教職員が、学生たちによって公然と批判される情況が作り出された。批判され罵倒された教職員には酷であったに違いない。自殺者も出ている。この思想闘争のやり方は文化大革命において紅衛兵により更に先鋭化されたが、その原型がここに見られた。

2ヶ月後、1952年5月2日、中共中央は「大学が行う『三反』および思想改造運動は授業を維持すべきことに関する指示」（關於高等学校進行‘三反’及思想改造運動應維持上課的指示）を各中央局・分局と省・市の党委員会宛に発布し、原則として三反運動・思想改造運動を行うのと授業を行うのは両立させなければならず、教師・学生による全校集会を開く場合以外、授業を停止するには各地の教育部門の認可を受けなければならないと指示した。裏を返せば、大学では授業を停止しなければならない程、運動は盛り上がりを見せたのであった。

3. ブルジョア階級の思想の批判と「中層整理工作」

同じく1952年5月2日、中共中央は「大学の中でブルジョア階級の思想を批判し、『中層』を整理することに

関する指示」(關於高等学校中批判資產階級思想和清理“中層”的指示)を党の各中央局・分局宛に発布した。以下、「52年中層整理工作指示」と略すが、北京の諸大学における三反運動の中で、ブルジョア階級の思想の批判と「中層整理工作」を実施して大きな収穫があったので、各地の大学でもそれを主目的として実施するよう指示したものである。

ところで、ここにいう「中層」とは誰を指すのか。第一に「外層・中層・内層」という文脈で使用される場合がある。例えば、1951年2月18日、「中共中央政治局拡大会議決議要点」には、反革命活動の鎮王運動では、その対象を「外層」、「中層」、「内層」の3つの層に分けたと付記している。「外層」は社会の中にいる反革命分子、「中層」は軍政機関内部にいる反革命分子、「内層」は共産党内部にいる反革命分子を指す。このような使用方はこの時期の特殊な用法であるかもしれない。第二に「上層・中層・下層」という文脈で使用される場合がある。それは社会組織の中の職位を指しており、今日でも一般に広く使用される用法である。⁽³⁹⁾

「52年中層整理工作指示」の中の「中層」は思想運動の文脈から考えると、どちらとも解釈できる。しかし、ここでは一般的用法のほうを採ることにしたい。学校組織内の反革命分子の鎮王運動とまでは言えないからである。すなわち、「上層」は大学全体の責任者(校長・院長・党書記など)、「中層」は系レベルの責任者(系主任など)、「下層」は専攻レベルの責任者や一般教職員と考えられる。そうであるとすれば、「上層」の人事は既に中国共産党と新政府の掌握するところとなっており、ここにおいて「中層」の変革に着手したのである。大学の統治改革の第2段階とすることができよう。「中層整理工作」とは大学・学院の系レベルの責任者の中から党・政府に対して批判的な人物を排除し、あるいは自己反省させる工作である。その具体的内容は4項目である。以下、要点である。

(1) ブルジョア階級の思想の批判運動の目標

「52年中層整理工作指示」は批判運動の目標を4つ挙げる。①大学の中の「封建的、買弁的、ファシズム的思想(米国を崇拜し、米国に親しみ、米国を恐れ、共産主義に反対し、ソ連に反対し、人民に反対するような思想)」を徹底的に打破すること。②「教師の中のブルジョア階級の思想(宗派主義、自由主義、個人主義など)」を暴き出して批判し、労働者階級とブルジョア階級の思想上の境界線を明確にすること。③大学の中の汚職・浪費現象を一掃し、公共財産を愛護し廉潔で節約する気風を新たに作り上げること。④大学教師の政治状況や人事状況を具体的に理解し、大学の中で「中層整理工作」と教育改革を進めるための基本資料とすること、である。

なお、「中層整理工作」に関する北京・上海の先行経験では、60~70%の教師は自己検討後に「過関」し、15~25%の教師は適切な批判を行って「過関」し、13%前後の教師は繰り返し批判されて「過関」する。しかし、2%前後の教師は「過関」しないので処分したという。報告書は、この「過関」の比率は大体どこでも当てはまる数字ではないかと示唆している。

(2) 反動的教師の処置方法

2%前後の反動的思想を有する教師の処置方法は、個人差があるので、その具体的状況、社会的地位、自己反省の程度、業務能力などの諸条件を考慮して決定すべきである。これらの教師は一部を除いて「校内の各種行政指導職務を継続して担任することは決してできない」と述べ、その処置は党中央局の承認を得ること、また校長・副校長・院長・系主任や全国的に著名な教授については党中央の承認を得なければならないという。

(3) 「中層整理工作」の継続

ブルジョア階級の思想の批判運動完了後は、少数の重点大学を選んで、そこで「中層整理工作」に取り掛からなければならず、北京の燕京大学と輔仁大学でのかつての経験を参考にするよう述べる。整理工作の方針に関しては、1951年11月某日の中共中央「学校の中で思想改造と組織整理工作を実施することに関する指示」を参照し、かつ次の6点に注意して処置しなければならないという。

①必ず十分な準備(幹部、資料、計画等々)をして、まず1・2校の大学で集中して行い、その後、他大学に広

げるようにする。

②大学の党・団や大衆の力以外に、現地の党委員会は能力のある幹部や公安部門の人員を大学に派遣して「工作组」を設置して運動を指導すべきである。「工作组」には未だ整理工作の済んでいない大学の党員幹部を参加させて経験を積ませる。

③歴史を説明するには、党員・共青团員から始め、党・団員のリーダーを動員して、模範を樹立した後に党外に押し広めなければならない。

④大学は整理工作の期間をあまり長く取らず、3週間前後にする。全校の力を集中して整理工作を実行するために、必要な時には現地の教育部（庁）の承認を得て、大学はしばらく授業を停止できる。大学の中の政治的に問題のある人物は反革命分子でない限り逮捕せず、「改造や教育という方法」によって対応すべきである。

⑤「中層整理工作」が偏向しないために強制的に行うのではなく、自覚を促すことを原則とする。校内の大衆に発動するとともに、公安機関の協力を得ることも重要である。

⑥大学の学長・教授等の処置は上記（2）に即して行う。

（4）校内における革命的な政治工作制度の確立

ブルジョア階級思想の批判や「中層整理工作」は「今年の夏期休暇前」（1952年7月以前）に完了させたい。この運動により校内の反革命分子は肅清され、校内の中国共産党の「威信は大いに高まり」、教師・学生の「政治的覚悟」も高まる。だが、大学の中に「マルクス・レーニン主義思想の障地」を拡大し強固にするには革命的な政治工作制度や機構が必要である。

一案として、「中層整理工作」を実行している「学習委員会辦公室」を改変して、大学行政系統の中の経常的政治工作機構として「政治輔導員辦公室」を設置し、将来「政治輔導処」という掛まで昇格させるなどして、校内の「思想学習、教師・学生の政治情況の把握、歴史資料、卒業生の政治鑑定、全校教職員の社会活動の指導など」を担当させたい。「この種の政治工作制度は目下経験がなく、工作しながら逐次創造していかなければならない」と述べ、まず燕京大学で試行し、「中層整理工作」を完了させてみる。そして、その後、教師間で系統的な政治理論学習を開始させる。これを計画的に準備すべきであるという。

以上のように、この「52年中層整理工作指示」によって、大学における思想闘争あるいは思想改造は深く進行していった。しかし、「2%の教師」は「過関」できなかったという事実が残った。即ち、彼らは改造する気がなかったのか、思想改造の失敗者であった。この割合は全国どこでも当てはまると述べ、2%程度の「反動的教師」が存在することを示唆した。思うに、その2%という数値は各地の責任者にノルマと受け取られたのではないだろうか。ノルマ達成によって党内で昇進するという競争原理が働いたことは十分に考えられる。つまり、最低でも2%は「反動的教師」を見つけ出すべきであると。そうであるとすれば、「反動的教師」でない者にも、ノルマのためにその汚名を着せるという行為が発生するだろう。実際、「冤罪」が多数発生していくのである。

結局、「52年中層整理工作指示」は中国共産党による大学指導権の確立のための旧人事制度の変革を目指したものであった。その実数は不明であるが、仮に2%であったとしても、かなり大勢の教職員が政治思想性を問題視されて排除されたと思われる。

4. 大学における政治工作制度の確立

（1）「政治輔導処」の設置

上記の「52年中層整理工作指示」で指示された「政治輔導処」は半年後に設置された。1952年9月2日、教育部党组は「大学において政治工作制度を試行することに関する報告」（關於高等学校試行政治工作制度的報告）を中共中央に提出した。その中で、大学に「政治輔導処」を設置し、その主任は校長が指名し教育部が任命すること、

主任・副主任のうち少なくとも1人を学校の党委員会書記か総支部書記にして、党と行政の両面から学校の各種業務を指導すること、学校の校務委員会と教務会議に参加させること、教師による政治理論学習組織（学習委員会）を指導させること等々を提議した。中共中央はこれを承認して発布した。

これを受けて、同年10月28日、教育部は「大学において重点的に政治工作制度を試行することに関する指示」（關於高等学校有重点的試行政治工作制度的指示）を発布した。以下、全訳である。

《1. 全国大学は、三反運動と思想改造、告白と反省（忠誠老学習）を経て、封建的・買弁的・ファシズム的思想を更に肅清し、ブルジョア階級を批判し、教師隊伍を整頓し、労働者階級による思想指導を初步的に樹立して、教職員・用務員の政治覚悟を飛躍的に高めた。この状況の下、更に大学の中に政治工作制度を確立することが強く求められる。それによって政治指導を強化し、政治思想教育を改革し、マルクス・レーニン主義の思想建設仕事を展開して、全国大学の建設事業のために堅強な政治的基礎を打ち込まなければならない。上記目的を達成するために、全国大学は思想改造のための学習後、校内に政治工作機構を準備しなければならない、その名称は「政治輔導処」とする。

2. 「政治輔導処」の任務は暫定的に以下のものとする。

(1) 全教職員・用務員の政治理論学習を指導する。⁽⁴⁰⁾

(2) 教務処と協力して、マルクス・レーニン主義理論課程の教育を指導する。

(3) 全教職員・用務員と全学生の社会活動を指導する。

(4) 教職員・用務員と学生の政治思想状況を掌握し、教職員と学生の歴史と政治の資料を管理し、卒業学生の「鑑定」を行い、卒業生の分配工作（職場配置）に参加し、教職員の採用、昇格・異動、賞罰などの工作に参加する。

3. 「政治輔導処」には主任を1人置く。必要な時は副主任を1人置くことができる。校長の指導の下で工作を行う。「政治輔導処」の主任は政治理論の水準が高く、闘争経験が比較的豊富な幹部を選任しなければならない。この人選は各学校の校長によって推薦し、大行政区の教育部（文教部）の推薦を経て、わが部が之を任命する。⁽⁴¹⁾

4. 「政治輔導処」の正副主任は、校務委員会及び教務会議に参加し、かつ教師による政治理論学習組織（学習委員会）を指導する職務を担わなければならない。

5. 「政治輔導処」には「輔導員」を若干名置く。教師と学生の中から、一定の理論的水準を持ち、政治的に優良な者を選任しなければならない。その主要な任務は次のものとする。すなわち、「政治輔導処」の主任の指導の下、一つあるいは複数の系の学生の政治学習と社会活動を輔導し、教職員の政治理論学習と社会活動を組織し推進することである。「政治輔導員」の中から若干名を選んで、政治理論課の助教を兼務させ、逐次養成して政治課の教員とする。

6. 各大行政区は今年下半期に、まず条件の揃った学校を数ヶ所選択して重点的に試行し、条件のない場合は暫く実行を見合わせ、決して直ぐに全面的に広げず、形式主義を創り出してはならない。試行計画を12月15日までにわが部に報告してほしい。各直属大学は試行する場合、わが部に報告し承認を受けなければならない。》
(教育部「關於高等学校有重点的試行政治工作制度的指示」)

こうして全国大学に「政治輔導処」が着々と設置され、その主任・副主任として党幹部の職員が就任した。これによって全国の教職員と学生たちの政治学習が一層促進された。毎週数時間（通常2コマ）が政治学習の時間として設けられ、「政治輔導処」の指定する中国共産党の文件・新聞記事等についての学習会が開かれた。以来、2014年現在まで続いている。

特に、重要な点は「政治輔導処」が教職員人事に意見を言う立場にあったことである。このために教職員はその指示を拒否することはもちろん、学習の場で反対意見を言うことさえ難しくなった。人事で報復される恐れがあったからである。まさに政治学習運動は人事権を背景にした強制的性質を持ち、奨励と懲罰が表裏一体となって行われた。因みに、現在、「政治輔導処」は廃止され、その機能は「德育処」あるいは「学生処」に移管されている。

（2）党書記の配置

1952年10月3日、中共中央は「党員幹部を選抜して大学・中等学校に派遣し、指導的職務を担任させることに関する通報」（關於選派党員幹部到高等・中等学校担任領導職務的通報）を各中央局・分局と各省・市の党委員会宛に通知した。以下、全訳である。⁽⁴²⁾

《中央は既に鄒魯風、江隆基、彭康、李正文、何錫麟、吳德、徐懋庸など党員幹部を選抜し、中国人民大学、北京大学、清華大学、北京師範大学、天津大学、南開大学、復旦大学、交通大学、武漢大学などの重要な大学には派遣して校長あるいは副校長を担任させることを決定した。華東局は大学の思想改造運動の開始時に、140余人の幹部を選抜して工作組を作り、各大学に派遣して工作に参加させた。中には党の地区委員会や自治区党委員会の一級幹部やその他の腕利き幹部が多く配属された。運動の終息後、一部の比較的強い党員幹部は各学校に留まり、指導的職務を担任した。また彼らは最近行われた幹部工作会议でどの大学にも比較的強い地区委員会書記あるいは省（自治区）・市庁・処長級の幹部1人と地区委員会委員あるいは強い県委員会書記2人を配置しなければならず、またどの中等学校（公立）にも県委員会レベルの幹部1人を配置しなければならないと規定した。西南局は既に鄭思群、戴伯行、孫毅華など比較的強い党員幹部10余人を選抜し、各大学に派遣して校長、副校長、教務長などの職務を担任させることを決定した。これらの措置は完全に必要なものである。思想改造と組織整理の後、政治理論水準が比較的高く、工作经验がある党員幹部を選抜し各大学・中等学校に派遣して指導的職務を担任させ、わが党の学校教育事業に対する指導を強化することが極めて必要である。これによって学校教育の各改革工作进行を効率的に完成させるのに都合が良くなる。各地の党委員会はこの重要な措置を十分に重視しなければならない。かつ速やかに一定数の、条件を備えた腕利き幹部を選抜して、大学・中等学校の指導的ポストに配属し、教育建設事業に必要な幹部条件を具えるようにしなければならない。》

（中共中央「關於選派党員幹部到高等・中等学校担任領導職務的通報」）

こうして、中国共産党は主要な大学と中等学校に党員幹部を派遣して、指導的ポストを確保していった。1953年5月、党中央委員会主席・毛沢東は政治局会議を招集して教育事業をテーマに議論した。その結果、党による大学の指導を充実させるために宣伝教育部門の幹部や青年団幹部を引き抜いて大学指導のポストに任命（抽調）することを決定した。1954年10月、学校の校長・教務長や主要部門に力量ある党員幹部を配置した。

1955年3月、中央宣伝部は全国学校教育工作座談会を開き、学校における建党工作の強化や党の指導を確立する問題などを討議した。こうして、同年12月14日、中共中央は「大学に政治工作幹部を配置することに関する指示」（關於配備高等学校政治工作幹部的指示）を上海局、各省・市・自治区の党委員会、中央各官庁の党委員会、中央国家機関各部門の党組織、国务院各辦公室、各人民団体の党組、解放軍総政治部宛に発布した。冒頭にその趣旨を述べている。

「国家の社会主義建設の需要を保証するために、大学は社会主義事業に忠実な高級技術幹部と管理幹部と科学研究人材を必ず大量に養成しなければならない。しかし、政治的素質のうえでは、数年来、大学が養成した幹部、即ち多くの卒業生はなおまだこの要求に到達できていない。多くの大学では、大学に混入している反革命分子と各種の悪分子に対する闘争が一般的に不足しており、国内外の敵が派遣している破壊分子が大学を通じて国家機関や各

企業に混入し、潜伏して破壊を行い、我々に重大な危害を加えている。このような状況であるから、直ぐに有効な措置を取って、党による大学内の政治工作を強化し、大学の改革と建設の順調な進行を保証し、社会主義建設のために人材を養成するという重大な任務を完成させなければならない」と。また、北京市内の大学には当時、専任の政治工作幹部は1人もおらず、24大学中7校では大学の党委員会書記が副校長（院長）を兼務しており業務多忙で政治工作はなおざりにされ、残り17校では党委員会書記（又は党支部書記）はいるが多くが政治闘争の経験がなく心もとない状態であったという。かくして、大学に質の高い政治工作幹部を配置するよう指示したのである。以下、指示部分の訳であるが、文中の「編制」とは教職員の定員を意味する。⁽⁴³⁾

《甲：各省・市の党委員会は1956年3月末までに省・市所属の各大学に党委員会（又は支部）の書記および人事処長など政治工作の中核的指導者をすべて整え、既に配置している党委員会（又は支部）書記および人事処長に対しては、もしその政治資質が任務に相応しくない場合、交代（調整）しなければならない。大学の党委員会書記の政治条件は大体、正・副校長（院長）相当でなければならず、その名簿は報告して中央の承認を請わなければならない。

乙：大学の一般の政治工作幹部（党、共青团、工会および人事・警備工作の専任幹部を含む）は強化しなければならない。本指示の規定する編制基準計算に照らして補充すべき政治工作幹部は、1955年冬休みまでにすべて整えなければならない。既に配置している幹部が政治工作を行うのに適当でない場合は交代させねばならない。政治工作幹部のこの最初の配置は、もし全校の総編制と抵触する時には、増員をして処理してもよい。編制を超える人員は将来再び処理することを検討してもよい。

（一）大学の党・共青团の専任幹部の編制人数は全校の教職員・学生の総人数（教職員の家族は含まず）を根拠にして下記の規定によって比例配置する。すなわち、全校総人数が1500人以下の場合、1000分の8で計算する。全校総人数が1500人以上の場合、1500人については1000分の8で計算するが、1500人を超える部分は1000分の4で計算する。軍事工業関連の大学の場合、現地の党委員会は実際の需要に基づいて編制を適当に増やしてよい（但し、高等教育部によって認可されなければならない）。共青团の専任幹部が一定の人数を保持するために、各校は党と共青团の専任幹部を配置する時、党と共青团幹部を2対1から3対2までの比率で配置できる。

大学労働組合（高等学校工会）の専任幹部の編制人数は「中華人民共和国工会法」第15条の規定によって計算しなければならない。

大学の人事・警備の幹部の編制人数は、1954年3月15日に中央組織部・中央宣伝部・公安部が発布した「大学の人事・警備工作を強化することに関する連合指示」に規定した高額基準によって計算しなければならない。

（二）以上に規定した編制基準によって計算すれば、全国188大学は1200名の政治工作幹部を補充しなければならない。各校は現有の政治工作幹部の中で、政治的資質が劣る者を調整しなければならないが、それが約200人であるすれば、全部で約1400人を補充し異動させなければならない。この幹部は以下のソースから解決する。

1. 1955年夏期の大学卒業生の中から100分の1.5の比率で引き抜いて任命する人数は600人余である。各省・市は全体を掌握し、当該省・市の各大学に配分する。現に各省・市は既にこのようにしている。
2. 中央組織部は責任をもって各国家機関の中から300名の良質な党・共青团の幹部を選抜して命令し、今年冬休み前（1956年2月）に、高等教育部が責任をもって各大学に配分する。
3. 現在の大学の在校生の中から500名（1年次と卒業年次の学生は任命しない）を引き抜いて任命し、

学習を一年間離れて、学校の政治工作を担当させる。また、1956年夏期までに再び1956年卒業生の中から500名の卒業生を引き抜いて任命し彼らの工作与交代させる。在校生の任命は学校が上述の規定によって編制計算し、必要人数を提出し、当地の省・市の党委員会を経て、省・市の範囲で全体を掌握し、人数を確定する。各校の報告を待つて高等教育部が統一的に調整配分する。

この他に、各大学はまた自校の職員や教学補助人員の中で考慮し、政治工作を担当でき、かつ現ポストから異動させ得る幹部をできる限り任用して、学校の政治工作を担当させなければならない。

(三) 大学の一般の政治工作幹部は下記条件を具備しなければならない。すなわち、政治上絶対に信頼できる党员・共青团員で、思想意識が端正で、高校以上に相当する文化程度を有し、身体健康であること。政治上信頼できない人に絶対に政治工作を担当させることはできない。

(四) 大学の一般の政治工作幹部の配置は、各省・市の党委員会が各校の編制基準および実際の需要情況に基づいて、性質の異なる各種の学校間で人員を配置する時に適当に調整する。

丙：大学の政治工作を行う者を1955年卒業生から引き抜いて任命し、各省・市の党委員会が別々に短期集中研修を実施しなければならない。国家機関によって引き抜かれて任命された幹部は高等教育部が責任をもって適当な方式で短期集中研修を行う。研修の目的は、彼らに思想上における大学の政治工作の重要性を認識させ、同時に大学の中での党の基本政策等を初歩的に理解させ、工作のための便宜を図ることである。

丁：過去、大学の政治工作幹部の流動性が大きく、工作経験を累積することが困難であり、大学の政治工作を強化するには不利であった。今後、各地の党委員会は大学の政治工作幹部について厳しく統制し、簡単に異動しないようにしなければならない。

戊：大学の政治工作の水準を高めるために、全国の各大学は省・市の党委員会指導の下、学校単位で政治工作に対して最初の系統的総括を行い、1956年2月末までに中央宣伝部に報告を送らなければならない。中央宣伝部は1956年内に全国大学政治工作会議を招集して全面的な総括と工作経験の交流を進めなければならない。》
(中共中央「關於配備高等学校政治工作幹部的指示」)

各大学は翌1956年3月までに党委員会書記や人事処長などの政治工作幹部を配置して、党・共青团組織や人事・警備（保衛）などの政治工作部門を充実させなければならないと指示した。達成までに3ヶ月しかない急な指示であった。こうして学校における思想政治工作体制が補強され、党の思い通りに思想政治教育を実施することが保証されたのである。

5. 学校における反官僚主義、反命令主義、反違法乱紀の闘争

1953年1月5日、中共中央は「官僚主義、命令主義と違法乱紀に反対することに関する指示」（關於反对官僚主義、命令主義和違法乱紀的指示）を發布した。これは「新三反」と呼ばれる。これを受けた形で、学校においても「新三反」運動が始められたと思われる。だが、予期せぬ問題が発生した。

かくして同年5月18日、教育部は「学校における反官僚主義、反命令主義、反違法乱紀の闘争の展開を直ぐに停止することに関する数項の指示」（關於應即停止在学校中開展反官僚主義、反命令主義、反違法乱紀闘争的幾項指示）を發布。これら三つの闘争が各段階の学校で実施される過程で、教職員と学生の間に「大きな不安」（極大不安）を引き起こした。教育部は教師や学生からの手紙や地方の教育行政部門の報告によって問題を知り、問題の処理と闘争の停止を指示したのである。「大きな不安」の具体的情況は、はっきりとは分からないが、本来、政府部内の思想闘争のテーマが学校組織に持ち込まれたので、誤解や不信が生じたのではないと思われる。

なお、社会主義社会における「官僚主義」とは、大衆から離れ、職権を濫用し、責任を取らず、独断専行するなど、かつて搾取制度の中で官僚が人民を統治してきた態度を指す。⁽⁴⁴⁾ また「命令主義」とは「客観的な大衆の要

求に基づかず、大衆に間違った主張や政策を受け入れ、実行することを強制する」態度などを指す。いずれもマルクス主義の大衆路線に反するものとされる。そして「違法乱紀」とは言うまでもなく法律・規則に違反することである。⁽⁴⁵⁾

以下、闘争停止の指示の部分の訳である。

- 《1. 学校の主要任務は教学を行うことである。このため、学期途中に反官僚主義闘争を一切展開してはならない。かくして混乱現象を発生させて教学工作の正常な進行に悪影響を与えないようにする。この種の闘争を既に展開している学校はすぐに停止しなければならない。しかし、教師と学生に理由を十分に説明して、この種の闘争の展開が引き起こした一切の問題を適切に処理しなければならない。
2. 業務を改善し、団結を強化し、教学の質を高めるために、校長や教師や職員において、学校業務を総括することを通して、批判と自己批判を適切に展開する。これによって官僚主義およびその他の間違った業務の風儀を克服することが必要である。このために今年の夏季中に中等師範学校及び普通中学・高校は5日間から7日間を業務総括に割り、この種の活動を行う。しかし、この活動は必ず準備を整えかつ指導を得て行わなければならない、一つから二つの重大な業務問題を解決することに集中し、各校の具体的状況に基づき、实事求是的に検討し、業務改善の具体的方法を探し出さなければならない。
3. 各省・市および専区の教育行政部門は、前記の指示に基づき、必要な手配と準備を行い、夏季期間にこの業務の指導に注意を払い、業務改善の目的を達成させなければならない。学期中に重点的に一部の状況が最悪で地位が最重要な学校を検査し、速やかに存在する問題を解決しなければならない。その中の相当に悪い官僚主義分子に対しては、必ず厳粛な態度を持ち、状況をはっきりさせ、指導機関の承認を得て軽重に分けて処理しなければならない。
4. 学生に対しては経常的に思想政治指導を強化し、模範を示して教育しなければならない。このために各級の学校は等しく在学生の中で反官僚主義・反命令主義・反違法乱紀の闘争を行ってはならず、既に実施している事は直ちに停止しなければならない。》

(教育部「關於應即停止在学校中開展反官僚主義、反命令主義、反違法乱紀闘争的幾項指示」)

同じく 53 年 9 月 24 日、中共中央は教育部党組の「官僚主義と今後の普通教育に対する方針を検討することに関する報告」(關於檢討官僚主義和今后普通教育方針的報告)、高等教育部党組の「全国高等教育の基本情況と今後の方針と工作に関する報告」(關於全国高等教育的基本情况和今后方針与工作的報告)、そして中央掃除文盲工作委員会党組の「文盲一掃工作の情況および今後の意見に関する報告」(關於掃除文盲工作情况及今后意見的報告)の 3 つの報告を各級の党委員会に布告した。すなわち、普通教育、高等教育、文盲撲滅事業について現状を全国の党委員会に知らせ、今後どのように対処すべきかを指示したのであった。

第5節 隠れている反革命分子の肅清に関する宣伝教育

これまで反革命分子と言えば国民党残党や反共的な地域団体や民族集団であり、その旗幟は明確であった。新中国成立後、彼ら明白な反革命分子に対する鎮圧活動がなされてきた。だが、ここにきて革命陣営側に「隠れている反革命分子」(暗藏反革命分子)の摘発が必要であると認識されるに至った。『国史全鑑』第 1 冊によれば、1954 年統計では、全国で凶悪殺害事件が 6,437 件あり、幹部・大衆の死傷者 8,327 人に達していた。安徽省・湖北省・浙江省・広東省・四川省など 13 省では反革命暴乱 8 件、反革命騒乱 19 件が発生し、企業では反革命破壊事件 340 件、農村では食糧庫・森林の火災事件や生産合作社の財産破壊事件などが頻発していた。当時、中国共産党・政府・

人民団体の内部や各種企業・事業体の中に紛れ込んでいる反革命分子が、スパイ・暴動・毒物混入・暗殺・爆破テロ等々の破壊行動を行っていると考えられた。

1955年3月、毛沢東は党全国代表会議でこの問題への対処を訴え、これを受けて5月14日、中共中央は「全党は更に警戒心を高め、反革命分子や各種の犯罪分子との闘争を進めねばならないことに関する指示」（關於全党必須更加提高警惕性加強同反革命分子和各種犯罪分子進行闘争的指示）を發布したのである。⁽⁴⁶⁾

さて、胡風事件はこのような情勢の中で生じた。胡風(1902～85)は中国作家協合理事、中国文聯全国委員会委員を歴任するなど、著名な文芸評論家であり詩人である。少し遡るが、1952年に文芸界において胡風の文芸思想が批判された。54年7月、胡風は中共中央政治局に「数年来の文芸実践の情況に関する報告」（關於幾年來文芸實踐情況的報告）を提出し、文芸界の批判に反論した。文芸界ではこの意見書に対して再び批判が提出された。

この文芸界における論争が政治問題化した。1955年1月22日、中央宣伝部は中共中央に「胡風の思想批判を展開することに関する報告」（關於開展批判胡風思想的報告）を提出、胡風の文芸思想はブルジョア階級の唯心論であり、反党・反人民的であるので公開批判すべきであると述べたのである。中共中央がこの報告を承認したことにより、中国共産党機関紙『人民日報』（5月13日、24日、6月10日）は3回に分けて胡風と友人たちとの往復書簡169通を掲載し、その反革命的性質を批判した。それらは『胡風反革命集團的材料』と題して冊子にまとめられた。中共中央主席・毛沢東はその冊子の序言で「革命陣営に隠れている反革命派」であり、「地下の独立王国」をなすものであり、国民党統治を復活させるものであると評した。かくして、5月18日、人民代表大会常務委員会は胡風とその関係者92人を逮捕した。この件で「隔離審査」を受けた者62人、停職処分になった者73人、全国各部門で嫌疑を受け審問された者2,100人余に及んだ。最終的に司法部門の審理によって「胡風反革命集團」の正規メンバーとされたのは78人であり、そのうち23人は中核メンバーとされて拘置され、61人は免職されて「労働教養」に移された。⁽⁴⁷⁾

『人民日報』紙面を賑わしたこの事件は早速、教育現場で取り上げられた。1955年6月30日、高等教育部は「大学・中等学校の全教師と全学生に胡風事件及び一切の隠れている反革命分子を肅清することに関する教育を実施することに関する通知」（關於高等・中等學校全體師生中進行關於胡風事件及肅清一切暗藏反革命分子的教育的通知）を發布した。以下、全訳である。

《各大学は全教師と全学生に胡風事件に関する教育を実施し、それによって彼らの政治覚悟と革命的警戒心（警惕性）を高め、一切の隠れている反革命分子を肅清しなければならない。中等專業學校の卒業クラスの生徒と全教師にも同様の教育を実施しなければならない。

この工作は1954年度の学年試験終了後に実施し、報告会に動員し、文件を学習し、討論と自己反省させ摘発すること（坦白檢舉）を順序立てて進めなければならない。大学の全学生と中等專業學校の卒業クラスの生徒において実施する時間は1週間とする。大学卒業生はこの工作に参加した後、既定の計画によって「忠実に自分の歴史を告白する運動」（忠誠老實運動）を実行しなければならない。大学と中等專業學校の教師においては比較的深く精緻に実施するよう要求し、時間はやや長くても良い。一部の教師と学生はもし生産実習などの原因で間に合わなければ学校に戻ると同時に実施する。各校は具体的情況によって組織を分けて実施しても良い。

各校は、指導的に、厳粛慎重にこの工作を実施し、当校の具体的情況に基づき指導機構を組織しなければならない。当校の中共および青年団の組織に注意して依頼しなければならない。工作中的重大な問題および具体的なやり方は当地の中共党委員会に指示を請わなければならない。各校は通知を受けた後、当地の党政指導部門と迅速に相談して、実施の手配をするようお願いする。》

（高等教育部「關於高等・中等學校全體師生中進行關於胡風事件及肅清一切暗藏反革命分子的教育的通知」）

胡風事件が大学と中等専門学校の全ての教員・学生に伝えられた。教育期間は1週間である。大学や中等専門学校の教員・学生を対象に「革命陣営側に隠れている反革命分子」への警戒心を高めるためであったと思われる。

1955年7月1日、中共中央は「隠れている反革命分子と闘争し肅清することに関する指示」（關於展開闘争肅清暗藏反革命分子的指示）を發布し、全黨員・全国民に肅清運動を展開するよう指示、全国的なキャンペーンが始まった。その中で混乱も生じたようである。

同10月25日、中共中央は「隠れている反革命分子を肅清する運動を大衆に発動した後、運動の健全さを保証するよう注意を払うことに関する指示」（關於肅清暗藏反革命分子的運動在群衆已經發動后、必須注意保証運動健康的指示）を發布し、この運動が反革命問題と歴史問題、政治問題と思想問題、反革命的破壊と業務上過失、反動的言論と時代遅れの言論、反革命集団と時代遅れの集団などを明瞭に区別せず、見境なく行われている事態を批判したのである。多くの人々が検挙され査問されたが、その根拠の正確さに問題があった。思うに、冤罪もかなりの数に上ったに違いない。兎も角、この「革命陣営側に隠れている反革命分子」の肅清運動は2年間続けられ、1957年末に一旦終息した。

因みに、胡風は1965年に懲役14年、政治権利の剥奪6年の刑が確定した。55年に逮捕されて以来、既に刑期10年を終え、4年を残すのみであった。しかし翌年、文革が勃発すると、刑は無期懲役に変更された。結局、釈放されたのは文革後の78年であった。80年9月29日、公安部・最高人民検察院・最高人民法院党組は「胡風反革命集団の案件に関する再審査報告」（關於‘胡風反革命集団’案件の復査報告）を中共中央に提出。これが承認され、胡風は漸く反革命分子の汚名を晴らすことができたのである。85年6月8日、病没、享年83歳であった。

第4章 大学の学部課程における思想政治教育の実施

第1節 文科系における政治理論課程の設置

新中国成立直後、教育部が未だ設置されていない時、1949年10月8日、華北人民政府高等教育委員会は「華北の専科以上の学校の1949年度必修課の過渡期の実施暫定辦法」（華北専科以上学校1949年度公共必修課過渡時期実施暫行辦法）を發布し、文學院・法學院・教育學院では「弁証法的唯物論と史的唯物論（社会發展史を含む）」、「新民主主義論（近代中国革命運動史を含む）」、「政治経済学」の3課程を必修課（公共必修課、又は公共課と称す）とすることを決定した。⁽⁴⁸⁾

数日後、10月11日、同委員会は「大学・専科学校の文學院・法學院の各系の課程の暫定的規定」（大学専科学校文法学院各系課程暫行規定）を發布し、文學院・法學院の各系の課程において、「反動的課程」（国民党の党議教育や訓導制など）を廃止し、「マルクス・レーニン主義課程」を新設することを規定した。

同年11月1日、華北人民政府の教育部と高等教育委員会を基礎にして中央人民政府に教育部が成立した。早速、教育部副部長・錢俊瑞は華北区と北京・天津の19大学の責任者と会議を開いた。その際、高等教育において、①大学は国家建設、特に経済建設に貢献すべきであり、専攻課程（業務課程）はその任務を果たすべく改革すること、②当分は政治課の学習強化を中心的課題とすることの2点を指示したという。⁽⁴⁹⁾

第2節 大学の課程改革の方針

1950年7月28日、政務院第43次政務会において「大学の課程改革を実施することに関する決定」（關於實施

高等学校課程改革的決定）が通過。8月2日、政務院はこれを発布した。大学の教育目的と内容、授業時数、課外活動、教材編纂等々について次の事を決定している。

①共同綱領の第41条・47条に基づき、「政治上の反動課程を排除し、新民主主義革命の政治課程を開設し、それによって封建的・買弁的・ファシズム的思想を肅清し、人民のために奉仕する思想を発展させる。」(第3項)

②国家建設(政治・経済・国防・文化)の需要に適合する専門人材を養成するように課程改革を進める。

③大学および政府各部門や部門所属の企業・機関は密接に連絡し、教員はそれらと一緒に働き、生産し、科学研究を行わねばならず、学生の実習と参観を課程に組み入れなければならない。

④大量に人材を育成するために、各種の専修科、訓練班、通信教育班を設ける。また、質の高い教員を揃え、あるいは新しく養成することが課程改革の鍵である。教師は自ら努力して政治学習・業務学習・科学研究に励まなければならない。

⑤各系は別々に修業年限(3年～5年)を決める。毎学期の授業時間は17週を原則とし、学生の毎週の学習時間は44時間を標準とし、50時間を越えてはならない。課外活動時間は毎週6時間を越えないことを原則とする。

⑥教材編纂委員会を設置する。教材は、外国語教育以外は「母国語」を用いる。

1950年8月、教育部は部内に「高等学校課程改革委員会」を設置し、文学院の5つの系(中国語文、外国語文、哲学、歴史学、教育学)と法学院の4つの系(政治学、経済学、法学、社会学)の課程草案(高等学校文法両学院各系課程草案)を制定した。その各系の教育目的は表8の通りであり、また課程実施に関しては両学院共通の必修課として、「国文と作文」、外国文、中国近代史、卒業論文(又は専門的レポート)と並んで、政治課3科目(社会发展史、新民主主義論、政治経済学)を開設することが規定された。

表8. 1950年の文学院・法学院の各系の教育目的

系	具体的任務
中国語文	文芸工作と一般文教工作の幹部
歴史	中等以上の学校の歴史課の教師、および歴史関係部門の業務を行う幹部
哲学	中等以上の学校の教師
政治学	各級政府の行政幹部、外交幹部、研究工作幹部および中等以上の学校の教師
経済学	新民主主義経済建設の実際工作幹部や研究工作幹部
法律学	法律工作幹部と教師：主に一般の司法幹部
社会学	政府部門(内務部、労働部、民族事務委員会など)の幹部および中等以上の学校の教師

更に1年後、1951年8月10日、政務院は「学制改革に関する決定」(關於改革学制的決定)を発布し、初中等・高等教育にわたる新学校制度を正式に規定した。高等教育は総合大学(大学)、専門学院、専科学校の3種類で構成され、総合大学と専門学院は一般には3～5年制(但し、師範学院は4年制)とし、大学教員や科学研究員を養成する「研究部」(修業年限2年以上)を設置、専科学校は2～3年制とすること。また、各級政治学校と政治訓練班を設立して、青年知識分子と旧知識分子に革命的な政治教育を行うことを改めて正式に規定したのであった。

第3節 全国大学の「政治課」に関する夏期討論会

1950年10月4日、教育部は「全国大学の政治課教学夏期討論会の情况および後学期の政治課の注意すべき事項に関する通報」(關於全国高等学校暑期政治課教学討論会情况及下学期政治課應注意事項的通報)を発布した。

全国から 102 人の教員が出席し、1949 年 10 月 1 日建国から 1 年間実施してきた「政治課」授業について討論を重ね、今後の方針を固めた。建国初期の政治課に関する総括報告である。以下に要約しよう

(1) 政治課の問題点

まず、この 1 年間の政治課の授業における問題点を列挙している。

- ①「政治思想教育」（原文のまま）は左傾化していたため、「敵味方の思想」（敵友思想）がはっきりせず、＜非プロレタリア階級の思想＞を改造することを提起したり、封建的・買弁的・ファシズム的思想を肅清するという共同綱領に掲げた任務をなおざりにしてきた。個人主義・自由主義の思想の改造に重点を置いたり、ブルジョア階級・小ブルジョア階級の思想の改造を重視したり、どれが共同綱領の方針なのか不明確であった。「思想改造は長期的な工作である」という認識が不足しているために、「闘争会」や「思想総括」などの方式で短期間に問題を解決しようとしたため性急で粗暴になってしまった。
- ②教学に関しては、教条主義の傾向が出て、理論と實際を一致させる意義をはっきりさせていない。マルクス・レーニン主義や毛沢東思想の系統的理論も理解されていない。「ある場合には、大衆路線を歩まず、自学を重視せず、旧い注入式の教学方法を用い、またある場合には、枝葉末節の問題を解決させることを教えることに限定し、系統的理論によって、主要な問題を重点的に解決することを教えていない。ある場合には、思想上、客観主義的な教学態度を示さず、例えば、大革命や抗日戦争の指導権問題に対して、超階級的・形式的に認識させ理解させていたのである。」
- ③教学内容に関しては、「社会発展史および新民主主義論の授業」に重点が置かれず、特に新解放区での政治課の学習は多くが系統的ではない。「ある学校はまず弁証法的唯物論あるいは思想方法などを教え、ある学校では新民主主義論を教え、アヘン戦争後に中国が帝国主義に侵略された歴史あるいは中国封建社会の長期性などの問題に重点を置いている」という状況が見られる。
- ④新解放区での教学組織は、各学校の中間機構（班）および基層組織（小組）が脆弱であり、甚だしくは存在しない学校もある。教学組織の成員の中に教職員・警備員・学生もすべて含めてしまって、改造の対象を絞り込まず、主要なものとそうでないものを区別していないので、効果が上がっていない。

(2) 「政治思想教育」の方針

上記 4 つの問題点に対処するために、大学における「政治思想教育」の方針が出された。

- ①まず、封建的、買弁的、ファシズム的思想を肅清する。
- ②民族ブルジョア階級と小ブルジョア階級の思想の中に様々な程度に存在する非民族的・非科学的・非大衆的思想を改造する必要もある。
- ③改造の済んだ知識分子の才能は革命と建設工作の広範な需要に用いるが、それには系統的理論による長期的な説得工作を行わなければならない、短期的に性急で粗暴な方法で行ってはならない。
- ④思想改造の過程では、必ず「敵味方の思想」をはっきりさせ、両者を並列したり混同したりしてはならない。
- ⑤科目「社会発展史」と「新民主主義論」に重点を置く。その内容は表 9 の通りである。

表 9. 二つの科目の重点的内容

社会発展史	新民主主義論
(1) 導論：社会発展史の学習目的・内容・方法	(1) 中国革命の歴史的特徴
(2) 労働は人類世界を創造する	(2) 中国の新民主主義革命史
(3) 5 種類の生産方式－階級闘争	(3) 中国革命の主要な経験
(4) 国家と政治	(4) 新民主主義の政治
(5) 社会の思想と意識	(5) 新民主主義の経済
	(6) 新民主主義の文化
	(7) 中国革命の前途

出所) 教育部「全国大学による政治課教学の夏期討論会の場合および後学期の政治課の注意すべき事項に関する通報」及び「華北区 1950 年第一学期政治課<社会発展史>的教学内容と教学組織」。なお、後者では基本的参考書として、スターリン著「弁証法的唯物論と史的唯物論」、蓬思奇「史的唯物論」の二書を挙げている。

⑥全国における今後の「政治思想教育」の三つの重点と三項目の規定を提示した。以下はその部分の訳である。

《1. 三つの重点

(1)教学工作に適切に配合しなければならない。かつ系統的理論の基礎の上に、まずアメリカ帝国主義の侵略に反対し、アメリカ帝国主義が幻想する教育を批判する。新中国人民が極東の平和と世界平和に占める重要な地位および巨大な任務を説明する。プロレタリア国際主義と結合した新愛国主義の精神を醸成し強化する。

(2)土地改革教育を貫徹し、今年の冬に 1 億の人口がいる地域で土地改革工作が完成する。3 つの政治課ではこれに関する教育を重点的に行い、土地改革に反対する思想を批判し、特に封建的土地所有制度の廃止は中国革命の基本問題であることを説明しなければならない。このために政治課の他に、土地法も学習させなければならない。

(3)「五愛」教育、即ち「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護する」という 5 項目の国民公德を提唱する教育を強化しなければならない。これら全ては政治課の中で重視し明示しなければならない。

2. 三項目の規定

(1)大学は政治思想教育を行うに当たって、「思想総括」、「思想検査」、「整風」、「公衆の前で吊るし上げて自己反省させること」(坦白反省) および「闘争大会」の方式を取ってはならない。必ず系統的理論知識を用いて実際の思想と関係づけ、系統的また実事求是的に問題を正確に解決し、それによって学生の思想政治水準を高める。批判と自己批判を展開し、指導を強化しなければならない、勝手なことをしてはならない。成績評価は理論学習を主要な標準とし、教員が評価の責任を負い、学生たちには気ままに討論させて、意見を提供することとし、一般には「民主評定」の方式を採用してはならない。

(2)学校の教職員が自らの意思で政治課の学習に参加することは歓迎されなければならない。しかし、それを規定したり、あるいは勉強したりする必要はなく、また彼らに対して学生と同じように成績を評価する必要もない。

(3)教会学校で政治思想教育を行うに当たっては、宗教感情を刺激しないよう注意を払い、教師・学生の全員が団結することを重視し、政治上では信者仲間(教友)を団結させ、共同して帝国主義に反対させ、理論に基づき宗教の本質を説明しても良いが、大衆による反宗教運動を発動してはならないし、あるいは反宗教的展覧会や大衆集会などを組織してはならない。》

以上に見たように、建国から1年間、政治課の授業が行われたが、その目的・内容・方法を改善するために夏期討論会が開催され、「政治思想教育」の今後の方針が決定された。

高等教育の変革を急速に進める新政府は矢継ぎ早に新規定や指示を発令していく。それらを受けて現場は相当に混乱していたことは想像に難くない。加えて、革命の熱潮の中で、教職員・学生に対する思想改造運動として性急・粗暴な方法、即ち「思想総括」、「思想検査」、「整風」、「公衆の前で吊るし上げて自己反省させること」(坦白反省)および「鬭争大会」が行われた。「通報」はこの点を非常に憂慮し、性急粗暴な方法を否定し、長期の説得工作によるべきことを強く求めた。各大学は漸く冷静さを取り戻そうとしていた。

第4節 大学における政治理論課程の設置

上述したように、1949年度から52年度まで3年間、全国大学は「政治課」を実施してきた。その実施状況は詳らかではないが、多くの反省すべき点があった。そこで、1952年10月7日、教育部は「全国大学のマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の課程に関する指示」(關於全国高等学校馬克思列寧主義、毛沢東思想課程的指示)を發布。以下、「52年思想課程指示」と略すが、政治理論を系統的に教育するよう求めた。全訳する。

《国家の今後の政治任務および3年来の全国大学の政治理論課程の教学の實際情況の發展と要求に基づいて、また学生の系統的理論教育を強化し高めるため、全国の大学にマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の課程を開設することに関して、わが部は特に以下の規定を作る。

- (一)総合大学および財經・芸術等の学院は、第1・2・3年次の順に、それぞれ科目「新民主主義論」、「政治経済学」及び「弁証法的唯物論と史的唯物論」(弁証唯物主義・歴史唯物主義)を開設しなければならない。工・農・医等の専門学院は第1・2年次の順に、それぞれ科目「新民主主義論」と「政治経済学」を開設する。
- (二)3年制の専科学校の開設する課程とその順序は、工・農・医等の専門学院と同じである。2年制の専科学校では「政治経済学」を履修せず、2年制の専修科の第1年次と1年制の専修科は等しく「新民主主義論」を履修し、2年制以上の財經関係の専科学校や専修科第1年次では同時に「政治経済学」を開設してもよい。
- (三)各種の大学や専修科(1年制の専修科を除く)は、1953年度から「マルクス・レーニン主義基礎」の開設準備をする。学習時間は「政治経済学」と同じとする。
- (四)科目「新民主主義論」、「政治経済学」及び「弁証法的唯物論と史的唯物論」はそれぞれ1学年の課程とする。
「新民主主義論」講義の2・3週間前に「新民主主義論の教学目的」に関する学習を増やし、それによって学生の学習態度を是正しなければならない。
- (五)高等師範学校の各系・学科における政治課程は、教育部師範教育司が各地の参考に供するために発した「師範学院の教学計画草案」(既公布)と「師範専科学校の教学計画草案」(近々公布)に、別途規定がある。各学校は当面、無条件に試行し、上記の(一)・(二)・(三)・(四)の各規定に基づいて措置しなければならない。
- (六)各大行政区の教育部(文教部)は本規定に基づいて、全地区あるいは重点地区の実施計画を制定し、統一的に教学の歩みを進め、具体的指導を行い、かつその教学計画とその進度をわが部に報告し、審査に備えなければならない。各課の教学情況の書面報告(全地区の総合的報告及び個別の学校の重点的報告)は、毎学期の中間と期末にわが部に各1回報告しなければならない。
- (七)教学工作を実施する中で、各区は比較的良好の講義要綱(講授提綱)或いは講義原稿をわが部に報告してほしい。

(ハ)本規定は全国大学において 1952 年度より開始しなければならない。

以上の各項目について、貴部が各大学に徹底して実行するよう通知してほしい。》

(教育部「關於全国高等学校馬克思列寧主義、毛沢東思想課程的指示」)

数か月後、この「52 年思想課程指示」は一部変更された。すなわち、翌 53 年 2 月 7 日、高等教育部は「マルクス・レーニン主義基礎を 1953 年度から各類型の大学および専修科（2 年以上）2 年級の必修課程に確定することに関する通知」（關於馬列主義基礎自 1953 年度起為各類型高等学校及専修科（二年以上）二年級必修課程的通知）を發布。「指示」の中で 1953 年度から科目「マルクス・レーニン主義基礎」を新設し、授業時数は科目「政治経済学」と同じとするとしていたが、次のように変更した。「幾つかの行政区教育部および学校からマルクス・レーニン主義基礎を 1 年次に開設することを明確に規定するよう要求があった。わが部は検討を経て、各類型の大学および専修科（1 年の専修科を除く）は 1953 年度より、条件が揃えば 2 年次にマルクス・レーニン主義基礎を開設する。政治経済学は 3 年以上の各類型の大学の 3 年次の必修課程に改めることを確定した」という。

そうすると、「52 年思想課程指示」によって 3 年次に行われていた科目「弁証法的唯物論と史的唯物論」は 4 年次に行われることになったのではないかと思われる。はっきりと確認できないが、現在では 4 年次に行われているので、この時からそのようになったと考えられる。従って、53 年度の大学の「政治理論課程」の科目配置は表 10 のようになった。

表 10. 1953 年度の大学別「政治理論課」の開講科目

学 年	総合大学と専門学院 (財経・芸術等)	専門学院 (工・農・医等)	専科学校		専修科	
			3 年制	2 年制	2 年制	1 年制
1	新民主主義論	新民主主義論	新民主主義論	新民主主義論	新民主主義論	新民主主義論
2	マルクス・レーニン主義基礎	マルクス・レーニン主義基礎	マルクス・レーニン主義基礎	政治経済学 (財経)	政治経済学 (財経)	
3	政治経済学	政治経済学	政治経済学			
4	弁証法的唯物論と史的唯物論					

出所) 1953 年 2 月 7 日、高等教育部「マルクス・レーニン主義基礎を 1953 年度から各類型の大学および専修科（2 年以上）2 年級の必修課程に確定することに関する通知」より作成

第 5 節 政治理論課程の教育内容と教学大綱

1. 政治理論課程の教育内容

政治理論課程は当時の大学生の思想政治教育の核心部である。大学生たちにとっては、政治理論課程は新国家の将来像を見極めるうえで興味深いものであったと思われるが、その成績は卒業後の就職（分配）や進学に大きく影響するに違いないという考慮も働いたであろう。実際、ここで優秀な成績を収めることが大学で高い評価を得るための必要条件であった。かくして、彼らは政治理論課程を熱心に学習したのである。本節では政治理論課程における開講科目の教育内容を考察したい。

(1) 科目「新民主主義論」の教育内容

科目「新民主主義論」は全国大学1年次の共通科目になった。大学生は全員これを学習したが、そのテキストはどのようなものであったのか、今のところ分からない。だが、その内容は毛沢東の論文「新民主主義論」（1940年1月）をベースに構成されたと考えられる。

「新民主主義論」は延安で創刊された雑誌『中国文化』創刊号（1940年2月）に掲載されたもので、所謂「毛沢東思想」の中心に位置する論文である。「新民主主義」は毛沢東の造語であるが、中国共産党の革命運動の歴史的意義を表現する重要な用語である。その革命運動において、新中国成立以前の段階は「新民主主義革命」と呼ばれ、以後の段階は社会主義革命と呼ばれる。「新民主主義革命」は社会主義革命の前段階として達成されなければならなかったものなのである。以下、論文「新民主主義論」の概要を見よう。⁽⁵⁰⁾

①中国革命の歴史的特徴

中国共産党の目的は「中華民族の新社会と新国家を建設することにある。」それは「我々が政治的に抑圧され経済的に搾取されている中国を、政治的に自由な、経済的に繁栄した中国に変えるだけでなく、旧文化に支配されることによって無知で立ち遅れた中国を、新文化に支配されることによって、文明的で進んだ中国に変えることである」という。

政治と経済と文化の相互関係についての基本的観点は、「一定の形態の政治と経済が、第一に、その一定の形態の文化を決定し、そののちに、一定の形態の文化がさらに一定の形態の政治と経済に影響をあたえ作用をおよぼす」というものである。即ち、経済が基礎（下部構造）で、政治は「経済の集中的表現」であり、その経済・政治が文化に影響し、逆にその文化が政治・経済に影響を与えている。この観点から言えば、中国は周・秦以来、封建社会を続けてきた。つまり封建政治、封建経済、その反映として封建文化を営んできたが、近代になって外国の資本主義が入り込み、徐々に植民地・半植民地・半封建的社会に変わった。従って、「植民地・半植民地・半封建の旧政治、旧経済およびこのような旧政治、旧経済に奉仕する旧文化」を変えなければならない。中国革命の歴史的過程の「第一歩は民主主義の革命、第二歩は社会主義の革命であって、これは性質のちがった二つの革命の過程である。そして民主主義なるものも・・・旧民主主義ではなくて、・・・新民主主義である。」

②中国の新民主主義革命史

中国革命の第一歩は民主主義革命、第二歩は社会主義革命であり、性質の違う二つの過程を経る。「第一歩は植民地・半植民地・半封建の社会形態を、独立した民主主義の社会に変えることである。第二歩は革命をさらに発展させて、社会主義の社会を樹立することである。」

中国革命の準備段階は1840年のアヘン戦争に敗れ、封建社会から半植民地・半封建社会に変わり始めたときに始まった。太平天国運動、中仏戦争、日清戦争、戊戌政変、辛亥革命、五・四運動、北伐戦争、土地革命戦争を経て、抗日戦争に至っており、100年を費やしてきた。そのうち、アヘン戦争から1919年の五・四運動前夜まではブルジョア階級の指導した旧民主主義革命であり、約80年続き未完成である。五・四運動以後、約20年間の新民主主義革命の時期である。

③中国革命の主要な経験

中国革命の第一歩は民主主義革命であるが、その意味合いは変わった。すなわち、1914年「第一次帝国主義世界大戦」と1917年ロシア十月革命によって社会主義国家が樹立され、世界プロレタリア社会主義革命が始まったことによって、中国革命は反帝国主義であるというだけで、世界プロレタリア社会主義革命の一部になったのである。こうして中国革命の第一歩は「中国のプロレタリアートを先頭とする中国の革命的諸階級の連合独裁の新民主主義社会を建設すること」であり、中国ブルジョア階級の独裁する資本主義社会を樹立することではなくなった。ブルジョア階級の指導した民主主義革命を旧民主主義革命とすれば、中国革命はそれとは違う新民主主義革命でな

ければならない。

④新民主主義の政治

中国のブルジョア階級は帝国主義の抑圧を受けていたため、反帝国主義の旗幟を掲げ、自国の官僚・軍閥政府に反対する革命性を持っているが、「農村での小作料による搾取」(封建経済)とのかたかく結びついているので、帝国主義を徹底的に覆すことを望まない。つまり、「革命に参加する可能性」と「革命の敵に対する妥協性」という二面性を備えている。ゆえに、「中国のプロレタリアート、農民、知識層およびその他の小ブルジョアジーこそは、国家の運命を決定する基本的な勢力である。」

世界の国家体制は政権の階級的性質から3種類に分かれる。第一に一部の地主とブルジョアジーの支配する資本主義的な民主主義国家、第二にソ連のようなプロレタリア独裁の社会主義国家、そして第三に植民地・半植民地において幾つかの階級が連合して反帝国主義・反封建主義の革命を通して樹立する「新民主主義国家」である。「新民主主義国家」はあくまで過渡的な形態であるが、中国はこの形態を取る以外に道はない。

政治体制については、「全国人民代表大会、省人民代表大会、県人民代表大会、区人民代表大会から郷人民代表大会にいたる体系を取り、その各段階の代表大会を通じて政府を選挙することができる。だが、それには男女、信仰、財産、教育などの差別のない、真に普遍平等な選挙制を施行しなければならない。そうしてはじめて革命的諸階級が国家の中で占める地位に適し、民意の表明と革命闘争の指揮に適し、新民主主義の精神に適するようになる。このような制度が民主集中制である。」

⑤新民主主義の経済

新民主主義の共和国の経済構成では、大銀行、大工業、大商業は国家所有とし、国家が経営管理する。中国経済が立ち遅れているので、「その他の資本主義的私有財産を没収するものではなく、・・・資本主義的生産の発展を禁止するものでもない。」これが「資本節制」の方針である。

また「ある種の必要な方法を取って地主の土地を没収し、それを土地のない農民や土地の少ない農民に分配」し、「土地を農民の私有に変えるであろう。」この方針のスローガンは孫中山の「耕す者に土地を」である。これが「地権平均」の方針である。

中国経済は「資本節制」と「地権平均」の道を必ず歩まなければならない。少数の資本家や少数の地主が経済的に支配するような欧米型資本主義社会を樹立してはならない。

⑥新民主主義の文化

中国には帝国主義文化と半封建的文化がある。帝国主義文化は帝国主義の政治的支配と経済的支配を反映したものであり、「奴隸化思想を含んだすべての文化」はこれに属する。また半封建的文化は「孔子を尊び、四書五経を読むことを主張し、旧倫理と旧思想を提唱する」部類である。この二つの文化は密接に関係して、新文化に反対している。

いわゆる「新文化」は旧民主主義革命を担ったブルジョア階級が封建階級の旧文化(科挙、旧学、漢学)と闘って打ち立てたが、「外国帝国主義の奴隸化思想と中国封建主義の復古思想の反動同盟」によって撃退され腐敗した。しかし、1919年の五・四運動以後、中国共産党の指導する「共産主義の文化思想」(共産主義の世界観と社会革命論)が生まれた。新民主主義の文化とはプロレタリアートの社会主義文化思想によって指導される人民大衆の反帝国主義・反封建主義の文化である。それはまた世界プロレタリアートの社会主義文化革命の一部分である。

⑦中国革命の前途

新民主主義の政治、経済、文化はプロレタリアートに指導されてはじめて社会主義的要素を備えるが、中国の政治・経済・文化の状況はまだ社会主義的なものではなく、現段階は「外国の帝国主義と自国の封建主義に反対する」ことが目標であり、新民主主義的なものである。「現在においては、疑いもなく、共産主義思想の宣伝を拡大し、

マルクス・レーニン主義の学習を強化すべきであり、こうした宣伝と学習が無ければ、中国革命を将来の社会主義の段階に導くことはできないばかりか、現在の民主主義革命を勝利に導くこともできない。」という。つまり、中国革命は新民主主義革命の段階を必ず通らなければならない。

以上、毛沢東の「新民主主義論」の要点である。今やるべきことは「人民大衆を指導して、反帝・反封建の政治革命と文化革命を行うこと」であると主張する。科目「新民主主義論」の教育は、大学生にこの新民主主義革命の意義を認識させることを目的とするものであったと思われる。なお、後年、李新『中国新民主主義革命史 1919-1949』（外文出版社、1980 年）が日本語で出版された。李新は中国社会科学院近代史研究所の副所長（当時）であり、この本は海外に向けに中国革命史を広報する目的をもつものである。このような中国の近代革命史もこの授業で解説されたと思われる。⁽⁵¹⁾

（2）科目「マルクス・レーニン主義基礎」の教育内容

この科目の当時のテキストは分からない。従って、その内容は判然としないが、マルクス主義の哲学は弁証法的唯物論と史的唯物論の2つであるので、授業はそれを中心に構成されていたと思われる。当然、マルクス、エンゲルス、レーニン、毛沢東の主要な著作が紹介されたであろう。

（3）科目「政治経済学」の教育内容

この科目も当時のテキストが分からない。後年、文化大革命期に中国上海の工場、復旦大学と五・七幹部学校の労働者と学者、幹部の三者によって編集された『学点政治経済学』（上海人民出版社、1972 年）が、分かりやすいという評価を得て、学習テキストとして広く使用された。また同時期に出版された『政治経済学基礎知識』（上海人民出版社、1975 年）も手がかりとして、その内容を推測することができる。

すなわち、まず人類社会発展史が述べられる。原始社会から奴隷社会・封建社会を経て、資本主義社会、社会主義社会へと変遷する社会発展段階における生産関係の特徴を論じている。特に、資本主義社会と社会主義社会については詳細に講義されたものと思われる。即ち、資本主義社会の搾取制度、経済恐慌、帝国主義への展開を批判し、社会主義社会のプロレタリア革命とその独裁体制、社会主義の生産関係、「全民所有制」と「集体所有制」、計画経済、共産主義の実現などについて解説されたと思われる。⁽⁵²⁾

2. 全国大学教師に対する政治理論学習の指示

1953 年 7 月 1 日、中共中央は「全国大学教師の政治理論学習に関する指示」（關於全国高等学校教師政治理論學習的指示）を各中央局・分局と省・市の党委員会宛に発布。全国大学教師の思想改造運度はその年秋の新学期開始前に全て終了する予定だが、教師は政治理論学習を経常的に行わなければならないと規定した。

《1. 大学教師は自らの意思で「中国革命史」、「マルクス・レーニン主義基礎」、「政治経済学」、「弁証法的唯物論と史的唯物論」の4つの課程を学習すべきである。どの課程も大体1年前後学習すること。今年の夏期後、まず「中国革命史」を開設し、条件が揃った地区や学校はまた同時に「社会主義経済建設」（『聯共（布）党史』第9章から12章とレーニン・スターリンが社会主義経済建設を論じた著作の一部）を開設する。今後3年以内に毎年順次、新しい課程を増設する。これらの課程は等しく教師の自由意思で選択履修する。地区や学校が特殊な原因があって上述の規定のとおり学習を実施できないならば、中央局・分局の許可を得て、上述の順序を改めるか、あるいは他の課程を学んでも良い。

2. 理論学習の時間は毎週2～3時間と規定する。文献購読、討論、報告と講義の時間がこの中に含まれる。

系統的理論学習は直ぐに成果を求めてはならず、必ず常に継続させること。この種の学習は一般に自学を主とし、小グループ討論や特定課題の報告や必要な講義の受講でこれを補う。特定課題の報告と受講は学習の大きな助けになるので、必ず重視しなければならない。条件の揃った都市や学校は北京の中国人民大学や東北・中南の諸都市の方法を真似て、マルクス・レーニン主義の夜間大学や政治业余学校を始め、教師の学習を組織化すべきである。

3. 理論学習以外に、大学教師はまた時事政策を学ばなければならない。各系と科の教師はまた業務に関連した理論的知識を学習すべきである。時事政策の学習は適当に按配し、頻繁になってはならない。一般に日常に新聞を読んだり、少量の文献を読む以外に、1ヶ月か2ヶ月毎に1回、時事政策の報告を組織すべきである。多くの文献を学習し煩瑣で冗長な実質的でない討論をする必要はなく、教師の時間を多く取らないようにする。

4. 大学教師は自由意思の原則の下で学習を組織すべきであり、強要してはならない。一部の政治理論水準の高い職員も学習に参加すべきである。もし彼らが自ら参加を求めるならば、充分に彼らの困難に配慮しなければならない。

5. 各大学の教師の政治理論学習は学校所在地の党の市委員会、省委員会、中央局、中央分局によって別々に指導する。各中央局は各地の実際情況に基づき具体的な規定を作つてよい。この種の学習を指導する責任を負う各級の党委員会は等しくこの方面の工作に責任を負う幹部を指定しなければならない。学校内では、教師の政治理論学習は学校の党組織あるいは政治輔導処によって指導し、党・行政・工会・民主党派の責任者やその他の非党員の教師からなる学習委員会を設置し、党の統一的指導の下で工作を実施すべきである。》

(中共中央「關於全国高等学校教師政治理論學習的指示」)

政治理論課程の4つの科目は大学生だけでなく、大学教員にも学習するよう求められた。これは政治理論に関する認識を学内で統一しようと企図したものである。大学における思想改造運動の総仕上げの施策であった。

3. 「政治理論課程」の教学大綱の混乱

1955年2月24日、高等教育部・文化部は「大学の政治理論課程の教学大綱を出版するについての幾つかの規定に関する通知」(關於出版高等学校政治理論課程教学大綱的幾項規定的通知)を發布した。教学大綱は学科課程の教育内容(知識の範囲や構造)や指導方針等を規定したものである。日本で言えば学習指導要領に相当する。以下、全訳である。

《 解放後、大学の政治理論課程(即ち、マルクス・レーニン主義基礎、中国革命史、政治経済学、弁証法的唯物論や史的唯物論)の教学大綱の出版は種類が多い。これら教学大綱の出版は、一般的に言えば、大学の政治理論教育に対して助けとなり、特にソ連の国家高等教育管理機関が正式に頒布を承認した教学大綱の翻訳と出版は、大学がソ連の先進的経験を学習し、正規にマルクス・レーニン主義の理論教育を展開するのに、大いに役立った。

しかし、過去数年、政治理論課程の教学大綱の出版工作において、まだ多くの重大な欠点が存在する。主に出版機関の混乱、出版物の規格不統一、質が高くないことである。ある民間書店と出版社は、甚だしくも大学の政治理論課程の教学大綱を勝手に出版したが、その質は低く厳粛でもない。これら混乱現象を静め、出版物の質を高めるために、特に以下のような幾つかの決定を行った。

(1) 今後、高等教育部が自ら編纂するか、あるいは研究機関・学校・個人に委託して編纂する政治理論課程の教学大綱や教室討論提要(課堂討論提綱)などは、高等教育部の審査と承認を経た後、統一的に高等教育出版社に任せて出版する。

(2) ソ連の国家高等教育管理機関が承認したか、あるいはソ連の個別の学校が編纂した政治理論課程の教学大綱や教室討論提要は、教学上参考にしたいという需要があるので、翻訳し出版して良い。しかし、混乱と粗製乱造現象の発生を避けるために、今後も高等教育出版社その他の国家的出版社によって統一的に出版する。

(3) 民間の書店や出版社は、今後一律に政治理論課程の教学大綱と教室討論提要を出版してはならず、過去に既に出版したものは今後再版してはならない。》

(高等教育部・文化部「關於出版高等学校政治理論課程教学大綱的幾項規定的通知」)

大学の政治理論課程において、何をいかに教えるべきか。各大学は悩んでいたに違いない。その需要に応えるために、様々な出版社がそれぞれ独自に執筆者を選定し、教学大綱を作成して販売し始めた。一種の販売競争が起こったのであろう。だが、製作されたものは玉石混淆であった。中国共産党と新政府は政治理論課程の教育内容や指導方針等について、急いで全国統一の基準を示すべき必要に迫られたのである。かくして国内製作版は高等教育出版社に一本化して出版し、ソ連の翻訳版は高等教育出版社や国家級の出版社のみが出版できるとしたのである。

第6節 マルクス・レーニン主義理論の担当教員の養成

学校における政治課開設に関する規定は制定されたが、その担当教員が揃っている学校は少なかった。そこで、1951年9月10日、教育部は51年上半期に各学校で「弁証法的唯物論と史的唯物論」を担当させる教員を、他所から引き抜いてきて任命(抽調)することにし、半年間の集中研修を実施することを決定し、9月12日、「適切な人員を選抜して大学・中等学校の政治課教員を担当させることに関する指示」(關於挑選適當人員担任大中学校政治課教員指示)を發布した。

翌1952年9月1日、中共中央は「大学・中等学校のマルクス・レーニン主義理論の教師を養成することに関する指示」(關於高等・中等學校馬克思列寧主義理論師資指示)を、各中央局・分局と各省・市の党委員会宛に発した。冒頭に、「全国の大学・中等学校は、このたびの三反運動と結びついた思想改造や組織整理を経て、封建・売国奴・ファシズム的思想を肅清し、ブルジョア階級を批判した後、労働者階級を樹立し、マルクス・レーニン主義の思想建設を進めることが求められる。それゆえ、マルクス・レーニン主義の政治理論課程の水準を高めることは、学校の思想建設工作の中心的ポイントである」と述べ、大学・中等学校の政治理論課程の担当教員の養成について指示した。以下、部分訳である。

《1. 中央教育部の責任により、中国人民大学で「マルクス・レーニン主義研究班」を創設し、全国大学のために政治理論課の教師を育成することを計画している。第1期は大学院生300人を募集し、研究期限は1〜2年とする。1952年秋に開始する。

2. 大学助教や大学・中等学校高年次の学生の中から、優秀な黨員や共青团員を選抜して、当学校において政治理論課程の助教或いは助理を担当させ、經常的に彼らを自分の實際の工作と結びつけて指導し、系統的にマルクス・レーニン主義理論を学習させ、彼らを大学・中等学校の新しい政治理論課の教師に徐々に育成する。これは現段階で政治理論課の教師を育成する最も効果的な方法の一つである。各級の党委員会は必ず重視し、かつ宣伝部門の責任幹部を指定して、彼らの政治理論学習を指導し、彼らが工作或学習中の諸問題を解決するのを援助しなければならない。

3. 各大行政区では適当な条件を具備する大学を選択して、「マルクス・レーニン主義研究班」を立ち上げ、大学の政治理論課の教師を育成しなければならない。また政治教育系(学部)或いは政治教育専修科を設立し、

中等学校の政治理論課の教師を育成しなければならない。

4. 各中央局・分局及び関係する地方の党委員会は、それぞれの地区で政治理論課の教師育成と学校の政治教育の指導を強化しなければならない。指定された各級の党委員会の宣伝部長或いは副部長が常に自らこの方面の工作を指導しなければならない。かつ政治理論水準の比較的高い幹部を「マルクス・レーニン主義研究班」や政治教育系あるいは政治教育専修科に専任か兼任で派遣して授業をさせ、また政治理論課程の助教（政治助教）の政治理論学習を指導させなければならない。目下、各大学・中等学校にある政治理論課の教師数は少なく、その質も低く、新しい教師が育つのを待っているような端境期（「青黄不接」時期）では、党委員会、政府、民間団体の中で政治理論水準が比較的高い幹部を大いに動員して、学校に兼務させるか、あるいは専門的講座を開設させて、政治理論課の教師の授業準備を援助させることがとりわけ必要である。

5. 各大行政区は大学・中等学校政治理論課の教師の育成計画を各中央局の責任で立案する。華北5省2市の大学・中等学校の政治教師育成計画は、華北局が中央教育部の党組織とともに責任をもって立案する。これらの計画は9月20日前までに我々に報告しなければならない。》

（中共中央「關於高等・中等學校馬克思列寧主義理論師資的指示」）

1952年秋の新学期から中国人民大学および各大行政区の大学において、「マルクス・レーニン主義研究班」という大学院クラス（1～2年制）を新設して、全国大学の政治理論課の担当教員養成を行うことを決定し、第1期生は300人を募集した。

他方、大学の学部課程に「政治教育系」や「政治教育専修科」を新設し、中等学校の政治理論課の担当教員を養成する事業を開始した。因みに、1952年当時、大学は201校、中等学校（中学校3117校、高校1181校、中等專業学校1710校）は6008校であったので、仮に1校に最低2人の担当教員を配置するとすれば、大学に402人、中等学校に12,016人が必要となる計算である。

1953年7月20日、教育部は「高等師範学校の教育・英語・体育・政治などの学科の調整配置に関する決定」（關於高等師範學校教育、英語、體育、政治等系科的調整配置的決定）を發布し、中等学校の教師数の需要を満たすために高等師範学校の学科の学生数を増加することを通知した。本論のテーマである政治学科に関しては次のように決められた。「目下、高等師範学校の設けている政治学科は少なく、中等学校の政治教師の需要をはるかに満たしていない。現在は全国にただ8箇所の高等師範学校設置の政治学科と短期訓練班（その大多数は短期訓練班）があるだけであり、今年の卒業生は合計98名である。しかし中等学校に必要な政治教師は1000名余であり、その差はかなり大きい」と述べ、既存の政治学科や短期訓練班以外に、すべての高等師範学校で政治学科を発展させ、未だ政治学科を設置していないが、教師の条件が良好な高等師範学校では1・2年以内に設置するよう準備を行うよう指示したのである。

また、1955年、高等教育部は政治課の担当教員の訓練計画を策定した。これによれば、①総合大学の文学系・歴史系・哲学系の学生定員を増加して養成すること、②中国人民大学の「マルクス・レーニン主義研究班」を拡大すること、③優秀な教員を選抜してこの「マルクス・レーニン主義研究班」に入学させ、あるいはソ連専門家のいる学校で研修を受けさせること、④学期休業中に講習を受講させること、⑤ソ連専門家や経験豊かな教員による講習会を各地で開催すること等々の方法で教員養成に取り組むという。かくして1957年には大学の政治理論課の担当教員は5000人を越えたのである。⁽⁵³⁾

結語

新中国初期の「社会主義改造期」は何と言っても敵対勢力・反対勢力が残存し、革命政権を揺るがしかねない状況であった。政治・経済・文化・社会における社会主義的制度が創り上げるには、まず革命政権を強固にすることが最重要課題であった。政権がまだ安定していなかったのである。この混沌とした政治情勢の中で、思想政治教育は、党员・軍・大衆の政治思想を強固にし、又は思想改造するという一大プロジェクトであった。その成否はその他の社会主義的制度の成否と直結していると考えられ、今日もそう考えられている。すなわち、思想政治教育は革命政権の様々な基盤を支える根本的基盤を作り上げる事業である。

本稿は、「社会主義改造期」の高等教育制度の確立過程に密接に関連する権力闘争・思想闘争、それを背景にして高等教育において思想政治教育制度が始動するまでを、さまざまな文献資料によって明らかにしてきた。十分とは言えないが、その輪郭は理解することができた。

因みに、この同じ時期、思想政治教育は、キリスト教・仏教・道教・イスラム教など宗教団体との妥協と思想闘争、少数民族との闘争と支配にも、有効な理論的「武器」として使用され始める。こうして、大陸全土にマルクス・レーニン主義と毛沢東思想が浸透し始めたのである。

[注・参考文献]

1. 『新編思想政治工作辞典』（中国経済出版社、1987年、1頁）によれば、「思想政治工作」は「思想工作」・「政治思想工作」と同義語である。また「政治工作」は党の綱領と任務を達成するために行う仕事を指し、「思想工作」、組織工作、幹部工作、宣伝工作、大衆工作、「保衛工作」（防衛）などがある。つまり、「思想工作」は思想に関する政治工作という意味である。
2. 両語の定義については、白土悟「新中国初期の学校における思想政治教育の考察」『国際教育文化研究』（第13号、2013年、15-61頁）参照
3. 王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱 1949—2009』人民出版社、2010年、25・26頁
4. 公的文献には、国家教育委員会思想政治工作司組編『思想政治教育方法論』（高等教育出版社、1992年）、国家教育委員会思想政治工作司組編『党的思想政治教育史』（高等教育出版社、1993年）国家教育委員会思想政治工作司組編『中国共产党思想政治工作史』（红旗出版社、1995）がある。また研究文献には許啓賢主編『中国共产党思想政治教育史』（中国人民大学出版社、1999年）、張蔚萍主編『中国共产党思想政治工作發展史』（中共党史出版社、2004年）、王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱（1949—2009）』（人民出版社、2010年）などがある。
5. 『教師百科辞典』（社会科学文献出版社、1987年、18頁）の項目「経済基礎」「上層建築」など参照
6. 社会主義改造期における小中高校の思想政治教育については、白土悟「新中国初期の学校における思想政治教育の考察」『国際教育文化研究』（Vol.13、2013年、15-61頁、所載）参照
7. 岩下新太郎・榊田久雄編著『要説・教育行政・制度』金港堂、1978年、8頁
8. 同上書、6-13頁
9. 改革開放後に刊行された『中国教育年鑑 1949—1981』（中国大百科全書出版社、1984年、233-234頁）の「全日制高等教育」の章によれば、新中国初期の教育変革は6つの方面で行われた。①全国大学において、一律に「国民党の党議と反動的訓導制」を廃止した。②外国の資金を受けている「教会大学」を1951年末までに全て接収・処理した。③学校に対する中国共産党の指導を確立し、政治工作を行う機構を作り、マルクス・レーニン主義を教える課程を開設した。④知識分子の思想改造を進める学習運動を展開した。⑤労働者・農民に高等教育を受けさせ

- る方針を確定し、中国人民大学と「工農速成中学」を創立した。⑥基本的学制を制定し、課程改革を実施したのである。なお、「工農速成中学」は1950年設立。修業年限は3～4年で、18歳から35歳までの高等小学校卒業レベルの労働者・農民とその幹部を入学させ、中学・高校の学歴を与え、卒業後は高等教育を受験して進学させた。しかし、その所期の目的を達成できず、優秀な労働者を生産現場から離脱させる結果になってしまった。1955年7月9日、教育部・高等教育部は「工農速成中学の学生募集停止に関する通知」（關於工農速成中学停止招生的通知）を發布し、学習募集を停止した。労働者・農民の子女は普通教育に入学させ、また労働者・農民の幹部や大衆の学習は、業余学習を主体とする方針に変えたのである。当時、在校生は5万人余であったが、一律4年制として卒業まで在学させること等々を指示した。以上、『簡明教育辞典』陝西人民教育出版社、1988年、83頁、参照
10. 天児慧『中国—溶変する社会主義大国』東京大学出版会、1992年、39～41頁、参照
11. 「馬叙倫部長為接辦輔仁大学招待記者的書面談話」、『中華人民共和国重要教育文獻1949—1975』海南出版社、2003年、62・63頁、所収。また大塚豊『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部、1996年、31—49頁、参照
12. 1950年1月、政務院は、省には文教庁（処）を設置、直轄市には教育局を設置、県には教育科（局）を設置することを規定した。
13. 大塚豊『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部、1996年、54—59頁、参照
14. 孫維本主編『中国共産党党務工作大辞典』（中国展望出版社、1989年、44・45頁）によれば、「政治覚悟」とは、「階級覚悟ともいう。党員の政治覚悟は、労働者階級の地位、歴史的使命、根本的利益に対する党員の認識を指す。党員の政治覚悟は自然発生的ではなく、プロレタリア政党のマルクス主義教育とプロレタリア階級闘争に参加する実践的鍛錬を経て、逐次養成されるものである。政治的覚悟の高い党員はプロレタリア階級の徹底的な解放と共産主義事業のために終生奮闘することができる。社会主義初級段階において、党員の政治覚悟の高低を測る基準は、彼が党の基本路線を忠実に実行できているか否か、中国の特色ある社会主義を建設する偉大な実践の中で先鋒的模範作用を発揮しているか否かである」という。「政治覚悟」と類似した「思想覚悟」という用語がある。同大辞典によれば、「思想覚悟」とは「社会・政治問題に対する認識と態度を指す。政党、国家の政治、法律制度や宗教、芸術、道徳など社会意識形態に対する見方・態度および個人の社会的責任に対する認識などを包括している。・・・共産党員の思想覚悟は普通の大衆より高くなければならず、全身全霊で人民に奉仕し、個人の一切を惜しまず犠牲にし、共産主義を実現するために終身奮闘しなければならない。」という。
15. 熊明安編著『中国高等教育史』重慶出版社、1983年、425—459頁、参照。
16. 同上書、425—459頁、参照。
17. 中国高等学校簡介編集委員会編『中国高等学校簡介』（教育科学出版社、1982年、2—8頁）および国家統計局国民経済総合統計司編『新中国五十五年統計資料匯編』（中国統計出版社、2005年、78—80頁）参照
18. 『国史通鑑』（第1巻、紅旗出版社、1993年、990頁）によれば、会議の閉会に際して、教育部副部長・銭俊瑞はその成果を次のように総括した ①「老解放区の新しい経験を基礎にして、旧教育の有用な経験を吸収し、ソ連の経験を借りて、新民主主義の教育を建設する」②人民の文化水準を高め、国家建設に有為の人材を育成する。③封建的、買弁的、ファシスト的な思想を肅清し、人民に服務する思想を発展させる。④教育方針を広く知らしめる。⑤老解放区の教育を強固にしてより一層高める。⑥中国人が運営する私立学校は保持したまま、改革を進める。⑦旧教育の改革は長期間を要する過程であり、性急に改革することはできない。
19. 顧明遠主編『教育大辞典』上海教育出版社、1998年、2125頁、参照
20. 『中国教育年鑑1949-1981』中国大百科全書出版社、1984年、347—359頁、参照
21. 同法の第3番目に述べられている、学生が姓名・本籍を変更する理由は何か。それは何を意味するのかも判然としない。
22. 白土悟「新中国初期の学校における思想政治教育の考察」『国際教育文化研究』第13号、2013年、52—54頁、

参照

23. 『中華人民共和國史全鑑』第1巻、團結出版社、1996年、436頁、参照
24. 中央檔案館・中共中央文獻研究室編『中共中央文件選集・第七冊』人民出版社、2013年、369—371頁、所収
25. 文工団は「文芸工作団」の略称。『辞海』（上海辞書出版社、1979年、3515頁）によれば、「中国共産党の指導の下、第2次国内革命戦争期の中国工農紅軍宣伝隊の伝統を継承し、多様な文芸形式を用いて革命宣伝活動を展開した総合的な文芸団体である。抗日戦争期から多くの地区や部隊はみなこの種の組織を設置した。大衆を動員して革命闘争と生産建設を進める宣伝工作において、大きな作用を起こした」という。
26. 『中国教育年鑑 1949—1981』中国大百科全書出版社、1984年
27. 大塚豊、前掲書、105-142頁、参照。この院系調整の経緯を詳細に検証している。
28. 金冲及主編『周恩来伝 上』（劉俊南・譚佐強訳）岩波書店、2000年、171—188頁。この講演は中央教育科学研究所編『周恩来教育文選』教育科学出版社、1984年、38—65頁に所収
29. 『毛沢東選集』第5巻、外文出版社、1977年、69—75頁、所収
30. 中央檔案館・中共中央文獻研究室編『中共中央文件選集・第七冊』人民出版社、2013年、231—236頁、所収
31. 『簡明社会科学詞典』（上海辞書出版社、1984年）によれば、「自由資産階級」は資本主義の自由競争段階のブルジョア階級を指す。資本主義の成長期に自由競争・自由貿易を主張し、封建制に反対し、国内市場や世界市場の開放と自由・平等・博愛の理念を提唱した。19世紀末から20世紀初頭に自由競争の段階から帝国主義の段階に進むと、ブルジョア階級の内部に「壟断資産階級」（資本主義を思い通りに牛耳る独占的な大資産階級）が形成された。中国の資産階級は半植民地・半封建社会において成長し、その内部に「官僚資産階級」と「民族資産階級」を形成した。
32. 梅貽琦は元清華大学学長であり、蒋介石政権とともに台湾に移り、台湾において清華大学を建設した。
33. 中央檔案館・中共中央文獻研究室編『中共中央文件選集・第七冊』人民出版社、2013年、284—290頁、所収
34. 徐永利主編『新編思想政治工作辞典』中国経済出版社、1987年、287・288頁、参照。国家行政職員は中国語では「国家工作人員」又は「行政工作人員」（通称「国家幹部」）という。これらは法律用語であり、社会主義国家機関が正式に任用した行政職員を指す。「国家工作人員」は3つのレベルに区分される。①法律による無記名選挙で選ばれる職員がある。国家主席、副主席、省長、副省長、市長、副市長、県長、副県長などである。②法律によって指名され決定される職員がある。例えば、国家主席が指名し全国人民代表大会で決定される国務院総理である。その他、国務院総理が指名する副総理、国務委員、「部長」・「委員会主任」・「審計長」（各官庁の大臣に相当）、「秘書長」は全国人民代表大会の会議の中で決定される。③「上級機関」の職員がある。国務院各官庁の職員、国有企業・事業機関の職員などである。資本主義国家では「官吏」「公務員」「国家公職人員」が使用される。
35. 『国史通鑑』第1巻、紅旗出版社、1993年、22・23頁、参照
36. 同上書、23頁
37. 曹明遠主編『思想政治工作大辞典』中国経済出版社、1990年、6頁）の項目「資産階級思想」、参照
38. 顧明遠主編『教育大辞典』上海教育出版社、1998年、2137頁
39. 『建国以来重要文献選編』第二冊、39—43頁、所収。反革命分子の摘発と排除は「外層」から「中層」「内層」へと進んでいった例として、1951年5月21日、中共中央が發布した『「中層」・「内層」問題を整理することに関する指示』（關於清理「中層」「内層」問題的指示）を挙げることができる。
40. 政治理論学習の当時の様子は分からない。2014年現在、毎週水曜日に2時間ほど全校教職員・学生は学科別・クラス別などグループに分かれて、学校の中国共産党委員会の指導の下、一斉に実施する。主に、党の新しい文件或新聞記事などを読んで、自由に意見交換を行う。何を読むかは党委員会が決める。学習は党の政策・方針を理解させるために行われるものであり、党に意見具申するような性質のものではない。

41. 「政治輔導処」の主任に選任される「幹部」とは、党員である事務職員を指す。このポストは教育職ではないので、教員になることはない。
42. 中共中央档案馆・中共中央文献研究室編『中共中央文件選集』第10冊、人民出版社、2013年、4・5頁、所収
43. 中共中央档案馆・中共中央文献研究室編『中共中央文件選集』第21巻、人民出版社、2013年、434－438頁、所収。また王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱（1949－2009）』人民出版社、2010年、126・127頁、参照
44. 『哲学大辞典』上海辞書出版社、2007年、133頁
45. 孫維本主編『中国共产党党務工作大辞典』中国展望出版社、1989年、302頁
46. 『中華人民共和国国史全鑑』第1冊、50頁
47. 『中華人民共和国事典（1949～2009）』上海世界図書出版、2009年、88頁、参照
48. 『中国教育年鑑 1949－1981』中国大百科全書出版社、1984年、233－291頁。なお、『簡明教育辞典』（陝西人民教育出版社、1988年、49頁）によれば、大学と中等專業学校では「公共必修課」（又は公共課と称す）として、政治理論課、思想品德課、外国語課、体育課、生産労働と軍事訓練などが決められている。高等師範大学では、これらに教育理論課と実習課が加わる。因みに、諸学科は、学科類型として「專業課」と「基礎課」に二大別される。「專業課」では専門的知識と技能を学習し、それに対する「基礎課」は一般的知識を学習する。また学科門類の上から「政治課」と「文化課」に二大別される。「政治課」は政治や思想品德の科目を指し、「文化課」の科目は小学校では語文、数学、常識、歴史、地理の5科目、また中学校・高校では語文、数学、外国語、物理、化学、生物、歴史、地理の8科目、そして中等專業学校では語文、数学の2科目を指す。
49. 同上書、250頁
50. 『毛沢東選集』第2巻、新日本出版社、1966年、425－486頁、所収
51. 李新『中国新民主主義革命史 1919-1949』外文出版社、1980年
52. 『学点政治経済学』（上海人民出版社、1972年）は、すぐに日本語に翻訳された。日本共産主義青年同盟中央委員会訳『政治経済学』（先鋒社、1974年）である。このように中国のテキストが日本にも一定の影響を与えたのである。
53. 王樹陰・王炎『新中国思想政治教育史綱（1949－2009）』人民出版社、2010年、129頁

Ideological and Political Education in the Higher Education at the early Modern China

Satomi SHIRATSUCHI

This is the paper on how was established the educational system for ideological and political education in the higher education at the early time (1949–1956) by looking over the official documents.

It was found that there were several steps in the process of establishing the system for ideological and political education on a power struggle against anti-Establishment.

The first step is that the Chinese Communist Party commanded the right of decision-making for all administration in the universities and colleges, including the right of personnel changes of the leading members at 1950.

The second step is that they made all teachers and stuffs begin to learn two hours a week the reports of the Government and the books of Marxism and the chairman Mao at 1951.

The third step is that they campaigned against ideological trend towards bourgeois liberation at 1952. Main target of this campaign was the middle class of teachers and stuffs.

The forth step is that they made systematic curriculum of subjects to teach all students the theory of Maoism and Marxism at 1952.

The fifth step is that they made all teachers study on their will the same subjects which all students studied at 1953.

Then the influence of the Chinese Communist Party began to filter into all the universities and colleges in China.